

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案新旧対照条文

目次

一	非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（第一条関係）	1
二	民法（明治二十九年法律第八十九号）（第八条関係）	7
三	民法施行法（明治三十一年法律第十一号）（第十条関係）	8
四	商法（明治三十二年法律第四十八号）（第十二条関係）	9
五	担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（第十四条関係）	10
六	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）（第十五条関係）	11
七	抵当証券法（昭和六年法律第十五号）（第十七条関係）	12
八	無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（第十九条関係）	13
九	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）（第二十条関係）	14
十	罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）（第二十一条関係）	15
十一	死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）（第二十三条関係）	16
十二	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（第二十四条関係）	17
十三	裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（第二十六条関係）	18
十四	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二十七条関係）	19
十五	裁判官分限法（昭和二十二年法律第二百二十七号）（第二十八条関係）	21
十六	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（第三十条関係）	22
十七	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（第三十一条関係）	27
十八	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）（第三十二条関係）	29
十九	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（第三十三条関係）	30
二十	閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）（第三十四条関係）	31

二十一	金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)	(第三十五条関係)	32
二十二	公認会計士法 (昭和二十三年法律第三号)	(第三十六条関係)	38
二十三	少年法 (昭和二十三年法律第六十八号)	(第三十七条関係)	42
二十四	損害保険料率算出団体に関する法律 (昭和二十三年法律第九十三号)	(第三十九条関係)	43
二十五	消費生活協同組合法 (昭和二十三年法律第二百号)	(第四十条関係)	44
二十六	医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)	(第四十一条関係)	48
二十七	水産業協同組合法 (昭和二十三年法律第二百四十二号)	(第四十二条関係)	50
二十八	労働組合法 (昭和二十四年法律第七十四号)	(第四十三条関係)	54
二十九	中小企業等協同組合法 (昭和二十四年法律第八十一号)	(第四十四条関係)	55
三十	土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号)	(第四十五条関係)	58
三十一	弁護士法 (昭和二十四年法律第二百五号)	(第四十六条関係)	60
三十二	私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号)	(第四十七条関係)	64
三十三	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第二百二十三号)	(第四十八条関係)	65
三十四	生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号)	(第四十九条関係)	66
三十五	司法書士法 (昭和二十五年法律第九十七号)	(第五十条関係)	68
三十六	港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号)	(第五十一条関係)	71
三十七	土地家屋調査士法 (昭和二十五年法律第二百二十八号)	(第五十二条関係)	72
三十八	商品先物取引法 (昭和二十五年法律第二百三十九号)	(第五十三条関係)	75
三十九	行政書士法 (昭和二十六年法律第四号)	(第五十四条関係)	81
四十	社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)	(第五十五条関係)	84
四十一	農業委員会等に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号)	(第五十六条関係)	85
四十二	宗教法 (昭和二十六年法律第二百六十六号)	(第五十七条関係)	86
四十三	投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第九十八号)	(第五十八条関係)	87
四十四	土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号)	(第五十九条関係)	94

四十五	民事調停法 (昭和二十六年法律第二百二十二号)	(第六十条関係)	95
四十六	税理士法 (昭和二十六年法律第二百三十七号)	(第六十二条関係)	108
四十七	信用金庫法 (昭和二十六年法律第二百三十八号)	(第六十三条関係)	111
四十八	漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号)	(第六十四条関係)	114
四十九	道路法 (昭和二十七年法律第八十号)	(第六十五条関係)	116
五十	中小漁業融資保証法 (昭和二十七年法律第三百四十六号)	(第六十六条関係)	117
五十一	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (昭和二十八年法律第七号)	(第六十七条関係)	118
五十二	商工会議所法 (昭和二十八年法律第四百十三号)	(第六十八条関係)	120
五十三	信用保証協会法 (昭和二十八年法律第九十六号)	(第六十九条関係)	122
五十四	労働金庫法 (昭和二十八年法律第二百二十七号)	(第七十条関係)	123
五十五	厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第一百五号)	(第七十一条関係)	126
五十六	土地区画整理法 (昭和二十九年法律第一百九号)	(第七十二条関係)	127
五十七	接収不動産に関する借地借家臨時処理法 (昭和三十一年法律第三百三十八号)	(第七十三条関係)	128
五十八	内航海運組合法 (昭和三十二年法律第六十二号)	(第七十五条関係)	129
五十九	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和三十二年法律第六十四号)	(第七十六条関係)	131
六十	国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第二百八号)	(第七十七条関係)	133
六十一	たばこ耕作組合法 (昭和三十三年法律第三百三十五号)	(第七十八条関係)	134
六十二	国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号)	(第七十九条関係)	135
六十三	未帰還者に関する特別措置法 (昭和三十四年法律第七号)	(第八十条関係)	136
六十四	商工会法 (昭和三十五年法律第八十九号)	(第八十一条関係)	137
六十五	技術研究組合法 (昭和三十六年法律第八十一号)	(第八十二条関係)	139
六十六	農業信用保証保険法 (昭和三十六年法律第二百四号)	(第八十三条関係)	146
六十七	建物の区分所有等に関する法律 (昭和三十七年法律第六十九号)	(第八十四条関係)	148
六十八	商店街振興組合法 (昭和三十七年法律第四百十一号)	(第八十五条関係)	149

六十九	地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号)	(第八十六条関係)	198
七十	労働災害防止団体法 (昭和三十九年法律第百十八号)	(第八十七条関係)	197
七十一	漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号)	(第八十八条関係)	196
七十二	地方住宅供給公社法 (昭和四十年法律第百二十四号)	(第八十九条関係)	195
七十三	船員災害防止活動の促進に関する法律 (昭和四十二年法律第六十一号)	(第九十条関係)	193
七十四	小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律 (昭和四十三年法律第八十三号)	(第九十一条関係)	192
七十五	金融機関の合併及び転換に関する法律 (昭和四十三年法律第八十六号)	(第九十三条関係)	188
七十六	社会保険労務士法 (昭和四十三年法律第八十九号)	(第九十四条関係)	187
七十七	都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号)	(第九十五条関係)	186
七十八	職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号)	(第九十六条関係)	185
七十九	地方道路公社法 (昭和四十五年法律第八十二号)	(第九十七条関係)	171
八十	民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律 (昭和四十五年法律第百十五号)	(第九十八条関係)	170
八十一	預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号)	(第一百条関係)	169
八十二	民事訴訟費用等に関する法律 (昭和四十六年法律第四十号)	(第一百二条関係)	168
八十三	勤労者財産形成促進法 (昭和四十六年法律第九十二号)	(第一百四条関係)	167
八十四	公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和四十七年法律第六十六号)	(第一百五条関係)	166
八十五	農水産業協同組合貯金保険法 (昭和四十八年法律第五十三号)	(第一百六条関係)	163
八十六	森林組合法 (昭和五十三年法律第三十六号)	(第八十八条関係)	159
八十七	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 (昭和五十三年法律第八十号)	(第九十九条関係)	158
八十八	民事執行法 (昭和五十四年法律第四号)	(第一百条関係)	157
八十九	農住組合法 (昭和五十五年法律第八十六号)	(第一百二条関係)	156
九十	銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号)	(第一百三十三条関係)	154
九十一	広域臨海環境整備センター法 (昭和五十六年法律第七十六号)	(第一百四十四条関係)	153
九十二	民事保全法 (平成元年法律第九十一号)	(第一百五十五条関係)	152

九十三	借地借家法（平成三年法律第九十号）（第一百七十七条関係）	200
九十四	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第一百六号）（第一百十九条関係）	207
九十五	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（第二百二十条関係）	209
九十六	保険業法（平成七年法律第一百五号）（第二百二十一条関係）	210
九十七	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百八号）（第二百二十二条関係）	232
九十八	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（第二百二十三条関係）	234
九十九	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第二百二十四条関係）	235
百	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）（第二百二十五条関係）	236
百一	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号）（第二百二十七条関係）	251
百二	任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五百十号）（第二百二十八条関係）	252
百三	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百十二号）（第二百二十九条関係）	253
百四	特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五百十八号）（第三百三十一条関係）	259
百五	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（第三百三十三条関係）	261
百六	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（第三百三十四条関係）	264
百七	児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（第三百三十五条関係）	265
百八	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第三百三十六条関係）	266
百九	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（第三百三十八条関係）	279
百十	マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（第三百三十九条関係）	283
百十一	株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（第四百四十条関係）	284
百十二	人事訴訟法（平成十五年法律第九号）（第四百四十一条関係）	285
百十三	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）（第四百四十三条関係）	287
百十四	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第一百一十号）（第四百四十五条関係）	288
百十五	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）（第四百四十六条関係）	289

百十六	労働審判法（平成十六年法律第四十五号）	（第四百七十七條關係）	295	
百十七	破産法（平成十六年法律第七十五号）	（第四百九十九條關係）	296	
百十八	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）	（第五百五十條關係）	297	
百十九	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百一十一号）	（第五百五十二條關係）	298	
百二十	有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）	（第五百五十三條關係）	299	
百二十一	会社法（平成十七年法律第八十六号）	（第五百五十四條關係）	309	
百二十二	郵政改革法（平成二十三年法律第 号）	第五十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）	第一條の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）	（第五百五十六條關係）
百二十三	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）	（第五百五十八條關係）	310	
百二十四	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）	（第五百五十九條關係）	312	
百二十五	信託法（平成十八年法律第八八号）	（第六百六十條關係）	313	
百二十六	株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）	（第六百六十二條關係）	320	
百二十七	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）	（第六百六十三條關係）	322	
百二十八	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）	（第六百六十四條關係）	323	
百二十九	株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）	（第六百六十五條關係）	324	
百三十	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）	（第六百六十六條關係）	325	

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律 （削る）</p>	<p>非訟事件手続法 目次 第一編 総則（第一条—第七十一条） 第二編 民事非訟事件 第一章 裁判上ノ代位ニ関スル事件（第七十二条—第七十九条） 第二章 保存、供託、保管及び鑑定ニ関スル事件（第八十条—第一百六条） 第三章 外国法人及び夫婦財産契約ノ登記（第一百七条—第四百十条） 第三編 公示催告事件 第一章 通則（第四百十一条—第四百五十五条） 第二章 有価証券無効宣言公示催告事件（第四百五十六条—第四百六十条） 第四編 過料事件（第四百六十一条—第四百六十四条） 附則 第一編 総則</p>

(趣旨)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記については、他の法令に特別の定めがある場合を除き、この法律の定めるところによる。

(外国法人の登記の事務をつかさどる登記所)

第二条 日本に事務所を設けた外国法人(民法第三十五条第一項ただし書に規定する外国法人に限る。第四条において同じ。)の登記の事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所(第五条第一項から第三項までにおいて「法務局等」という。)が、登記所としてつかさどる。

(外国法人登記簿)

第三条 登記所に、外国法人登記簿を備える。

(削る)

第一条 裁判所ノ管轄ニ属スル非訟事件ニ付テハ本法其他ノ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外本編ノ規定ヲ適用ス

第二条 裁判所ノ土地ノ管轄カ住所ニ依リテ定マル場合ニ於テ日本ニ住所ナキトキ又ハ日本ノ住所ノ知レサルトキハ居所地ノ裁判所ヲ以テ管轄裁判所トス

②居所ナキトキ又ハ居所ノ知レサルトキハ最後ノ住所地ノ裁判所ヲ以テ管轄裁判所トス
③最後ノ住所ナキトキ又ハ其住所ノ知レサルトキハ財産ノ所在地又ハ最高裁判所ノ指定シタル地ノ裁判所ヲ以テ管轄裁判所トス相続開始地ノ裁判所カ管轄裁判所ナル場合ニ於テ相続カ外国ニ於テ開始シタルトキ亦同シ

第三条 数個ノ管轄裁判所アル場合ニ於テハ最初事件ノ申立ヲ受ケタル裁判所其事件ヲ管轄ス但其裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ適当ト認ムル他ノ管轄裁判所ニ事件ヲ移送スルコトヲ得

第四条(第七十一条) (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(商業登記法の準用)

第四条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第二条から第九
条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九
条の二から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六
号を除く。）、第二十六条、第二十七条、第二百二十八条、第二百二十九
条、第三百十条第一項及び第三項並びに第三百三十二条から第三百四
十八条までの規定は、日本に事務所を設けた外国法人の登記につい
て準用する。

(夫婦財産契約の登記の事務をつかさどる登記所)

第二編 民事非訟事件

第一章 裁判上ノ代位ニ関スル事件

第七十二条〜第七十九条 (略)

第二章 保存、供託、保管及ヒ鑑定ニ関スル事件

第八十条〜第一百六条 (略)

第三章 外国法人及ヒ夫婦財産契約ノ登記

第一百七条〜第二百条 (略)

第二百一十一条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第二
条乃至第五条、第七条乃至第十五条、第十七条、第十八条、第十九
条の二乃至第二十三条の二、第二十四条（第十五号及び第十六号ヲ除
ク）、第二十六条、第二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第
百三十条第一項及び第三項並ニ第三百三十二条乃至第四百八条ノ規
定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之ヲ準用ス

第五条 夫婦財産契約の登記の事務は、夫婦となるべき者が夫の氏を称するときは夫となるべき者、妻の氏を称するときは妻となるべき者の住所を管轄する法務局等が、登記所としてつかさどる。

2 前項の登記の事務は、同項に規定する夫となるべき者又は妻となるべき者の住所が日本国内にないとき又は当該住所が知れないときは当該夫となるべき者又は妻となるべき者の居所を管轄する法務局等が登記所としてつかさどり、日本国内にその居所がないとき又はその居所が知れないときは当該夫となるべき者又は妻となるべき者の最後の住所を管轄する法務局等が登記所としてつかさどる。

3 第一項の登記の事務は、前二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が定まらないときは、法務大臣が指定する法務局等が登記所としてつかさどる。

4 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は法務局長若しくは地方法務局長の長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。

(夫婦財産契約登記簿)

第六条 登記所に、夫婦財産契約登記簿を備える。

(共同申請)

第七条 夫婦財産契約に関する登記の申請は、特別の定めがある場合を除き、当該夫婦財産契約の当事者の双方が共同してしなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項の登記を申請する場合には、申請人は、その申請情報と併せて夫婦財産契約をしたことを証する情報又は管理者の変更若しくは共有財産の分割に関する処分の審判があつたこと若しくはこれに関する契約をしたことを証する情報を提供しなければならない。

(不動産登記法の準用)

第八条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七条から第十一条まで、第十三条、第十六条第一項、第十八条、第二十四条、第二十五条第一号から第九号まで及び第十二号、第六十七条第一項から第三項まで、第七十一条、第一百九条、第二百一十一条第二項及び第三項、第五百五十二条から第五百五十六条まで、第五百五十七条第一項から第三項まで並びに第五百五十八条の規定は、夫婦財産契約に関する登記について準用する。この場合において、同法第十八条中「政令」とあるのは、「法務省令」と読み替えるものとする。

(削る)

(省令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、夫婦財産契約に関する登記に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(削る)

(削る)

第二百二十二条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七条乃至第十一条、第十三条、第十六条第一項、第十八条、第二十四条、第二十五条第一号乃至第九号及び第十二号、第六十七条第一項乃至第三項、第七十一条、第一百九条、第二百一十一条第二項及び第三項、第五百五十二条乃至第五百五十六条、第五百五十七条第一項乃至第三項並に第五百五十八条ノ規定ハ夫婦財産契約ニ關スル登記ニ之ヲ準用ス

②申請情報ノ内容其他夫婦財産契約ニ關スル登記ニ關シ必要ナル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

(新設)

第二百二十三条ノ第四百十條 (略)

第三編 公示催告事件

(削る)

第四百一条〜第六十条 (略)

第四編 過料事件

第六十一条〜第六十四条 (略)

改正案

現行

（和解及び調停の申立て）

第五百十一条 和解の申立て又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事事件手続法（平成二十三年法律第百二十二号）による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わなるときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

（催告）

第五百十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

（和解及び調停の申立て）

第五百十一条 和解の申立て又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事審判法（昭和二十二年法律第一百五十二号）による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わなるときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

（催告）

第五百十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

三 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）（第十条関係）

改正案	現行
<p>第五十七条 指図証券、無記名証券及ヒ民法第四百七十一条ニ掲ケタル証券ハ非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第百条ニ規定スル公示催告手続ニ依リテ之ヲ無効ト為スコトヲ得</p>	<p>第五十七条 指図証券、無記名証券及ヒ民法第四百七十一条ニ掲ケタル証券ハ非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十二条ニ規定スル公示催告手続ニ依リテ之ヲ無効ト為スコトヲ得</p>

四 商法（明治三十二年法律第四十八号）（第十二条関係）

改正案	現行
<p>（有価証券喪失の場合の権利行使方法） 第五百十八条 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の所持人がその有価証券を喪失した場合において、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第百十四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその有価証券の趣旨に従い履行をさせることができる。</p>	<p>（有価証券喪失の場合の権利行使方法） 第五百十八条 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の所持人がその有価証券を喪失した場合において、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百五十六条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその有価証券の趣旨に従い履行をさせることができる。</p>

五 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（第十四条関係）

改正案	現行
<p>（特別代理人の選任） 第四十五条（略） 2～4（略） 5 第一項の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しない。</p>	<p>（特別代理人の選任） 第四十五条（同上） 2～4（同上） 5 第一項の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第十五条の規定は、適用しない。</p>

六 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）（第十五条関係）

<p>改正案</p>	<p>第八十四条（略） ②前項ノ執行ニ付テハ非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号） ③（略）</p>
<p>現行</p>	<p>第八十四条（同上） ②前項ノ執行ニ付テハ非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号） 第百六十三条ノ規定ヲ準用ス ③（同上）</p>

七 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）（第十七条関係）

改正案	現行
<p>第八条 異議ニ関スル裁判ハ抵当証券交付ノ申請ヲ受理シタル登記所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ於テ非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）ニ依リ之ヲ為ス</p> <p>②前項ノ裁判ニ対スル即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス</p> <p>③（略）</p> <p>第二十一条 抵当証券ノ所持人ハ左ノ場合ニ於テ抵当証券ヲ交付シタル登記所ニ証券ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券ヲ喪失シタル場合ニ於テ非訟事件手続法第百六条第一項ニ規定スル除権決定アリタルトキ</p> <p>第三十三条 （略）</p> <p>②（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>第八条 異議ニ関スル裁判ハ抵当証券交付ノ申請ヲ受理シタル登記所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ於テ非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）ニ依リ之ヲ為ス</p> <p>②前項ノ裁判ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス</p> <p>③（同上）</p> <p>第二十一条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 証券ヲ喪失シタル場合ニ於テ非訟事件手続法第百四十八条第一項ニ規定スル除権決定アリタルトキ</p> <p>第三十三条 （同上）</p> <p>②（同上）</p> <p>③申請ヲ却下シタル裁判ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得</p>

八 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（第十九条関係）

改正案	現行
<p>(清算の監督) 第三十一条 (略)</p> <p>2、5 (略)</p> <p>6 会社法第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前項の報酬の額について準用する。</p> <p>7、8 (略)</p>	<p>(清算の監督) 第三十一条 (同上)</p> <p>2、5 (同上)</p> <p>6 会社法第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前項の報酬の額について準用する。</p> <p>7、8 (同上)</p>

九 農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）（第二十条關係）

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>第二十三条ノ十五 (略)</p> <p>② 前二条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ裁判所ガ検査役ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ前条中清算人及監事トアルハ負債整理組合及検査役トス</p>	<p>第二十三条ノ十五 清算人ノ解任ニ付テノ裁判及前条ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得</p> <p>第二十三条ノ十六 (同上)</p> <p>② 前三条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ裁判所ガ検査役ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ第二十三条ノ十四中清算人及監事トアルハ負債整理組合及検査役トス</p>

改正案

現行

第十八条 第六条第一項ただし書（第九条において準用する場合を含む。）又は第十五条から前条までの規定による裁判は、借地又は借家の所在地を管轄する地方裁判所が、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）により、これをする。

第十八条 第六条第一項但書（第九条において準用する場合を含む。）又は第十五条乃至前条の規定による裁判は、借地又は借家の所在地を管轄する地方裁判所が、非訟事件手続法により、これをする。

第二十三条 削除

第二十三条 第十五条乃至第十七条の規定による申立があつた場合には、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十條の規定を準用する。この場合に、調停に付する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二十四条 第六条第一項ただし書（第九条において準用する場合を含む。）又は第十五条から第十七条までの規定による裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。
（削る）

第二十四条 第六条第一項但書（第九条において準用する場合を含む。）又は第十五条乃至第十七条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。その期間は、これを二週間とする。
② 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

十一 死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）（第二十三条関係）

改正案	第十二条 過料についての裁判は、簡易裁判所がこれを行う。
現行	第十二条 過料の裁判は、簡易裁判所がこれを行う。

十二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（第二十四条関係）

改正案	第七十条の四（略） ② 前項の規定による裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）により、これを行う。
現行	第七十条の四（同上） ② 前項の規定による裁判は、非訟事件手続法（明治三十一年法律第 十四号）により、これを行う。

十三 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（第二十六条関係）

改正案	現行
<p>第三十一条の三（裁判権その他の権限） 家庭裁判所は、次の権限を有する。</p> <p>一 家事事件手続法（平成二十三年法律第 号）で定める家庭に関する事件の審判及び調停</p> <p>二、三（略）</p> <p>②（略）</p>	<p>第三十一条の三（同上）</p> <p>一 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）で定める家庭に関する事件の審判及び調停</p> <p>二、三（同上）</p> <p>②（同上）</p>

改正案

現行

<p>(削る)</p> <p>第二百六十条の三十七 (略)</p> <p>② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>第二百六十条の三十七 認可地縁団体の清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができ</p>
<p>第二百六十条の三十八 (略)</p> <p>② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。</p> <p>第二百六十条の三十八 次の各号のいずれかに該当する場合において は、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）により、五十万円以下の過料に処する。 一、二 (略)</p> <p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第二百六十条の三十八 (同上)</p> <p>② 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第二百六十条の三十六中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。</p> <p>第二百六十条の三十九 次の各号のいずれかに該当する場合において は、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）により、五十万円以下の過料に処する。 一、二 (同上)</p> <p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 (同上)</p> <p>(同上)</p>

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第四項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第八十条並びに第八十一条の規定により処理することとされている事務

二（四）（略）

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第四項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第四項並びに第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第八十条並びに第八十一条の規定により処理することとされている事務

二（四）（同上）

十五 裁判官分限法（昭和二十二年法律第二百二十七号）（第二十八条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第十三条（過料の裁判の執行） 懲戒による過料の裁判の執行については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第二百二十一条の規定を準用する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第十三条（過料の裁判の執行） 懲戒による過料の裁判の執行については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第六十三条の規定を準用する。</p>

改正案

第三十五条（略）

②⑤（略）

⑥ 第四項の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的詠替えは、政令で定める。

第六十九条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十條第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十條の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、

現行

第三十五条（同上）

②⑤（同上）

⑥ 第四項の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十條（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的詠替えは、政令で定める。

第六十九条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、同

六条の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条の二の二 組合の清算については、会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定を、組合の清算人については、第二十七条の二、第二十九条の二、第三十条の三、第三十条の四、第三十条の五第二項及び第三項、第三十二条、第三十三条、第三十四条第五項及び第六項、第三十五条（第二項を除く。）、第三十五条の二、第三十五条の三第二項及び第三項、第三十五条の四、第三十五条の五第一項から第三項まで、第三十五条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第三十六条（第一項及び第十項を除く。）、第三十九条、第四十二条、第四十三条の三第二項から第四項まで、第四十三条の四、第四十三条の五第二項、第四十六条の三並びに第四十六条の五第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四条

法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条の二の二 組合の清算については、会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定を、組合の清算人については、第二十七条の二、第二十九条の二、第三十条の三、第三十条の四、第三十条の五第二項及び第三項、第三十二条、第三十三条、第三十四条第五項及び第六項、第三十五条（第二項を除く。）、第三十五条の二、第三十五条の三第二項及び第三項、第三十五条の四、第三十五条の五第一項から第三項まで、第三十五条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第三十六条（第一項及び第十項を除く。）、第三十九条、第四十二条、第四十三条の三第二項から第四項まで、第四十三条の四、第四十三条の五第二項、第四十六条の三並びに第四十六条の五第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四条

、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、第三十五条の六第十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十六条第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算終了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令

、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、第三十五条の六第十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十六条第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算終了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあ

「とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農業協同組合法第七十二条の二において準用する同法第三十五条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

第七十二条の十八の十四 (略)

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く農事組合法人にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「農事組合法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第七十三条の四十八 (略)

② (略)

③ 中央会の解散及び清算については、第七十一条第一項、第七十二条第一項及び第七十二条の十八の二から第七十二条の十八の十四まで並びに会社法第五百二条本文並びに第五百七条第一項及び第三項

るのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農業協同組合法第七十二条の二において準用する同法第三十五条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条の十八の十四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第七十二条の十八の十五 (同上)

② 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七十二条の十八の十三中「清算人（監事を置く農事組合法人にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「農事組合法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第七十三条の四十八 (同上)

② (同上)

③ 中央会の解散及び清算については、第七十一条第一項、第七十二条第一項及び第七十二条の十八の二から第七十二条の十八の十五まで並びに会社法第五百二条本文並びに第五百七条第一項及び第三項

の規定を準用する。この場合において、第七十一条第一項中「理事」とあるのは「会長、副会長及び理事」と、第七十二条の十八の三中「第七十三条第四項」とあるのは「第七十三条の四十八第三項」と、同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

の規定を準用する。この場合において、第七十一条第一項中「理事」とあるのは「会長、副会長及び理事」と、第七十二条の十八の三中「第七十三条第四項」とあるのは「第七十三条の四十八第三項」と、同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案

現行

<p>第二十八条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>第二十八条（同上）</p> <p>②（同上）</p> <p>③ 第一項及び前項の承認（以下「措置に関する承認」という。）は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。</p>
<p>③ 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。</p>	<p>④ 都道府県は、第二項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。</p>
<p>④ 家庭裁判所は、第一項第一号及び第二号ただし書並びに第二項ただし書の承認（次項において「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。</p>	<p>⑤ 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。</p>
<p>⑤（略）</p> <p>第三十三条（略）</p>	<p>⑥（同上）</p> <p>第三十三条（同上）</p>

②④ (略)

⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。

②④ (同上)

⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第一節 第三節 (略)</p> <p>第四節 解散及び清算 (第四十六条―第五十八条の五)</p> <p>第五節 (略)</p> <p>第三章 第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(削る)</p> <p>第五十八条の五 (略)</p> <p>② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「農業共済団体及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (同上)</p> <p>第二章 (同上)</p> <p>第一節 第三節 (同上)</p> <p>第四節 解散及び清算 (第四十六条―第五十八条の六)</p> <p>第五節 (同上)</p> <p>第三章 第七章 (同上)</p> <p>附則</p> <p>第五十八条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>第五十八条の六 (同上)</p> <p>② 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十八条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「農業共済団体及び検査役」と読み替えるものとする。</p>
--	--

十九 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（第三十三条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第二百二十二条 削除</p>	<p>第二百二十二条 第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の二、第一百条第一項、第一百三十三条又は第一百零四条の許可及び前条の不服の申立ては、家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の適用に関しては、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。</p>

改正案	現行
<p>第二十条の四（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 前項の規定による選任の裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）による。この場合において、本邦外に本店又は主たる事務所を有する指定解除機関については、当該指定解除機関の本邦内の主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。</p> <p>⑥⑧（略）</p>	<p>第二十条の四（同上）</p> <p>②④（同上）</p> <p>⑤ 前項の規定による選任の裁判は、非訟事件手続法による。この場合において、本邦外に本店又は主たる事務所を有する指定解除機関については、当該指定解除機関の本邦内の主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。</p> <p>⑥⑧（同上）</p>

改正案	現行
<p>第百条の二十一 削除</p> <p>（検査役の選任） 第百条の二十二（略）</p> <p>2 第百条の十九及び第百条の二十の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。</p> <p>（金銭以外の財産の出資等） 第百一条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 会社法第二百七条、第二百十二条（第一項第一号を除く。）、第二百十三条（第一項第一号及び第三号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第百一条の九第三号に規定する金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する。この場</p>	<p>（清算人の解任） 第百条の二十一 金融商品会員制法人の清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができ</p> <p>（検査役の選任） 第百条の二十二（同上）</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。</p> <p>（金銭以外の財産の出資等） 第百一条の十六（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 会社法第二百七条、第二百十二条（第一項第一号を除く。）、第二百十三条（第一項第一号及び第三号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号及び第七号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第百一条の九第三号に規定する金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する。この場合にお</p>

合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第九十九条第一項第三号」とあるのは「金融商品取引法第百一条の九第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百七条第八項及び第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員金融商品取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「金融商品取引法第百一条の十四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(議事録)

第二百二条の三十一 (略)

2、3 (略)

4 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(解職等)

いて、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第九十九条第一項第三号」とあるのは「金融商品取引法第百一条の九第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百七条第八項及び第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員金融商品取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「金融商品取引法第百一条の十四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(議事録)

第二百二条の三十一 (同上)

2、3 (同上)

4 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(解職等)

第百五条の七 (略)

255 (略)

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(議事録)

第百五条の十六 (略)

255 (略)

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(株式買取請求)

第百三十九条の十一 (略)

2 会社法第七百九十七条第五項から第七項まで、第七百九十八条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二

第百五条の七 (同上)

255 (同上)

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(議事録)

第百五条の十六 (同上)

255 (同上)

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(株式買取請求)

第百三十九条の十一 (同上)

2 会社法第七百九十七条第五項から第七項まで、第七百九十八条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)

条（第五号に係る部分に限る。））、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（債権者の異議）

第三百三十九條の十二（略）

258（略）

9 会社法第八百六十八條第三項、第八百七十條第一項（第八号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。

（株式買取請求）

第三百三十九條の十七（略）

2 会社法第八百六條第五項から第七項まで、第八百七條、第八百六十八條第一項、第八百七十條第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新株予約権買取請求）

る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（債権者の異議）

第三百三十九條の十二（同上）

258（同上）

9 会社法第八百六十八條第三項、第八百七十條（第十一号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。

（株式買取請求）

第三百三十九條の十七（同上）

2 会社法第八百六條第五項から第七項まで、第八百七條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新株予約権買取請求）

第三百二十九条の十八 (略)

2 会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併の無効の訴え)

第四百四十六條 会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定は、第三百三十六條第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十條の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号中「株主等若しくは社員

第三百二十九条の十八 (同上)

2 会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条、第八百六十八條第一項、第八百七十條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併の無効の訴え)

第四百四十六條 会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定は、第三百三十六條第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員等(会員、理事長、理事

等」とあるのは「会員等（会員、理事長、理事、監事又は清算人という。以下この号において同じ。）」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員等、株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。）」と、同項第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員等（会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。以下この号において同じ。）」若しくは株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この号において同じ。）」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員等、株主等」と、同法第九百三十七条第三項中「本店」とあるのは「本店（会員金融商品取引所にあつては、主たる事務所及び従たる事務所）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（裁判所の禁止又は停止命令）

第九百九十二条（略）

2、3（略）

4 第一項及び第二項の裁判については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）の定めるところによる。

、監事又は清算人をいう。以下この号において同じ。）」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員等、株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。）」と、同項第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員等（会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。以下この号において同じ。）」若しくは株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この号において同じ。）」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員等、株主等」と、同法第九百三十七条第三項中「本店」とあるのは「本店（会員金融商品取引所にあつては、主たる事務所及び従たる事務所）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（裁判所の禁止又は停止命令）

第九百九十二条（同上）

2、3（同上）

4 第一項及び第二項の裁判については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の定めるところによる。

改正案

現行

（合併の無効の訴え）

第三十四条の二十の二 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は監査法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（検査役の選任）

第三十四条の二十一の六 （略）

2、3 （略）

（削る）

（合併の無効の訴え）

第三十四条の二十の二 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は監査法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（検査役の選任）

第三十四条の二十一の六 （同上）

2、3 （同上）

4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

〔監査法人についての一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等〕

第三十四条の二十二（略）

2 会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条、第六百六十七条、第六百七十二條、第六百七十三条、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、監査法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第六百七十三條第一項中「第五百八十条」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十の六」と読み替えるものとする。

〔監査法人についての一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等〕

第三十四条の二十二（同上）

2 会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条、第六百六十七条、第六百七十二條、第六百七十三条、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、監査法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第六百七十三條第一項中「第五百八十条」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十の六」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項(第十号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項(第三号に係る部分に限る。)、の規定は監査法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条、第八百七十四条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における監査法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

5 5 12 (略)

(有限責任監査法人についての会社法の準用等)

第三十四条の二十三 (略)

2 5 4 (略)

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項(第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項において準用する同法第二百

3 (同上)

4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第十三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項(第三号に係る部分に限る。)、の規定は監査法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条、第八百七十四条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における監査法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

5 5 12 (同上)

(有限責任監査法人についての会社法の準用等)

第三十四条の二十三 (同上)

2 5 4 (同上)

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号、第五号及び第七号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項において準用する同法第二百七条又

七条又は第二項において準用する同法第三十三条の規定による検査役の選任及び有限責任監査法人が第一項において準用する同法第六百六十一条第二項の規定による許可の申立てをする場合について準用する。この場合において、同法第八百七十条第一項第三号中「設立時取締役、第二十八条第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人」とあるのは「有限責任監査法人の社員又は有限責任監査法人の社員になろうとする者」と、同項第四号中「第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号の規定により金銭以外の財産」とあるのは「金銭以外の財産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6
(略)

は第二項において準用する同法第三十三条の規定による検査役の選任及び有限責任監査法人が第一項において準用する同法第六百六十一条第二項の規定による許可の申立てをする場合について準用する。この場合において、同法第八百七十条第五号中「設立時取締役、第二十八条第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人」とあるのは「有限責任監査法人の社員又は有限責任監査法人の社員になろうとする者」と、同条第七号中「第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号の規定により金銭以外の財産」とあるのは「金銭以外の財産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6
(同上)

二十三 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（第三十七条関係）

<p>改正案</p>	<p>（費用の徴収） 第三十一条（略） 2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第二百三十一条の規定を準用する。</p>
<p>現行</p>	<p>（費用の徴収） 第三十一条（同上） 2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法（明治三十二年法律第十四号）第六十三号の規定を準用する。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 解散（第十四条の二―第十四条の十八）</p> <p>第八章～第十章（略）</p> <p>（削る）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（同上）</p> <p>第七章 解散（第十四条の二―第十四条の十九）</p> <p>第八章～第十章（同上）</p> <p>（即時抗告）</p> <p>第十四条の十九 清算人の解任についての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p>

改正案

現行

<p>(理事会の議事録) 第三十条の七 (略) 2~5 (略)</p> <p>6 第四項の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(合併の無効の訴え) 第七十一条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)、並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一</p>	<p>(理事会の議事録) 第三十条の七 (同上) 2~5 (同上)</p> <p>6 第四項の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(合併の無効の訴え) 第七十一条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九条まで、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)、並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条(第十</p>
--	--

条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（会社法等の準用）

第七十三條 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五條（第三号を除く。）、第四百七十六條、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一條、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十九條第四項及び第五項、第四百九十二條第一項から第三項まで、第四百九十九條から第五百三条まで、第五百七條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定を、組合の清算人については、第二十九條の二、第二十九條の三、第三十條の二、第三十條の三、第一項及び第二項、第三十條の四から第三十一條の二まで（第三十條の七第二項を除く。）、第三十一條の三第一項から第三項まで、第三十一條の四第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一條の五、第三十一條の七（第一項及び第十項を除く。）、第三十五條第二項から第四項まで、第三十六條、第三十七條第二項、第四十三條並びに第四十五條第二項から第四項まで並びに同法第

（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（会社法等の準用）

第七十三條 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五條（第三号を除く。）、第四百七十六條、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一條、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十九條第四項及び第五項、第四百九十二條第一項から第三項まで、第四百九十九條から第五百三条まで、第五百七條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定を、組合の清算人については、第二十九條の二、第二十九條の三、第三十條の二、第三十條の三、第一項及び第二項、第三十條の四から第三十一條の二まで（第三十條の七第二項を除く。）、第三十一條の三第一項から第三項まで、第三十一條の四第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一條の五、第三十一條の七（第一項及び第十項を除く。）、第三十五條第二項から第四項まで、第三十六條、第三十七條第二項、第四十三條並びに第四十五條第二項から第四項まで並びに同法第三百五

三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十二条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十一条の七第二項中「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項及び第五項から第八項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第九項中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」

十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十一条の七第二項中「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項及び第五項から第八項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第九項中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同

と、同法第四百九十二条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

法第四百九十二条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案

第五十四条の七 会社法第六百七十七条から第六百八十条まで、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百八十四条（第四項及び第五項を除く。）、第六百八十五条から第七百一条まで、第七百三条から第七百十四条まで、第七百十七条から第七百四十二条まで、第七編第二章第七節、第八百六十八条第三項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第二号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、社会医療法人が社会医療法人債を發行する場合における社会医療法人債、募集社会医療法人債、社会医療法人債券、社会医療法人債権者、社会医療法人債管理者、社会医療法人債権者集会又は社会医療法人債原簿について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十六条の十六 削除

第五十六条の十七 （略）

現行

第五十四条の七 会社法第六百七十七条から第六百八十条まで、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百八十四条（第四項及び第五項を除く。）、第六百八十五条から第七百一条まで、第七百三条から第七百十四条まで、第七百十七条から第七百四十二条まで、第七編第二章第七節、第八百六十八条第三項、第八百六十九条、第八百七十条（第三号及び第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条（第二号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、社会医療法人が社会医療法人債を發行する場合における社会医療法人債、募集社会医療法人債、社会医療法人債券、社会医療法人債権者、社会医療法人債管理者、社会医療法人債権者集会又は社会医療法人債原簿について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十六条の十六 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第五十六条の十七 （同上）

2 第五十六条の十四及び第五十六条の十五の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「医療法人及び検査役」と読み替えるものとする。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十六条の十五中「清算人及び監事」とあるのは、「医療法人及び検査役」と読み替えるものとする。

改正案

現行

（理事会の議事録の備付け及び閲覧等）
 第三十九条（略）
 25（略）
 6 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的謄替えは、政令で定める。

（合併の無効の訴え等に関する会社法の準用）
 第七十三条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二

（理事会の議事録の備付け及び閲覧等）
 第三十九条（同上）
 25（同上）
 6 会社法第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的謄替えは、政令で定める。

（合併の無効の訴え等に関する会社法の準用）
 第七十三条 会社法第八百二十八條第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第

、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(清算に関する会社法等の準用)

第七十七条 会社法第四百七十五条(第三号に係る部分を除く。)、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定は組合の清算について、第三十一条の二、第三十三条の二、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の五第四項及び第五項、第三十六条、第三十七条、第三十八条第五項及び第六項、第三十九条(第二項を除く。)、第三十九条の二、第三十九条の三第二項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項から第三項まで、第三十九条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十項、第四十条(第一項及び第十項を除く。)、第四十二条の二、第四十七条、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第五十条の二並びに第五十条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六

八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(清算に関する会社法等の準用)

第七十七条 会社法第四百七十五条(第三号に係る部分を除く。)、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定は組合の清算について、第三十一条の二、第三十三条の二、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の五第四項及び第五項、第三十六条、第三十七条、第三十八条第五項及び第六項、第三十九条(第二項を除く。)、第三十九条の二、第三十九条の三第二項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項から第三項まで、第三十九条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十項、第四十条(第一項及び第十項を除く。)、第四十二条の二、第四十七条、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第五十条の二並びに第五十条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六

条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十九條第三項から第五項まで、第五百八條、第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は組合の清算人について準用する。この場合において、第三十九條の六第十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第四十條第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適當なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同條第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同條第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五條第一号中「第四百七十一條第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四條」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除

条まで、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十九條第三項から第五項まで、第五百八條、第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は組合の清算人について準用する。この場合において、第三十九條の六第十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第四十條第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適當なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同條第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同條第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五條第一号中「第四百七十一條第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四條」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）

く。」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第四百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第七十七条において準用する同法第三十九条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(削る)

(検査役の選任)

第八十五条の十四 (略)

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一号」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第四百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第七十七条において準用する同法第三十九条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(即時抗告)

第八十五条の十四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第八十五条の十五 (同上)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第八十五条の十三中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 労働組合（第五条―第十三条の十三）</p> <p>第三章～第五章 (略)</p> <p>(削る)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (同上)</p> <p>第二章 労働組合（第五条―第十三条の十四）</p> <p>第三章～第五章 (同上)</p> <p>(即時抗告)</p> <p>第十三条の十四 法人である労働組合の清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p>

改正案

現行

（合併の無効の訴え）

第六十七条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条（合併の無効の訴え）の規定（監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二号の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条（非訟）の規定を準用する。

（会社法等の準用）

第六十九条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び

（合併の無効の訴え）

第六十七条 組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条（合併の無効の訴え）の規定（監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条（非訟）の規定を準用する。

（会社法等の準用）

第六十九条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び

第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社の清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）の規定を、組合の清算人については、第三十五条の三、第三十五条の四、第三十六条の二、第三十六条の三第一項及び第二項、第三十六条の五から第三十八条の四まで（第三十六条の七第四項を除く。）、第四十条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第五十三条の二並びに同法第三百五十七條第一項、同法第三百六十條第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については、同法第三百五十三條、第三百六十條第一項及び第三百六十四條の規定を準用する。この場合において、第四十条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処

第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社の清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）の規定を、組合の清算人については、第三十五条の三、第三十五条の四、第三十六条の二、第三十六条の三第一項及び第二項、第三十六条の五から第三十八条の四まで（第三十六条の七第四項を除く。）、第四十条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第五十三条の二並びに同法第三百五十七條第一項、同法第三百六十條第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については、同法第三百五十三條、第三百六十條第一項及び第三百六十四條の規定を準用する。この場合において、第四十条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」

理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十二条の十七の六、削除

(検査役の選任)
第八十二条の十七の七 (略)

2 第八十二条の十七の四及び第八十二条の十七の五の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「中央会及び検査役」と読み替えるものとする。

とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(即時抗告)

第八十二条の十七の六 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)
第八十二条の十七の七 (同上)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第八十二条の十七の五中「清算人及び監事」とあるのは、「中央会及び検査役」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>(検査役の選任) 第七十一条の六 (略)</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「土地改良区及び検査役」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用規定) 第七十一条の二十三 連合会には、第十八条第十二項から第十五項まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十八条まで、第二十九条第一項本文及び第四項、第三十一条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十五条並びに第六十七條の二から第七十一条の六までの規定を準用する。この場合において、第十九条の四第三号の規定、第六十八条第四項において準用する第十八条第十六項の規定及び第七十一条の二の規定中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六十八条第四項中「</p>	<p>(即時抗告) 第七十一条の六 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(検査役の選任) 第七十一条の七 (同上)</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七十一条の五中「清算人及び監事」とあるのは、「土地改良区及び検査役」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用規定) 第七十一条の二十三 連合会には、第十八条第十二項から第十五項まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十八条まで、第二十九条第一項本文及び第四項、第三十一条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十五条並びに第六十七條の二から第七十一条の七までの規定を準用する。この場合において、第十九条の四第三号の規定、第六十八条第四項において準用する第十八条第十六項の規定及び第七十一条の二の規定中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六十八条第四項中「</p>

第十八条第十六項から第十八項まで」とあるのは「第十八条第十六項」と読み替えるものとする。

第十八条第十六項から第十八項まで」とあるのは「第十八条第十六項」と読み替えるものとする。

改正案

現行

<p>(解散を命ずる裁判)</p> <p>第三十条の二十五 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は弁護士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における弁護士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(検査役の選任)</p> <p>第三十条の二十六の四 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(解散を命ずる裁判)</p> <p>第三十条の二十五 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は弁護士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における弁護士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>2、3 (同上)</p> <p>(検査役の選任)</p> <p>第三十条の二十六の四 (同上)</p> <p>2、3 (同上)</p> <p>4) 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができ</p>
---	--

(合併の無効の訴え)

第三十条の二十九 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六條の規定は弁護士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第三十条の三十 (略)

2 会社法第六百四十四條(第三号を除く。)、第六百四十五條から第六百四十九條まで、第六百五十條第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四條の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二條、第六百五十三條、第六百五十五條から第

(合併の無効の訴え)

第三十条の二十九 会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六條の規定は弁護士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第三十条の三十 (同上)

2 会社法第六百四十四條(第三号を除く。)、第六百四十五條から第六百四十九條まで、第六百五十條第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四條の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二條、第六百五十三條、第六百五十五條から第

六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、弁護士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四條第一号中「第六百四十一條第五号」とあるのは「弁護士法第三十條の二十三第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一條第四号又は第七号」とあるのは「弁護士法第三十條の二十三第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一條第一号から第三号まで」とあるのは「弁護士法第三十條の二十三第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「弁護士法第三十條の二十八第六項において準用する第九百三十九條第一項」と、同法第六百七十三條第一項中「第五百八十條」とあるのは「弁護士法第三十條の十五」と読み替えるものとする。

3、4 (略)

第四十三條の十三 削除

六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、弁護士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四條第一号中「第六百四十一條第五号」とあるのは「弁護士法第三十條の二十三第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一條第四号又は第七号」とあるのは「弁護士法第三十條の二十三第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一條第一号から第三号まで」とあるのは「弁護士法第三十條の二十三第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「弁護士法第三十條の二十八第六項において準用する第九百三十九條第一項」と、同法第六百七十三條第一項中「第五百八十條」とあるのは「弁護士法第三十條の十五」と読み替えるものとする。

3、4 (同上)

(即時抗告)

第四十三條の十三 清算人の解任についての裁判及び前條の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第四十三条の十四 (略)

2 第四十三条の十一及び第四十三条の十二の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人の」とあるのは、「弁護士会及び検査役の」と読み替えるものとする。

(検査役の選任)

第四十三条の十四 (同上)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十三条の十二中「清算人の」とあるのは、「弁護士会及び検査役の」と読み替えるものとする。

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第五十条の十六 削除</p>	<p>（即時抗告） 第五十条の十六 清算人又は検査役の解任についての裁判及び第五十条の十二（第五十条の十三第四項において準用する場合を含む。）の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p>

三十三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（第四十八条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>(保護者) 第二十条 (略) 2 (略) (削る)</p>	<p>(保護者) 第二十条 (同上) 2 (同上) 3 前項ただし書の規定による順位の変更及び同項第四号の規定による選任は家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。</p>

改正案		現行	
<p>（生活扶助の方法） 第三十条（略） 2、3（略） （削る）</p> <p>（費用の徴収） 第七十七条（略） 2（略） （削る）</p> <p>別表（第八十四条の四関係）</p>	<p>（生活扶助の方法） 第三十条（略） 2、3（略） （削る）</p> <p>（費用の徴収） 第七十七条（略） 2（略） （削る）</p> <p>別表（第八十四条の四関係）</p>	<p>（生活扶助の方法） 第三十条（同上） 2、3（同上） 4 前項の許可は、家事審判法（昭和二十二年法律第五百五十二号）の適用に関しては、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。</p> <p>（費用の徴収） 第七十七条（同上） 2（同上） 3 前項の処分は、家事審判法の適用については、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。</p> <p>別表（第八十四条の四関係）</p>	<p>（生活扶助の方法） 第三十条（同上） 2、3（同上） 4 前項の許可は、家事審判法（昭和二十二年法律第五百五十二号）の適用に関しては、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。</p> <p>（費用の徴収） 第七十七条（同上） 2（同上） 3 前項の処分は、家事審判法の適用については、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。</p> <p>別表（第八十四条の四関係）</p>
<p>都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村</p>	<p>第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第四項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第三十三条第三</p>	<p>都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村</p>	<p>第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第四項、第二十九条、第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第四項並びに第</p>

項を除く。)、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項(第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。)、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第八十条並びに第八十一条

三十三条第三項を除く。)、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項(第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。)、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第八十条並びに第八十一条

改正案	現行
<p>（検査役の選任） 第四十四条の四（略） 2、3（略） （削る）</p> <p>（合併の無効の訴え） 第四十五条の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は司法書士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。</p>	<p>（検査役の選任） 第四十四条の四（同上） 2、3（同上） 4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（合併の無効の訴え） 第四十五条の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は司法書士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。</p>

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 会社法第六百四十四条(第三号を除く)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三條、第八百六十四条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、司法書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「司法書士法第四十四条第一号中「第六百四十一条第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「司法書

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第四十六条 (同上)

2 (同上)

3 会社法第六百四十四条(第三号を除く)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、司法書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「司法書士法第

士法第四十五条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「司法書士法第三十八条」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）、の規定は司法書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における司法書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

5 57 (略)

四十五条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「司法書士法第三十八条」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）、の規定は司法書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における司法書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

5 57 (同上)

三十六 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（第五十一条関係）

改正案	現行
(削る)	<p>(即時抗告)</p> <p>第十条の十六 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p>

改正案

現行

（検査役の選任）

第三十九条の四（略）

2、3（略）

（削る）

（合併の無効の訴え）

第四十条の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は調査士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（検査役の選任）

第三十九条の四（同上）

2、3（同上）

4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（合併の無効の訴え）

第四十条の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は調査士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 会社法第六百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三條、第八百六十四条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、調査士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十九条第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十九条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十九条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」と

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第四十一条 (同上)

2 (同上)

3 会社法第六百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三條、第八百六十四条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、調査士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十九条第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第一項第四号又は第七号」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十九条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十九条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるの

あるのは「土地家屋調査士法第四十条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「土地家屋調査士法第三十五条の三」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は調査士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における調査士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

5 57 (略)

は「土地家屋調査士法第四十条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「土地家屋調査士法第三十五条の三」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は調査士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における調査士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

5 57 (同上)

改正案

現行

（会社法等の準用等）

（会社法等の準用等）

第七十七条 会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）
 第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九
 条第一項及び第四項、第四百八十一条、第四百八十二条第二項、第
 四百八十三条第四項から第六項まで、第四百八十四条、第四百八
 十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から
 第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十
 九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百
 七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百
 七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五
 条並びに第八百七十六条の規定は、会員商品取引所の清算について
 準用する。この場合において、同法第四百九十二条第一項及び第五
 百七条第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四
 百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み
 替えるものとする。

第七十七条 会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）
 第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九
 条第一項及び第四項、第四百八十一条、第四百八十二条第二項、第
 四百八十三条第四項から第六項まで、第四百八十四条、第四百八
 十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から
 第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十
 九条、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十
 一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十
 四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並び
 に第八百七十六條の規定は、会員商品取引所の清算について準用す
 る。この場合において、同法第四百九十二条第一項及び第五百七条
 第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十
 九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替える
 ものとする。

255 (略)

255 (同上)

（解職等）

（解職等）

第九十六条の五 (略)

第九十六条の五 (同上)

255 (略)

255 (同上)

6 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第四項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（議事録）

第九十六條の十四（略）

25（略）

6 会社法第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十條の二、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用）
第百三十一條の六 会社法第二百七條、第二百十二條（第一項第一号を除く。）、第二百十三條（第一項第一号及び第三号を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百七十條第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）、

6 会社法第八百六十八條第一項、第八百七十條（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第四項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（議事録）

第九十六條の十四（同上）

25（同上）

6 会社法第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用）
第百三十一條の六 会社法第二百七條、第二百十二條（第一項第一号を除く。）、第二百十三條（第一項第一号及び第三号を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第二号及び第七号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）、第

八、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二百二十九条第三号に規定する場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第九十九条第一項第三号」とあるのは、「商品取引所法第二百二十九条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第八項及び第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員商品取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「商品取引所法第三百十一条の四」と、同法第八百七十条第一項第四号中「第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(株式買取請求)

第四百四十四条の九 (略)

2 (略)

3 会社法第七百九十七条第五項から第七項まで、第七百九十八条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二條の二、第八百七

八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二百二十九条第三号に規定する場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第九十九条第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第八項及び第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員商品取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「商品取引所法第三百十一条の四」と、同法第八百七十条第七号中「第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(株式買取請求)

第四百四十四条の九 (同上)

2 (同上)

3 会社法第七百九十七条第五項から第七項まで、第七百九十八条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条

十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(債権者の異議)

第四百四十四条の十 (略)

258 (略)

9 会社法第八百六十八条第三項、第八百七十条第一項(第八号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。

(株式買取請求)

第四百四十四条の十五 (略)

2 会社法第八百六条第五項から第七項まで、第八百七条、第八百六十八号第一項、第八百七十条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二号(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新株予約権買取請求)

第四百四十四条の十六 (略)

の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(債権者の異議)

第四百四十四条の十 (同上)

258 (同上)

9 会社法第八百六十八条第三項、第八百七十条(第十一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。

(株式買取請求)

第四百四十四条の十五 (同上)

2 会社法第八百六条第五項から第七項まで、第八百七条、第八百六十八号第一項、第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新株予約権買取請求)

第四百四十四条の十六 (同上)

2 会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）
、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）
、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（合併の無効の訴え）

第五百五十三条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）
、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）
、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）
、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）
及び第四項の規定は第三百三十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）
、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）
、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは「各株式会社商品取引所の本店又は各会員商品取引所の主たる事務

2 会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（合併の無効の訴え）

第五百五十三条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）
、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）
、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）
、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）
及び第四項の規定は第三百三十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）
、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは「各株式会社商品取引所の本店又は各会員商品取引所の主たる事務所」と、同条第四項中「第九百三十条第二項各

所」と、同条第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「第九百三十条第二項各号又は商品取引所法第二十四条第二項各号」と、「各会社の支店」とあるのは「各株式会社商品取引所の支店又は各会員商品取引所の従たる事務所」と読み替えるものとする。

(裁判所の禁止命令)

第三百二十八条 (略)

234 (略)

5 第一項及び第三項に規定する裁判は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第 号)によつて行ふ。

号」とあるのは「第九百三十条第二項各号又は商品取引所法第二十四条第二項各号」と、「各会社の支店」とあるのは「各株式会社商品取引所の支店又は各会員商品取引所の従たる事務所」と読み替えるものとする。

(裁判所の禁止命令)

第三百二十八条 (同上)

234 (同上)

5 第一項及び第三項に規定する裁判は、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)によつて行ふ。

改正案

現行

（検査役の選任）

第十三条の十九の四（略）

2、3（略）

（削る）

（合併の無効の訴え）

第十三条の二十の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は行政書士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（検査役の選任）

第十三条の十九の四（同上）

2、3（同上）

4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（合併の無効の訴え）

第十三条の二十の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は行政書士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等

第十三条の二十一 (略)

2 会社法第六百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三條、第八百六十四条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六條の規定は、行政書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項及び第六百六十九條中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等

第十三条の二十一 (同上)

2 会社法第六百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三條、第八百六十四条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六條の規定は、行政書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項及び第六百六十九條中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九

三十九条第一項」とあるのは「行政書士法第十三条の二十の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十條」とあるのは「行政書士法第十三条の二十一第一項において準用する第五百八十條第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四條、第八百二十六條、第八百六十八條第一項、第八百七十條第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は行政書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五條、第八百六十八條第一項、第八百七十條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの項において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における行政書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

457 (略)

条第一項」とあるのは「行政書士法第十三条の二十の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十條」とあるのは「行政書士法第十三条の二十一第一項において準用する第五百八十條第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四條、第八百二十六條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は行政書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五條、第八百六十八條第一項、第八百七十條（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條、第八百七十四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百五條及び第九百六條の規定はこの項において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における行政書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

457 (同上)

改正案	現行
<p>第四十七条の七 削除</p> <p>（検査役の選任） 第四十七条の八（略）</p> <p>2 第四十七条の五及び第四十七条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>（即時抗告） 第四十七条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（検査役の選任） 第四十七条の八（同上）</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十七条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>(検査役の選任)</p> <p>第八十八条の四 (略)</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「全国農業会議所及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>(即時抗告)</p> <p>第八十八条の四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(検査役の選任)</p> <p>第八十八条の五 (同上)</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第八十八条の三中「清算人及び監事」とあるのは、「全国農業会議所及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案

現行

<p>第五十一条の三 削除</p> <p>(解散命令)</p> <p>第八十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による裁判には、理由を付さなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項の規定による裁判に対しては、当該宗教法人又は同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官に限り、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が当該宗教法人の解散を命ずる裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第二項から前項までに規定するものを除くほか、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）の定めるところによる。</p>	<p>(即時抗告)</p> <p>第五十一条の三 清算人又は検査役の解任についての裁判及び第四十九条の六（第五十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(解散命令)</p> <p>第八十一条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 第一項の規定による裁判は、理由を附した決定をもつてする。</p> <p>4 (同上)</p> <p>5 宗教法人又は第一項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官は、同項の規定による裁判に対し、即時抗告をすることができる。抗告は、執行停止の効力を生ずる。</p> <p>6 (同上)</p> <p>7 第二項から前項までに規定するものを除くほか、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の定めるところによる。</p>
--	--

四十三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（第五十八条関係）

改正案	現行
<p>（受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令） 第二十六条（略）</p> <p>2、3（略）</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による裁判には、理由を付さなければならぬ。</p> <p>5（略）</p> <p>6 前三項に規定するものを除くほか、第一項及び第二項の裁判に関する手続については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）の定めるところによる。</p> <p>7（略）</p> <p>（投資法人債管理者の権限等） 第三十九条の九（略）</p> <p>2、3（略）</p> <p>8 会社法第七百三条、第七百四条、第七百七条から第七百十四号まで、第八百六十八条第三項、第八百六十九号、第八百七十号第一項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五号及び第八百七十六号の規定は、投資法人債管理者について準用する。この場合において、こ</p>	<p>（受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令） 第二十六条（同上）</p> <p>2、3（同上）</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による裁判は、理由を付した決定をもつてする。</p> <p>5（同上）</p> <p>6 前三項に規定するものを除くほか、第一項及び第二項の裁判に関する手続については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の定めるところによる。</p> <p>7（同上）</p> <p>（投資法人債管理者の権限等） 第三十九条の九（同上）</p> <p>2、3（同上）</p> <p>8 会社法第七百三条、第七百四条、第七百七条から第七百十四号まで、第八百六十八条第三項、第八百六十九号、第八百七十号（第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五号及び第八百七十六号の規定は、投資法人債管理者について準用する。この場合において、これらの</p>

これらの規定中「社債」、「社債権者」及び「社債権者集会」とあるのはそれぞれ「投資法人債」、「投資法人債権者」及び「投資法人債権者集会」と、同法第七百九条第二項中「第七百五条第一項」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九第一項」と、同法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、同法第七百一十條第二項中「第七百二条」とあるのは「投資法人法第百三十九條の八」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資法人債権者集会)

第百三十九条の十 (略)

2 会社法第七百十六條から第七百四十二條まで、第七編第二章第七節、第八百六十八條第三項、第八百六十九條、第八百七十條第一項(第七号から第九号までに係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條、第八百七十四條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、投資法人が投資法人債を發行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者又は投資法人債権者集会について準用する。この場合において、同法第七百十六條中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、同法第七百二十四條第二項第一号中「第七百六條第一項各号」とあるのは「投資法人法第百三十九條の九第四項各号」と、同項第二号中「第七百六條第一項、」とあるのは「投資法人法第百三十九條の九第四項の規定並びに」と、同法第七百三十三條第一号中「第六

規定中「社債」、「社債権者」及び「社債権者集会」とあるのはそれぞれ「投資法人債」、「投資法人債権者」及び「投資法人債権者集会」と、同法第七百九條第二項中「第七百五条第一項」とあるのは「投資法人法第百三十九條の九第一項」と、同法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、同法第七百一十條第二項中「第七百二条」とあるのは「投資法人法第百三十九條の八」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資法人債権者集会)

第百三十九条の十 (同上)

2 会社法第七百十六條から第七百四十二條まで、第七編第二章第七節、第八百六十八條第三項、第八百六十九條、第八百七十條(第十二号から第十二号までに係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條、第八百七十四條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、投資法人が投資法人債を發行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者又は投資法人債権者集会について準用する。この場合において、同法第七百十六條中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、同法第七百二十四條第二項第一号中「第七百六條第一項各号」とあるのは「投資法人法第百三十九條の九第四項各号」と、同項第二号中「第七百六條第一項、」とあるのは「投資法人法第百三十九條の九第四項の規定並びに」と、同法第七百三十三條第一号中「第六百七

百七十六條」とあるのは「投資法人法第百三十九條の三第一項」と、同法第七百三十七條第二項及び第七百四十一條第三項中「第七百五條第一項」とあるのは「投資法人法第百三十九條の九第一項」と、同法第七百四十條第一項中「第四百四十九條、第六百二十七條、第六百三十五條、第六百七十條、第七百七十九條（第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九條（第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九條（第八百二條第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十條（第八百十三條第二項）」とあるのは「投資法人法第百四十二條第一項から第五項まで又は第百四十九條の四（投資法人法第百四十九條の九又は第百四十九條の十四）」と、同法第二項中「第七百二條」とあるのは「投資法人法第百三十九條の八」と、同法第三項中「第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十條第二項、第七百七十九條第二項（第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百八十九條第二項（第八百二條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百十條第二項（第八百十三條第二項）」とあるのは「投資法人法第百四十二條第二項及び第百四十九條の四第二項（投資法人法第百四十九條の九及び第百四十九條の十四）」と、「第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十條第二項、第七百七十九條第二項及び第七百九十九條第二項」とあるのは「投資法人法第百四十二條第二項及び第百四十九

十六條」とあるのは「投資法人法第百三十九條の三第一項」と、同法第七百三十七條第二項及び第七百四十一條第三項中「第七百五條第一項」とあるのは「投資法人法第百三十九條の九第一項」と、同法第七百四十條第一項中「第四百四十九條、第六百二十七條、第六百三十五條、第六百七十條、第七百七十九條（第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九條（第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九條（第八百二條第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十條（第八百十三條第二項）」とあるのは「投資法人法第百四十二條第一項から第五項まで又は第百四十九條の四（投資法人法第百四十九條の九又は第百四十九條の十四）」と、同法第二項中「第七百二條」とあるのは「投資法人法第百三十九條の八」と、同法第三項中「第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十條第二項、第七百七十九條第二項（第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百八十九條第二項（第八百二條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百十條第二項（第八百十三條第二項）」とあるのは「投資法人法第百四十二條第二項及び第百四十九條の四第二項（投資法人法第百四十九條の九及び第百四十九條の十四）」と、「第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十條第二項、第七百七十九條第二項及び第七百九十九條第二項」とあるのは「投資法人法第百四十二條第二項及び第百四十九

十九条の四第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(投資口の払戻しに係る規約の変更)

第四百四十一条 (略)

2 (略)

3 会社法第百十六条第五項から第七項まで、第百十七条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(会社法の準用)

第四百四十四条 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項(第十号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項(第三号に係る部分に限る。)、第九百六十八条第二項、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条、第八百七十四条(第二号及び

条の四第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(投資口の払戻しに係る規約の変更)

第四百四十一条 (同上)

2 (同上)

3 会社法第百十六条第五項から第七項まで、第百十七条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(会社法の準用)

第四百四十四条 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第十三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項(第三号に係る部分に限る。)、第九百六十八条第二項、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条、第八百七十四条(第二号及び第三号に係る

第三号に係る部分に限る。)、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの条において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における投資法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十四条第一項、第八百二十五条第一項及び第三項、第八百二十六条、第九百四条並びに第九百六条第四項中「法務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第八百二十四条第一項第三号中「業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員」とあるのは「執行役員又は監督役員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(反対投資主の投資口買取請求)

第四百四十九条の三 (略)

2、3 (略)

4 会社法第七百八十五条第五項から第七項まで、第七百八十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(反対投資主の投資口買取請求)

第四百四十九条の八 (略)

る部分に限る。)、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの条において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における投資法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十四条第一項、第八百二十五条第一項及び第三項、第八百二十六条、第九百四条並びに第九百六条第四項中「法務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第八百二十四条第一項第三号中「業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員」とあるのは「執行役員又は監督役員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(反対投資主の投資口買取請求)

第四百四十九条の三 (同上)

2、3 (同上)

4 会社法第七百八十五条第五項から第七項まで、第七百八十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(反対投資主の投資口買取請求)

第四百四十九条の八 (同上)

2、3 (略)

4 会社法第七百九十七條第五項から第七項まで、第七百九十八條、第八百六十八條第一項、第八百七十條第二項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十條の二、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(反対投資主の投資口買取請求)

第四百四十九條の十三 (略)

2、3 (略)

4 会社法第八百六條第五項から第七項まで、第八百七條、第八百六十八條第一項、第八百七十條第二項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十條の二、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第八百六條第五項中「第三項」とあるのは「投資法人法第四百四十九條の十三第二項」と、「前項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第五百五十條 会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る

2、3 (同上)

4 会社法第七百九十七條第五項から第七項まで、第七百九十八條、第八百六十八條第一項、第八百七十條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(反対投資主の投資口買取請求)

第四百四十九條の十三 (同上)

2、3 (同上)

4 会社法第八百六條第五項から第七項まで、第八百七條、第八百六十八條第一項、第八百七十條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第八百六條第五項中「第三項」とあるのは「投資法人法第四百四十九條の十三第二項」と、「前項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第五百五十條 会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る

部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三号(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)、第八百四十六号並びに第九百三十七号第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は投資法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八号第五項、第八百七十条第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二号(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二号の二、第八百七十三号本文、第八百七十五号及び第八百七十六号の規定はこの条において準用する同法第八百四十三号第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第六百六十三号 会社法第八百六十八号第一項、第八百六十九号、第八百七十条第一項(第一号、第五号及び第六号に係る部分に限る。)、及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条、第八百七十二号(第四号及び第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二条の二、第八百七十三号、第八百七十四号(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五号並びに第八百七十六号の規定は、投資法人の清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四号(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三号(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)、第八百四十六号並びに第九百三十七号第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は投資法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八号第五項、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三号本文、第八百七十五号及び第八百七十六号の規定はこの条において準用する同法第八百四十三号第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第六百六十三号 会社法第八百六十八号第一項、第八百六十九号、第八百七十条(第一号、第二号、第八号及び第九号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三号、第八百七十四号(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五号及び第八百七十六号の規定は、投資法人の清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

四十四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（第五十九条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（供託の方法） 第九十九条（略） 2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百九十五条第二項並びに非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第九十四条及び第九十八条の規定は、第九十五条第五項の規定による替地の供託について準用する。 3（略）</p>	<p>（供託の方法） 第九十九条（同上） 2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百九十五条第二項並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第八十一条及び第八十二条の規定は、第九十五条第五項の規定による替地の供託について準用する。 3（同上）</p>

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 民事調停官（第二十三条の二―第二十三条の五）</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(調停事件)</p> <p>第二条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる。</p> <p>(管轄)</p> <p>第三条 調停事件は、特別の定めがある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。</p> <p>2 調停事件は、日本国内に相手方（法人その他の社団又は財団を除く。）の住所及び居所がないとき、又は住所及び居所が知れないときは、その最後の住所を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 (同上)</p> <p>第二節 民事調停官（第二十三条の二―第二十三条の四）</p> <p>第二章 (同上)</p> <p>第三章 (同上)</p> <p>附則</p> <p>(調停事件)</p> <p>第二条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる。</p> <p>(管轄)</p> <p>第三条 調停事件は、特別の定めがある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。</p> <p>(新設)</p>
---	--

3 調停事件は、相手方が法人その他の社団又は財団（外国の社団又は財団を除く。）である場合において、日本国内にその事務所若しくは営業所がないとき、又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

4 調停事件は、相手方が外国の社団又は財団である場合において、日本国内にその事務所又は営業所がないときは、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

（移送等）

第四条 裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるとき（次項本文に規定するときを除く。）は、申立てにより又は職権で、これを管轄権のある地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。

2 裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認められる場合であつて、その事件が家事事件手続法（平成二十三年法律第 号）第二百四十四条の規定により家庭裁判所が調停を行うことができる事件であるときは、職権で、これを管轄権のある家庭裁判所に移送しなければならない。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件

（新設）

（新設）

（移送等）

第四条 裁判所は、その管轄に属しない事件について申立を受けた場合には、これを管轄権のある地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。但し、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送し、又はみずから処理することができる。

（新設）

の全部又は一部を他の家庭裁判所に移送することができる。

3 裁判所は、調停事件がその管轄に属する場合においても、事件を処理するために適当であると認めるときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

(調停の申立て)

第四条の二 調停の申立ては、申立書を裁判所に提出してしなければならない。

2 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及び法定代理人
- 二 申立ての趣旨及び紛争の要点

(調停機関)

第五条 (略)

2 裁判所は、当事者の申立てがあるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

(民事調停委員の除斥)

第九条 民事調停委員の除斥については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第 号)第十一条、第十三条第二項、第八項及び第九項並びに第十四条第二項の規定(忌避に関する部分を除く。)を準用する。

2 民事調停委員の除斥についての裁判は、民事調停委員の所属する

2 裁判所は、その管轄に属する事件について申立を受けた場合においても、事件を処理するために適当であると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

(新設)

(調停機関)

第五条 (同上)

2 裁判所は、当事者の申立があるときは、前項但書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

(新設)

裁判所がする。

(手当等)

第十条 (略)

(削る)

(調停前の措置)

第十二条 調停委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、当事者の申立てにより、調停前の措置として、相手方その他の事件の関係人に対して、現状の変更又は物の処分禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ずることができる。

2 (略)

(調停手続の指揮)

第十二条の二 調停委員会における調停手続は、調停主任が指揮する。

(期日の呼出し)

第十二条の三 調停委員会は、調停手続の期日を定めて、事件の関係人を呼び出さなければならない。

(調停の場所)

(手当等)

第九条 (同上)

第十条 削除

(調停前の措置)

第十二条 調停委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、当事者の申立てにより、調停前の措置として、相手方その他の事件の関係人に対して、現状の変更又は物の処分禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ずることができる。

2 (同上)

(新設)

(新設)

第十二条の四 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。

(新設)

(調書の作成)

第十二条の五 裁判所書記官は、調停手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、調停主任においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(新設)

(記録の閲覧等)

第十二条の六 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、調停事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は調停事件に関する証明書の交付を請求することができる。

(新設)

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。

(事実の調査及び証拠調べ等)

第十二条の七 調停委員会は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをすることができる。

(新設)

2 調停委員会は、調停主任に事実の調査又は証拠調べをさせることができる。

(調停をしない場合)

第十三条 調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でないとき

(調停をしない場合)

第十三条 調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でないとき

認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申立てをし
たと認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させるこ
とができる。

(調停の不成立)

第十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場
合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が
第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事
件を終了させることができる。

(異議の申立て)

第十八条 前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の
申立てをすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受
けた日から二週間とする。

2 裁判所は、前項の規定による異議の申立てが不適法であると認め
るときは、これを却下しなければならない。

3 前項の規定により異議の申立てを却下する裁判に対する即時抗告
は、執行停止の効力を有する。

4 適法な異議の申立てがあつたときは、前条の決定は、その効力を
失う。

5 第一項の期間内に異議の申立てがないときは、前条の決定は、裁
判上の和解と同一の効力を有する。

(調停不成立等の場合の訴えの提起)

認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申立てをした
と認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させること
ができる。

(調停の不成立)

第十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合
又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が第
十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件
を終了させることができる。

(異議の申立て)

第十八条 前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の
申立てをすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受け
た日から二週間とする。

(新設)

(新設)

2 前項の期間内に異議の申立てがあつたときは、同項の決定は、その
効力を失う。

3 第二項の期間内に異議の申立てがないときは、同項の決定は、裁判
上の和解と同一の効力を有する。

(調停不成立等の場合の訴えの提起)

第十九条 第十四条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により事件が終了し、又は前条第四項の規定により決定が効力を失った場合において、申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

（調停の申立ての取下げ）

第十九条の二 調停の申立ては、調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、第十七条の決定がされた後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

（付調停）

第二十条 受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又は自ら処理することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後に、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第十七条の決定が確定したときは、訴えの取下げがあつたものとみなす。

3 第一項の規定により受訴裁判所が自ら調停により事件を処理する場合には、調停主任は、第七条第一項の規定にかかわらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する。

4 前三項の規定は、非訟事件を調停に付する場合について準用する。

第十九条 第十四条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により事件が終了し、又は前条第二項の規定により決定が効力を失った場合において、申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求について訴を提起したときは、調停の申立ての時に、その訴の提起があつたものとみなす。

（新設）

（受訴裁判所の調停）

第二十条 受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又はみずから処理することができる。但し、事件について争点及び証拠の整理が完了した後に、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第十七条の決定が確定したときは、訴の取下げがあつたものとみなす。

3 第一項の規定により受訴裁判所がみずから調停により事件を処理する場合には、調停主任は、第七条第一項の規定にかかわらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する。

（新設）

（調停が成立した場合の費用の負担）

第二十条の二 調停が成立した場合において、調停手続の費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

2 前条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二第二項の規定により調停に付された訴訟事件又は非訟事件について調停が成立した場合において、訴訟費用及び非訟事件の手続の費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

（訴訟手続等の中止）

第二十条の三 調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は第二十条第一項若しくは第二十四条の二第二項の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後において、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、調停の申立てがあつた事件について非訟事件が係属しているとき、又は第二十条第四項において準用する同条第一項の規定により非訟事件が調停に付されたときについて準用する。

（終局決定以外の決定に対する即時抗告）

（新設）

（新設）

（即時抗告）

第二十一条 調停手続における終局決定以外の決定に対しては、この法律に定めるもののほか、最高裁判所規則で定めるところにより、即時抗告をすることができる。

(非訟事件手続法の準用)

第二十二条 特別の定めがある場合を除いて、調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定を準用する。ただし、同法第四十条及び第五十二条の規定は、この限りでない。

(この法律に定めのない事項)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、調停に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

(民事調停官の任命)

第二十三条の二 民事調停官は、弁護士で五年以上その職にあつたもののうちから、最高裁判所が任命する。

2、4 (略)

5 民事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。

一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二、三 (略)

6 (略)

第二十一条 調停手続における決定に対しては、最高裁判所規則で定めるところにより、即時抗告をすることができる。その期間は、二週間とする。

(非訟事件手続法の準用)

第二十二条 特別の定めがある場合を除いて、調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編の規定を準用する。但し、同法第十五条の規定は、この限りでない。

(この法律に定めのない事項)

第二十三条 この法律に定めるものの外、調停に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

(民事調停官の任命)

第二十三条の二 民事調停官は、弁護士で五年以上その職に在つたもののうちから、最高裁判所が任命する。

2、4 (同上)

5 (同上)

一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二、三 (同上)

6 (同上)

(民事調停官の権限等)

第二十三条の三 (略)

2 民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、次条第三項ただし書に規定する権限並びにこの法律の規定(第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定を含む。)及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第五十八号)の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に関する権限(調停主任に係るものを含む。)のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

一 (略)

二 第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定(同法第十三條及び第十四條第三項本文(同法第十五條において準用する場合を含む。))の規定を除く。)において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に関するもの

三 (略)

3、4 (略)

(民事調停官の除斥及び忌避)

第二十三條の四 民事調停官の除斥及び忌避については、非訟事件手続法第十一條、第十二條並びに第十三條第二項から第四項まで、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 非訟事件手続法第十三條第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項において準用する

(民事調停官の権限等)

第二十三条の三 (同上)

2 民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この法律の規定(第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定を含む。)及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第五十八号)の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に関する権限(調停主任に係るものを含む。)のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

一 (同上)

二 第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定(同法第五條の規定を除く。)において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に関するもの

三 (同上)

3、4 (同上)

(新設)

同条第四項本文の規定にかかわらず、調停手続は停止しない。

3 民事調停官の除斥又は忌避についてはその民事調停官の所属する裁判所が、簡易裁判所に所属する民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。ただし、前項の裁判は、忌避された民事調停官がすることができ。

(民事調停官に対する手当等)

第二十三条の五 (略)

(農事調停事件)

第二十五条 農地又は農業経営に付随する土地、建物その他の農業用資産(以下「農地等」という。)の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件については、前章に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(小作官等の意見陳述)

第二十七条 小作官又は小作主事は、調停手続の期日に出席し、又は調停手続の期日外において、調停委員会に対して意見を述べることができる。

(小作官等の意見聴取)

第二十八条 調停委員会は、調停をしようとするときは、小作官又は小作主事の意見を聴かなければならない。

(民事調停官に対する手当等)

第二十三条の四 (同上)

(農事調停事件)

第二十五条 農地又は農業経営に付随する土地、建物その他の農業用資産(以下「農地等」という。)の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件については、前章に定めるものの外、この節の定めるところによる。

(小作官等の意見陳述)

第二十七条 小作官又は小作主事は、期日に出席し又は期日外において、調停委員会に対して意見を述べることができる。

(小作官等の意見聴取)

第二十八条 調停委員会は、調停をしようとするときは、小作官又は小作主事の意見を聞かなければならない。

(移送等への準用)

第三十条 第二十八条の規定は、裁判所が、第四条第一項ただし書若しくは第三項の規定により事件を移送し若しくは自ら処理しようとし、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

(交通調停事件・管轄)

第三十三条の二 自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(過料についての決定)

第三十六条 (略)

(削る)

2 前項に規定するもののほか、過料についての決定に関しては、非訟事件手続法第五編の規定(同法第一百九条及び第二百一条第一項の規定並びに同法百二十条及び第二百二十二条の規定中檢察官に関する部分を除く。)を準用する。

(評議の秘密を漏らす罪)

第三十七条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しく

(移送等への準用)

第三十条 第二十八条の規定は、裁判所が、第四条第一項但書若しくは第二項の規定により事件を移送し若しくはみずから処理しようとし、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

(交通調停事件・管轄)

第三十三条の二 自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(過料についての決定)

第三十六条 (同上)

2 過料の決定の執行は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行前に決定の送達をすることを要しない。

3 前二項に規定するもののほか、過料についての決定に関しては、非訟事件手続法第五編の規定を準用する。ただし、同法第六十二条及び第六十四条中檢察官に関する規定は、この限りでない。

(評議の秘密を漏らす罪)

第三十七条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しく

はその多少の教を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

(人の秘密を漏らす罪)

第三十八条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

はその多少の教を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

(人の秘密を漏らす罪)

第三十八条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案

現行

（検査役の選任）

第四十八条の十八の五（略）

2、3（略）

（削る）

（合併の無効の訴え）

第四十八条の十九の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は税理士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（検査役の選任）

第四十八条の十八の五（同上）

2、3（同上）

4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（合併の無効の訴え）

第四十八条の十九の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は税理士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等

第四十八條の二十一 (略)

2 会社法第六百四十四條(第三号を除く。)、第六百四十五條から第六百四十九條まで、第六百五十條第一項及び第二項、第六百五十一條第一項及び第二項(同法第五百九十四條の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二條、第六百五十三條、第六百五十五條から第六百五十九條まで、第六百六十二條から第六百六十四條まで、第六百六十六條から第六百七十三條まで、第六百七十五條、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、税理士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四條第一号中「第六百四十一條第五号」とあるのは「税理士法第四十八條の十中「第六百四十一條第五号」とあるのは「税理士法第四十八條の十中「第六百四十一條第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一條第四号又は第七号」とあるのは「税理士法第四十八條の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項及び第六百六十九條中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一條第一号から第三号まで」とあるのは「税理士法第四十八條の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等

第四十八條の二十一 (同上)

2 会社法第六百四十四條(第三号を除く。)、第六百四十五條から第六百四十九條まで、第六百五十條第一項及び第二項、第六百五十一條第一項及び第二項(同法第五百九十四條の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二條、第六百五十三條、第六百五十五條から第六百五十九條まで、第六百六十二條から第六百六十四條まで、第六百六十六條から第六百七十三條まで、第六百七十五條、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、税理士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四條第一号中「第六百四十一條第五号」とあるのは「税理士法第四十八條の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一條第四号又は第七号」とあるのは「税理士法第四十八條の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項及び第六百六十九條中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一條第一号から第三号まで」とあるのは「税理士法第四十八條の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條

十九条第一項」とあるのは「税理士法第四十八条の十九の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十條」とあるのは「税理士法第四十八条の二十一第一項において準用する第五百八十條第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）、の規定は税理士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における税理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

4 5 6 (略)

第一項」とあるのは「税理士法第四十八条の十九の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十條」とあるのは「税理士法第四十八条の二十一第一項において準用する第五百八十條第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）、の規定は税理士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における税理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

4 5 6 (同上)

改正案

現行

（合併の無効の訴え）

第六十一条の七 金庫の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二條の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七

（合併の無効の訴え）

第六十一条の七 金庫の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員、理事、監事若しくは清算人」と、「株

号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法等の準用)

第六十三条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の二、第三十六条から第三十七条の二まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十八条の四から第四十八条の七までの規定並びに会社法第四百七十五条(第三号を除く。)(清算の開始原因)、第四百七十六条(清算株式会社的能力)、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項(清算人の就任)、第四百七十九条第一項及び第二項(各号を除く。)(清算人の解任)、第四百八十一条(清算人の職務)、第四百八十三条第四項及び第五項(清算株式会社の代表)、第四百八十四条(清算株式会社に於ける破産手続の開始)、第四百八十五条(裁判所の選任する清算人の報酬)、第四百九十二条から第四百九十五条まで(財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等)、第四百九十六条第一項及び第二項(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)、第四百九十七条から第五百三条まで(貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外)、第五百七条(清算事務の終了等)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六

十等、社員等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法等の準用)

第六十三条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の二、第三十六条から第三十七条の二まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十八条の四から第四十八条の七までの規定並びに会社法第四百七十五条(第三号を除く。)(清算の開始原因)、第四百七十六条(清算株式会社的能力)、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項(清算人の就任)、第四百七十九条第一項及び第二項(各号を除く。)(清算人の解任)、第四百八十一条(清算人の職務)、第四百八十三条第四項及び第五項(清算株式会社の代表)、第四百八十四条(清算株式会社に於ける破産手続の開始)、第四百八十五条(裁判所の選任する清算人の報酬)、第四百九十二条から第四百九十五条まで(財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等)、第四百九十六条第一項及び第二項(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)、第四百九十七条から第五百三条まで(貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外)、第五百七条(清算事務の終了等)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六

十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十二条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「信用金庫法第六十二条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

十九条（疎明）、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「信用金庫法第六十二条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 漁船保険組合の組織</p> <p>第一節〜第四節（略）</p> <p>第五節 解散及び清算（第五十条―第六十二条の五）</p> <p>第六節、第七節（略）</p> <p>第三章〜第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第六十二条の五（略）</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第二章 漁船保険組合の組織</p> <p>第一節〜第四節（同上）</p> <p>第五節 解散及び清算（第五十条―第六十二条の六）</p> <p>第六節、第七節（同上）</p> <p>第三章〜第七章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（即時抗告）</p> <p>第六十二条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第六十二条の六（同上）</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第六十二条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>
---	--

(準用規定)

第百三十八条 (略)

2、4 (略)

5 中央会の解散及び清算に関する事項については、第五十条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号、同条第二項から第五項まで並びに第五十七条の二から第六十二条の五までの規定を準用する。この場合において、第五十条第四項中「組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満」とあるのは「会員が十五組合未満」と、第五十八条中「合併及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定」と読み替えるものとする。

6、7 (略)

(準用規定)

第百三十八条 (同上)

2、4 (同上)

5 中央会の解散及び清算に関する事項については、第五十条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号、同条第二項から第五項まで並びに第五十七条の二から第六十二条の六までの規定を準用する。この場合において、第五十条第四項中「組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満」とあるのは「会員が十五組合未満」と、第五十八条中「合併及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定」と読み替えるものとする。

6、7 (同上)

四十九 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（第六十五条関係）

改正案	現行
<p>（不用物件の返還又は譲与） 第九十四条（略）</p> <p>2、3（略）</p> <p>4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百九十五条第二項並びに非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第九十四条及び第九十八条の規定は、前項の規定による供託について準用する。</p> <p>5、6（略）</p>	<p>（不用物件の返還又は譲与） 第九十四条（同上）</p> <p>2、3（同上）</p> <p>4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百九十五条第二項並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第八十一条及び第八十二条の規定は、前項の規定による供託について準用する。</p> <p>5、6（同上）</p>

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 漁業信用基金協会</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 解散及び清算（第五十三条―第六十四条の五）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第六十四条の五（略）</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「協会及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第二章 漁業信用基金協会</p> <p>第一節～第四節（同上）</p> <p>第五節 解散及び清算（第五十三条―第六十四条の六）</p> <p>第六節（同上）</p> <p>第三章～第五章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（即時抗告）</p> <p>第六十四条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第六十四条の六（同上）</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第六十四条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「協会及び検査役」と読み替えるものとする。</p>
---	--

改正案

現行

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>第一節 第五節 (略)</p> <p>第六節 解散及び清算 (第五十三条―第五十八条の二)</p> <p>第七節 (略)</p> <p>第三章 第七章 (略)</p> <p>(合併の無効の訴え等についての会社法の準用)</p> <p>第五十七条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲及び無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項（裁判による登記の囑託）の規</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (同上)</p> <p>第二章 (同上)</p> <p>第一節 第五節 (同上)</p> <p>第六節 解散及び清算 (第五十三条―第五十八条の三)</p> <p>第七節 (同上)</p> <p>第三章 第七章 (同上)</p> <p>(合併の無効の訴え等についての会社法の準用)</p> <p>第五十七条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲及び無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項（裁判による登記の囑託）の規</p>

定は酒類業組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの条において準用する会社法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（削る）

定は酒類業組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの条において準用する会社法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（即時抗告）

第五十八条の三 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

改正案

現行

（合併の無効の訴え）

第六十條の七 会社法第八百二十八條第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は商工會議所の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十二条の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（合併の無効の訴え）

第六十條の七 会社法第八百二十八條第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は商工會議所の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（削る）

（即時抗告）

第六十二條の七 清算人の解任についての裁判及び前條の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

（検査役の選任）

第六十三條 (略)

2 前二條の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「商工会議所及び検査役」と読み替えるものとする。

第六十三條 (同上)

2 前三條の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第六十二條の六中「清算人及び監事」とあるのは、「商工会議所及び検査役」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>第三十二条の四 削除</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第三十二条の五 （略）</p> <p>2 第三十二条の二及び第三十二条の三の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「協会及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>（即時抗告）</p> <p>第三十二条の四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第三十二条の五 （同上）</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十二条の三中「清算人及び監事」とあるのは、「協会及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案

現行

（合併の無効の訴え）
 第六十五条 金庫の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二條の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及

（合併の無効の訴え）
 第六十五条 金庫の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等

び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法等の準用)

第六十七条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の四、第三十八条から第四十条まで、第四十六条から第四十八条まで、第五十三条の二から第五十三条の五まで及び第五十九条の三の規定並びに会社法第四百七十五条(第三号を除く。)(清算の開始原因)、第四百七十六条(清算株式会社の能力)、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項(清算人の就任)、第四百七十九条第一項及び第二項(各号を除く。)(清算人の解任)、第四百八十一条(清算人の職務)、第四百八十三条第四項及び第五項(清算株式会社の代表)、第四百八十四条(清算株式会社についての破産手続の開始)、第四百八十五条(裁判所の選任する清算人の報酬)、第四百九十二条から第四百九十五条まで(財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等)、第四百九十六条第一項及び第二項(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)、第四百九十七条から第五百三条まで(貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除斥)、第五百七条(清算事務の終了等)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)

、社員等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法等の準用)

第六十七条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の四、第三十八条から第四十条まで、第四十六条から第四十八条まで、第五十三条の二から第五十三条の五まで及び第五十九条の三の規定並びに会社法第四百七十五条(第三号を除く。)(清算の開始原因)、第四百七十六条(清算株式会社の能力)、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項(清算人の就任)、第四百七十九条第一項及び第二項(各号を除く。)(清算人の解任)、第四百八十一条(清算人の職務)、第四百八十三条第四項及び第五項(清算株式会社の代表)、第四百八十四条(清算株式会社についての破産手続の開始)、第四百八十五条(裁判所の選任する清算人の報酬)、第四百九十二条から第四百九十五条まで(財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等)、第四百九十六条第一項及び第二項(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)、第四百九十七条から第五百三条まで(貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除斥)、第五百七条(清算事務の終了等)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)

、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「労働金庫法第六十六条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「労働金庫法第六十六条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例）</p> <p>第七十八条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る）</p> <p>3 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の厚生労働省令で定める方法によりしなければならない。</p> <p>第七十八条の五 厚生労働大臣は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、第七十八条の二第二項の規定による請求すべき按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならない。</p>	<p>（離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例）</p> <p>第七十八条の二（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 前項の規定による請求すべき按分割合に関する処分（以下「標準報酬の按分割合に関する処分」という。）は、家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用に関しては、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。</p> <p>4 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の厚生労働省令で定める方法によりなければならない。</p> <p>第七十八条の五 厚生労働大臣は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、標準報酬の按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならない。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>(削る)</p> <p>(検査役の選任)</p> <p>第四十九条の五 (略)</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>(即時抗告)</p> <p>第四十九条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(検査役の選任)</p> <p>第四十九条の六 (同上)</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十九条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案

現行

<p>（裁判の管轄及び手続） 第十九条 第十七条又は前条の規定による裁判は、接收された土地又は建物の所在地を管轄する地方裁判所が非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）により、これをする。</p> <p>第二十一条 削除</p>	<p>（裁判の管轄及び手続） 第十九条 第十七条又は前条の規定による裁判は、接收された土地又は建物の所在地を管轄する地方裁判所が非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）により、これをする。</p> <p>（民事調停法の準用） 第二十一条 第十七条又は第十八条の規定による申立があつた場合には、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十条（受訴裁判所の調停）の規定を準用する。この場合において、調停に付する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。</p>
<p>（即時抗告） 第二十二条 第十七条又は第十八条の規定による裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p>	<p>（即時抗告） 第二十二条 第十七条又は第十八条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。その期間は、二週間とする。 2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p>

改 正 案

現 行

（合併の無効の訴え）

第五十四条の四 海運組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八号第五項、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二号の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。

（会社法等の準用）

第五十五条 解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八号第一項、第二項及び第四項、第四百七十九号第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三

（合併の無効の訴え）

第五十四条の四 海運組合の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八号第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。

（会社法等の準用）

第五十五条 解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八号第一項、第二項及び第四項、第四百七十九号第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三

項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、清算人については、第三十二条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十三条第二項及び第四十四条並びに同法第三百五十三条、第三百六十条第一項、第三百六十四条並びに第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条並びに監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十八条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、清算人については、第三十二条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十三条第二項及び第四十四条並びに同法第三百五十三条、第三百六十条第一項、第三百六十四条並びに第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条並びに監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十八条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

改正案

現行

（会社法等の準用）

第五十二条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人については第二十九条の二、第三十条の二から第三十七条まで、第四十一条第二項、第四十二条及び第四十二条の二並びに同法第三百六十条第一項及び第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十六條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十一条」と、同法第四百七

（会社法等の準用）

第五十二条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人については第二十九条の二、第三十条の二から第三十七条まで、第四十一条第二項、第四十二条及び第四十二条の二並びに同法第三百六十條第一項及び第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十六條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十一条」と、同法第四百七十九條

十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二條第一項、第五百七條第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十二條の十 (略)

2 小組合の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六條の規定を、この項において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについては同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十條の二、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定を準用する。

第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二條第一項、第五百七條第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十二條の十 (同上)

2 小組合の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六條の規定を、この項において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについては同法第八百六十八條第五項、第八百七十條(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定を準用する。

改正案	現行
<p>第九十三条の五（略） 2 （略） （削る）</p> <p>3 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の財務省令で定める方法によりしなければならない。</p> <p>第九十三条の八 組合は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、第九十三条の五第二項の規定による請求すべき按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならない。</p>	<p>第九十三条の五（同上） 2 （同上） 3 前項の規定による請求すべき按分割合に関する処分（第九十三条の八において「標準報酬の按分割合に関する処分」という。）は、家事審判法（昭和二十二年法律第五百二十二号）の適用に関しては、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。</p> <p>4 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の財務省令で定める方法によりしなければならない。</p> <p>第九十三条の八 組合は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、標準報酬の按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>第五十三條の七 削除</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第五十三條の八 （略）</p> <p>2 第五十三條の五及び第五十三條の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>（即時抗告）</p> <p>第五十三條の七 清算人の解任についての裁判及び前條の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第五十三條の八 （同上）</p> <p>2 前三條の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十三條の六中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>第三十二条の十六 削除</p> <p>(検査役の選任)</p> <p>第三十二条の十七 (略)</p> <p>2 第三十二条の十四及び第三十二条の十五の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>(即時抗告)</p> <p>第三十二条の十六 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(検査役の選任)</p> <p>第三十二条の十七 (同上)</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十二条の十五中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

六十三 未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）（第八十条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（民法第三十条の宣告の請求等の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2、3（略）</p> <p>4 厚生労働大臣が第一項又は前項の規定により戦時死亡宣告の請求又はその取消の請求を行う場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（民法第三十条の宣告の請求等の特例）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>2、3（同上）</p> <p>4 厚生労働大臣が第一項又は前項の規定により戦時死亡宣告の請求又はその取消の請求を行う場合には、家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）第六条の規定は、適用しない。</p>

改正案

現行

（合併の無効の訴え）

第五十二条の七 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係るものを除く。）は商工会の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（削る）

（検査役の選任）

（合併の無効の訴え）

第五十二条の七 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係るものを除く。）は商工会の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（即時抗告）

第五十四条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第五十五条 (略)

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「商工会及び検査役」と読み替えるものとする。

第五十五条 (同上)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十四条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「商工会及び検査役」と読み替えるものとする。

改正案

現行

<p>(理事会の議事録) 第三十条 (略) 2~7 (略)</p> <p>8 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第六項の許可の申立てに係る事件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(会社法等の準用) 第六十条 会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五条、第四百八十九條第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九條から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号</p>	<p>(理事会の議事録) 第三十条 (同上) 2~7 (同上)</p> <p>8 会社法第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第六項の許可の申立てに係る事件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(会社法等の準用) 第六十条 会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五条、第四百八十九條第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九條から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第</p>
---	---

及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は組合の解散及び清算について、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条から第三十六条まで(第三十条第四項を除く。)、第三十八条(第十項を除く。)、第四十五条第二項から第四項まで、第四十六条並びに第五十二条並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定は組合の清算人について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)、の規定は組合の清算人の責任を追及する訴えについて、同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定は監査権限定組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第二項、第四項から第九項まで並びに第十一項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、

四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は組合の解散及び清算について、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条から第三十六条まで(第三十条第四項を除く。)、第三十八条(第十項を除く。)、第四十五条第二項から第四項まで、第四十六条並びに第五十二条並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定は組合の清算人について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)、の規定は組合の清算人の責任を追及する訴えについて、同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定は監査権限定組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第二項、第四項から第九項まで並びに第十一項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第

同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用)

第七十五條 会社法第二百七條、第二百十二條(第一項第一号を除く。)、第二百十三條(第一項第一号及び第三号を除く。)、第八百六十八條第一項、第八百七十條第一項(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は第六十七條第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節の規定はこの条において準用する同法第二百十二條(第一項第一号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七條第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二條第一項第二号及び第二項中「第九百九十九條第一項第三号」とあるのは「技術研究組合法第六十七條第三号」と、同法第二百七條第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三條第一項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七條第十項第一号中「取締役、會計参与、監査役若しくは執行役又は支配人」とあるのは「技術研究組合法第六十一條

第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九條第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用)

第七十五條 会社法第二百七條、第二百十二條(第一項第一号を除く。)、第二百十三條(第一項第一号及び第三号を除く。)、第八百六十八條第一項、第八百七十條(第二号及び第七号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は第六十七條第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節の規定はこの条において準用する同法第二百十二條(第一項第一号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七條第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二條第一項第二号及び第二項中「第九百九十九條第一項第三号」とあるのは「技術研究組合法第六十七條第三号」と、同法第二百七條第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三條第一項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七條第十項第一号中「取締役、會計参与、監査役若しくは執行役又は支配人」とあるのは「技術研究組合法第六十一條

第二項に規定する組織変更をする組合の役員又は参事若しくは会計主任」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「技術研究組合法第七十三条」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主（技術研究組合法第六十一条第二項に規定する組織変更の効力が生じた日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月前から当該組織変更の効力が生じた日まで引き続いて組合員であつた者であつて、当該組織変更の効力が生じた日から引き続いて株式を有する株主）」と、同法第八百七十条第一項第四号中「第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号」とあるのは「技術研究組合法第六十七条第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併の無効の訴え）

第九十九条 会社法第八百二十八条第一項（第七号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第二号から第四号まで及び第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定（監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）は吸収合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第五号に係る部分に限る。）

に規定する組織変更をする組合の役員又は参事若しくは会計主任」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「技術研究組合法第七十三条」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主（技術研究組合法第六十一条第二項に規定する組織変更の効力が生じた日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月前から当該組織変更の効力が生じた日まで引き続いて組合員であつた者であつて、当該組織変更の効力が生じた日から引き続いて株式を有する株主）」と、同法第八百七十条第七号中「第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号」とあるのは「技術研究組合法第六十七条第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併の無効の訴え）

第九十九条 会社法第八百二十八条第一項（第七号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第二号から第四号まで及び第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定（監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）は吸収合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三号

る。)、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(新設合併の無効の訴え)

第八八条 会社法第八百二十八條第一項(第八号に係る部分に限る。)
(及び第二項(第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。))並びに第八百四十六條の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)
(は新設合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十一條の二、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用)
第三十條 会社法第二百七條、第二百十二條(第一項第一号を除く。)、第二百十三條(第一項第一号及び第三号を除く。)、第八百六十八條第一項、第八百七十條第一項(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部

本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(新設合併の無効の訴え)

第八八条 会社法第八百二十八條第一項(第八号に係る部分に限る。)
(及び第二項(第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。))並びに第八百四十六條の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)
(は新設合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用)
第三十條 会社法第二百七條、第二百十二條(第一項第一号を除く。)、第二百十三條(第一項第一号及び第三号を除く。)、第八百六十八條第一項、第八百七十條(第二号及び第七号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部分に限

分に限る。)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は第二百二十二条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節の規定はこの条において準用する同法第二百十二条(第一項第一号を除く。)(の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第二百九十九条第一項第三号」とあるのは「技術研究組合法第二百二十二条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人」とあるのは「技術研究組合法第一百八条第二項に規定する新設分割をする組合の役員又は参事若しくは会計主任」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「技術研究組合法第二百二十八条」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主(技術研究組合法第一百八条第四項に規定する新設分割設立株式会社の成立の日から六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。))を経過していないときは、六箇月前から当該新設分割設立株式会社の成立の日まで引き続いて組合員であつた者であつて、当該新設分割設立株式会社の成立の日から引き続いて株式を有する株主)」と、同法第八百七十条第一項第四号中「第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号」とあるのは「技術研究組合法第二百二十二条第三号」と

る。)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は第二百二十二条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節の規定はこの条において準用する同法第二百十二条(第一項第一号を除く。)(の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第二百九十九条第一項第三号」とあるのは「技術研究組合法第二百二十二条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人」とあるのは「技術研究組合法第一百八条第二項に規定する新設分割をする組合の役員又は参事若しくは会計主任」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「技術研究組合法第二百二十八条」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主(技術研究組合法第一百八条第四項に規定する新設分割設立株式会社の成立の日から六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。))を経過していないときは、六箇月前から当該新設分割設立株式会社の成立の日まで引き続いて組合員であつた者であつて、当該新設分割設立株式会社の成立の日から引き続いて株式を有する株主)」と、同法第八百七十条第一項第四号中「第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号」とあるのは「技術研究組合法第二百二十二条第三号」と読み替えるも

読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

のとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 農業信用基金協会</p> <p>第一節 第五節の二 (略)</p> <p>第六節 解散及び清算（第四十九条―第五十四条の五）</p> <p>第七節 (略)</p> <p>第三章 第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(会社法の準用)</p> <p>第四十八条の八 基金協会の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の合併の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六條から第八百三十九条まで（担保提供命令等）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併の無効判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについては、同法第八百六十八條第五項（非訟</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (同上)</p> <p>第二章 農業信用基金協会</p> <p>第一節 第五節の二 (同上)</p> <p>第六節 解散及び清算（第四十九条―第五十四条の六）</p> <p>第七節 (同上)</p> <p>第三章 第五章 (同上)</p> <p>附則</p> <p>(会社法の準用)</p> <p>第四十八条の八 基金協会の合併の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の合併の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六條から第八百三十九条まで（担保提供命令等）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併の無効判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについては、同法第八百六十八條第五項（非訟</p>
---	---

事件の管轄)、第八百七十条第二項(第五号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(検査役の選任)

第五十四条の五 (略)

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「基金協会及び検査役」と読み替えるものとする。

事件の管轄)、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(即時抗告)

第五十四条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第五十四条の六 (同上)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十四条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「基金協会及び検査役」と読み替えるものとする。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>第五十六条の六 削除</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第五十六条の七 （略）</p> <p>2 第五十六条の四及び第五十六条の五の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「管理組合法人及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>（即時抗告）</p> <p>第五十六条の六 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第五十六条の七 （同上）</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十六条の五中「清算人及び監事」とあるのは、「管理組合法人及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案

現行

（合併の無効の訴え）

第七十六条 組合の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条（合併無効の訴え）の規定（監査権限定組合にあつては、これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二号の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（会社法等の準用）

第七十八条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外

（合併の無効の訴え）

第七十六条 組合の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条（合併無効の訴え）の規定（監査権限定組合にあつては、これらの規定中監査役に係る部分を除く。）を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（会社法等の準用）

第七十八条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外

の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条(株式会社の清算)、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四号(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条(非訟)の規定を、組合の清算人については第四十五条の二、第四十五条の三、第四十六条の二、第四十六条の三第一項及び第二項、第四十七条から第五十一条の三まで、第五十一条の五、第五十二条、第五十三条(第一項及び第十一項を除く。)、第五十四条(会計帳簿等の作成等)、第五十八条第二項から第四項まで、第五十九条、第五十九条の二並びに第六十四条の二並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を、監査権限限定組合の清算人については同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を準用する。この場

の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条(株式会社の清算)、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四号(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条(非訟)の規定を、組合の清算人については第四十五条の二、第四十五条の三、第四十六条の二、第四十六条の三第一項及び第二項、第四十七条から第五十一条の三まで、第五十一条の五、第五十二条、第五十三条(第一項及び第十一項を除く。)、第五十四条(会計帳簿等の作成等)、第五十八条第二項から第四項まで、第五十九条、第五十九条の二並びに第六十四条の二並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を、監査権限限定組合の清算人については同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合にお

合において、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第五十三条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

いて、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第五十三条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案

現行

<p>(離婚特例適用請求) 第二百五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 離婚特例適用請求は、当事者が離婚特例の適用の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の主務省令で定める方法によりしなければならぬ。</p> <p>第七七条の二 組合は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、<u>第二百五条第二項の規定による請求すべき按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならぬ。</u></p>	<p>(離婚特例適用請求) 第二百五条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 前項の規定による請求すべき按分割合に関する処分（第七七条の二において「<u>掛金の標準となつた給料の額等の按分割合に関する処分</u>」という。）は、家事審判法（昭和二十二年法律第一百五十二号）の適用に関しては、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。</p> <p>4 離婚特例適用請求は、当事者が離婚特例の適用の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の主務省令で定める方法によりしなければならぬ。</p> <p>第七七条の二 組合は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、<u>掛金の標準となつた給料の額等の按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならぬ。</u></p>
---	--

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（削る）</p> <p>（検査役の選任） 第三十五条（略）</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「中央協会及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>（即時抗告）</p> <p>第三十四条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（検査役の選任） 第三十五条（同上）</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十四条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「中央協会及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 漁業共済団体の組織及び監督</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 漁業共済組合</p> <p>第一款〜第三款（略）</p> <p>第四款 解散及び清算（第五十条―第六十一条の五）</p> <p>第三節〜第五節（略）</p> <p>第三章〜第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第六十一条の五（略）</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第二章 漁業共済団体の組織及び監督</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節 漁業共済組合</p> <p>第一款〜第三款（同上）</p> <p>第四款 解散及び清算（第五十条―第六十一条の六）</p> <p>第三節〜第五節（同上）</p> <p>第三章〜第七章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（即時抗告）</p> <p>第六十一条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第六十一条の六（同上）</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第六十一条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

(準用規定)

第六十七条 (略)

2、3 (略)

4 連合会の解散及び清算に関する事項については、第五十条及び第五十六条の二から第六十一条の五までの規定を準用する。

する。

(準用規定)

第六十七条 (同上)

2、3 (同上)

4 連合会の解散及び清算に関する事項については、第五十条及び第五十六条の二から第六十一条の六までの規定を準用する。

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>(検査役の選任) 第三十九条 (略)</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「地方公社及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>(即時抗告)</p> <p>第三十八条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(検査役の選任) 第三十九条 (同上)</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十八条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「地方公社及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>(削る)</p> <p>(検査役の選任) 第五十四条 (略)</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「協会及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>(即時抗告)</p> <p>第五十三条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(検査役の選任) 第五十四条 (同上)</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十三条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「協会及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案

現行

<p>（賃借権に係る裁判）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の規定による裁判は、法定賃借権に係る土地の所在地を管轄する地方裁判所が、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）<u>」</u>によつて行なう。</p> <p>（削る）</p> <p>3 第一項の規定による裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p>	<p>（賃借権に係る裁判）</p> <p>第十条（同上）</p> <p>2 前項の規定による裁判は、法定賃借権に係る土地の所在地を管轄する地方裁判所が、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）<u>」</u>によつて行なう。</p> <p>3 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十条の規定は、第一項の申立てがあつた場合について準用する。この場合には、調停に付する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。</p> <p>4 第一項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができ、この場合において、その期間は、二週間とする。</p> <p>5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p>
--	--

改正案

現行

<p>(株式買取請求) 第二十四条 (略)</p> <p>2 会社法第七百八十五条第五項から第七項まで（反対株主の株式買取請求）、第七百八十六条（株式の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二條の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(新株予約権買取請求) 第二十五条 (略)</p> <p>2 会社法第七百八十七条第五項から第七項まで（新株予約権買取請求）、第七百八十八条（第五項各号を除く。）（新株予約権の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百</p>	<p>(株式買取請求) 第二十四条 (同上)</p> <p>2 会社法第七百八十五条第五項から第七項まで（反対株主の株式買取請求）、第七百八十六条（株式の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三條本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(新株予約権買取請求) 第二十五条 (同上)</p> <p>2 会社法第七百八十七条第五項から第七項まで（新株予約権買取請求）、第七百八十八条（第五項各号を除く。）（新株予約権の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一</p>
--	--

七十条の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第七百八十八条第五項（各号を除く。）中「次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（債権者の異議）

第二十六条（略）

257（略）

8 会社法第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第八号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法の準用）

第五十三条 会社法第八百二十八条第二項（第七号及び第八号に係る

条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第七百八十八条第五項（各号を除く。）中「次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（債権者の異議）

第二十六条（同上）

257（同上）

8 会社法第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第八号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法の準用）

第五十三条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る

部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。

)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条(第一項(訴えの管轄)、第八百三十六号から第八百三十九号まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力の及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)(合併又は会社分割の無効判決の効力)並びに第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定は第三条第一項(第二号から第六号までに係る部分に限る。)(合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項(非訟事件の管轄)、第八百七十号第二項(第五号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十号の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二号(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二号の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの項において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八号第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあり、及び「株主等、社員等」とあるのは「株主等、会員等、理事、監事若しくは清算人(協同組織金融機関と協同組織金融機関との合併にあつては、会員等、理事、監事又は清算人)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。

)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条(第一項(訴えの管轄)、第八百三十六号から第八百三十九号まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力の及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)(合併又は会社分割の無効判決の効力)並びに第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定は第三条第一項(第二号から第六号までに係る部分に限る。)(合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項(非訟事件の管轄)、第八百七十号(第十五号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの項において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八号第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあり、及び「株主等、社員等」とあるのは「株主等、会員等、理事、監事若しくは清算人(協同組織金融機関と協同組織金融機関との合併にあつては、会員等、理事、監事又は清算人)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2,
3
(略)

2,
3
(同上)

改正案

現行

（検査役の選任）
第二十五条の二十二の五（略）

2、3（略）

（削る）

（合併の無効の訴えに関する会社法の準用）

第二十五条の二十三の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は社会保険労務士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（検査役の選任）
第二十五条の二十二の五（同上）

2、3（同上）

4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（合併の無効の訴えに関する会社法の準用）

第二十五条の二十三の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は社会保険労務士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第二十五条の二十五 (略)

2 会社法第六百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三條、第八百六十四条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六條の規定は、社会保険労務士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項及び第六百六十九條中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第一号又は第二号

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第二十五条の二十五 (同上)

2 会社法第六百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三條、第八百六十四条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六條の規定は、社会保険労務士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第三号」と、同法第六百四十七條第二項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項及び第六百六十九條中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第一号又は第二号」と

号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十三の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の十五の三」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は社会保険労務士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における社会保険労務士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

4 5 6 （略）

、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の二十三の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の十五の三」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は社会保険労務士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における社会保険労務士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

4 5 6 （同上）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>(削る)</p> <p>(検査役の選任) 第五十条 (略)</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>(即時抗告)</p> <p>第四十九条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(検査役の選任) 第五十条 (同上)</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十九条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第四十二条の七 削除</p> <p>(検査役の選任)</p> <p>第四十二条の八 (略)</p> <p>2 第四十二条の五及び第四十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「職業訓練法人及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>(即時抗告)</p> <p>第四十二条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(検査役の選任)</p> <p>第四十二条の八 (同上)</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十二条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「職業訓練法人及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（削る）</p> <p>（検査役の選任） 第三十七条（略）</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「道路公社及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>（即時抗告）</p> <p>第三十六条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（検査役の選任） 第三十七条（同上）</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十六条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「道路公社及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案

現行

<p>(即時抗告)</p> <p>第十六条 執行認許又は執行不認許の決定に対しては、申立人及び訴訟費用債務者に限り、即時抗告をすることができる。前条の規定により執行不認許の決定の告知を受けた検察官も、同様とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(非訟事件手続法の準用)</p> <p>第二十一条 第十一条の申立て及び執行認許の手続に関しては、民訴条約又はこの法律に特別の定めがある場合を除き、非訟事件手続法(平成二十三年法律第 号)第二編の規定を準用する。</p>	<p>(即時抗告)</p> <p>第十六条 申立人及び訴訟費用債務者は、執行認許又は執行不認許の決定に対して即時抗告をすることができる。前条の規定により執行不認許の決定の告知を受けた検察官も、同様とする。</p> <p>2 前項の即時抗告の期間は、二週間とする。</p> <p>(非訟事件手続法の準用)</p> <p>第二十一条 第十一条の申立て及び執行認許の手続に関しては、民訴条約又はこの法律に特別の定めがある場合を除き、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編の規定を準用する。</p>
--	---

改正案

現行

<p>（株主總會等の特別決議等に代わる許可） 第八十七条（略） 2510（略）</p> <p>11 代替許可の決定に対しては、株主、会員又は組合員は、第八項の公告のあつた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。</p> <p>12 非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。</p>	<p>（株主總會等の特別決議等に代わる許可） 第八十七条（同上） 2510（同上）</p> <p>11 代替許可の決定に対しては、株主、会員又は組合員は、第八項の公告のあつた日から一週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。</p> <p>12 第七項から前項までに規定するもののほか、代替許可に係る事件に関しては、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編（第二条から第四条まで、第十五条、第十六条、第十八条第一項及び第二項並びに第二十条を除く。）の規定を準用する。</p>
---	---

改正案

現行

<p>（訴訟の目的の価額等） 第四条（略） 2、4（略）</p> <p>5 民事訴訟法第九条第一項の規定は、別表第一の一三の項及び一三の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。</p> <p>6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一四の項及び一四の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。</p> <p>7（略）</p> <p>（手数料を納めたものとみなす場合） 第五条 民事訴訟法第三百五十五条第二項（第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。）、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十九条（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第十八条第二項（第十九条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は家事事件手続法（平成二十三年法律第二号）第二百七十二条第三項（同法第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二百八十条第五項若しくは第二百八十六条第六項の訴えの提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立</p>	<p>（訴訟の目的の価額等） 第四条（同上） 2、4（同上）</p> <p>5 民事訴訟法第九条第一項の規定は、別表第一の一三の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。</p> <p>6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一四の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。</p> <p>7（同上）</p> <p>（手数料を納めたものとみなす場合） 第五条 民事訴訟法第三百五十五条第二項（第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。）、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十九条（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第十八条第二項（第十九条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）第二十六條第二項の訴えの提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。</p>
--	--

てについて納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

- 2 前項の規定は、民事調停法第十四条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八条第四項の規定により調停に代わる決定が効力を失った場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてする借地借家法（平成三年法律第九十号）第十七条第一項、第二項若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申立ての手数料について準用する。

（過納手数料の還付等）

第九条（略）

2（略）

- 3 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が四千円に満たないときは、四千円）を控除した金額の金銭

- 2 前項の規定は、民事調停法第十四条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八条

第二項の規定により調停に代わる決定が効力を失った場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてする借地借家法（平成三年法律第九十号）第十七条第一項、第二項若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申立ての手数料について準用する。

（過納手数料の還付等）

第九条（同上）

2（同上）

3（同上）

を還付しなければならない。

一〇四 (略)

五 上告の提起若しくは上告受理の申立て又は前号の申立て若しくは申出についての裁判に対する非訟事件手続法(平成二十三年法律第 号)第七十四条第一項の規定による再抗告若しくは同法第七十五条第一項の規定による特別抗告の提起若しくは同法第七十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て

原裁判所(抗告の許可の申立てにあつては、その申立てを受けた裁判所。以下この号において同じ。)における却下の裁判の確定又は原裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事件を送付する前における取下げ

458 (略)

(削る)

9 第一項から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定(同法第二十七条及び第四十条の規定を除く。)を準用する。

(再使用証明)

一〇四 (同上)

五 上告の提起若しくは上告受理の申立て又は前号の申立て若しくは申出についての裁判に対する借地借家法第四十二条第一項において準用する非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二十五条において準用する民事訴訟法第三百三十条若しくは第三百三十六条第一項の規定による抗告の提起若しくは第三百三十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て

原裁判所(抗告の許可の申立てにあつては、その申立てを受けた裁判所。以下この号において同じ。)における却下の裁判の確定又は原裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事件を送付する前における取下げ

458 (同上)

9 第一項若しくは第三項の申立て又は前項の規定による異議の申立てについてされた決定に対しては、即時抗告をすることができる。

10 第一項から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分並びに第八項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五条及び第三十二条の規定は、この限りでない。

(再使用証明)

第十条 (略)

2 (略)

3 前条第九項の規定は、前項の決定について準用する。

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例)

第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

一 (略)

二 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件(他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む。)若しくは家事事件の手続の費用の負担の額を定める手続

三、四 (略)

(予納がない場合の費用の取立て)

第十五条 (略)

2 第九条第九項の規定は、前項の決定について準用する。

別表第一 (第三条、第四条関係)

項	上 欄	下 欄
一〜三 (略)		
一三	借地借家法第四十一条の事件	変更後の申立てにつき一三の
の二	の申立ての変更	項により算出して得た額から

第十条 (同上)

2 (同上)

3 前条第九項及び第十項の規定は、前項の決定について準用する。

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例)

第十三条の二 (同上)

一 (同上)

二 訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める手続

三、四 (同上)

(予納がない場合の費用の取立て)

第十五条 (同上)

2 第九条第九項及び第十項の規定は、前項の決定について準用する。

別表第一 (第三条、第四条関係)

項	上 欄	下 欄
一〜三 (同上)		
(新設)		

<p>一四 (略)</p>	<p>変更前の申立てに係る手数料の額を控除した額</p>
<p>一四 一四 の二</p> <p>民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立ての変更</p>	<p>変更後の申立てにつき一四の項により算出して得た額から変更前の申立てに係る手数料の額を控除した額</p>
<p>一五</p> <p>家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判の申立て又は同法の規定による参加の申出(申立人として参加する場合に限る。)</p>	<p>八百円</p>
<p>一五 の二</p> <p>家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判若しくは同法第二百四十四条に規定する事件についての調停の申立て又は同法の規定による参加の申出(申立人として参加する場合に限る。)</p>	<p>千二百円</p>
<p>一六</p> <p>イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三</p>	<p>千円</p>

<p>一四 (同上)</p> <p>(新設)</p>	
<p>一五</p> <p>家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判の申立て</p>	<p>八百円</p>
<p>一五 の二</p> <p>家事審判法第九条第一項乙類に掲げる事項についての審判又は同法第十七条に規定する事件についての調停の申立て</p>	<p>千二百円</p>
<p>一六</p> <p>仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項</p>	<p>千円</p>

一七	
<p>イ(イ) 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を</p> <p>五百円</p>	<p>第十五条第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p> <p>ロ 非訟事件手続法の規定による参加（一三の項に掲げる参加を除く。）の申出（申立人として参加する場合に限る。）</p>
一七	
<p>イ 民事訴訟法の規定による特別代理人の申立て、弁護士でない者を訴訟代</p> <p>五百円</p>	<p>の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p> <p>（新設）</p>

訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは

理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

執行処分
の取消しを命ず
る裁判を求め
る申立て

(ロ) 非訟事件手続法の規定

による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分
の取消しを命ずる裁判を
求める申立て又は受命裁
判官若しくは受託裁判官
の裁判に対する異議の申
立て

(ハ) 家事事件手続法の規定

による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁

(新設)

(新設)

判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求め、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、財産の管理に関する処分の取消しの申立て、不在者の財産の管理に関する処分の取消しの申立て、遺産の管理に関する処分の取消しの申立て又は義務の履行を命ずる審判を求め、申立て

ロ、ハ (略)

ニ 参加 (破産法、民事再生法、会社更生法 (平成十四年法律第五十四号)、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 (平成八年法律第九十五号)、船舶の

ロ、ハ (同上)

ニ 参加 (破産法、民事再生法、会社更生法 (平成十四年法律第五十四号)、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 (平成八年法律第九十五号)、船舶の

所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一三の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て

ホ 破産法第八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停

所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項又は一三の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て

ホ 破産法第八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停

止決定の取消しの申立て、若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て（労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十九条第一項の規定に

止決定の取消しの申立て、若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て（労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、家事審判法第十五条の六の規定による申立て、人事訴訟法（平成十

一八	抗告の提起 又は民事訴訟法第三百三十七條第二項、非訟事件手続法第七十七條第二項若し	(1) 一、一の二の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる申立てについて の裁判（抗告の裁判所の裁判	による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第五百條の四第一項若しくは第五百條の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百四條の六第一項若しくは第一百四條の七第一項の規定による申立て又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十條第一項若しくは第十條第一項の規定による申立て へ、ト（略） それぞれの申立ての手数料の額の一・五倍の額
----	--	--	---

一八	抗告の提起 又は民事訴訟法第三百三十七條第二項の規定による抗告の許可の申立て	(1) 一、一の二の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる申立てについて の裁判（抗告の裁判所の裁判	五年法律第九号）第三十九條第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第五百條の四第一項若しくは第五百條の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百四條の六第一項若しくは第一百四條の七第一項の規定による申立て又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十條第一項若しくは第十條第一項の規定による申立て へ、ト（同上） それぞれの申立ての手数料の額の一・五倍の額
----	---	--	---

<p>この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立て</p>	<p>一九 民事訴訟法第三百四十九條第一項、非訟事件手続法第八十三條第一項又は家事事件手続法第百三條第一項の規定による再審の申立て</p>	<p>九十七條第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>		<p>くは家事事件手続法第九十七條第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>	<p>を含む。)に 対するもの</p>	<p>(2) 一三の項に掲げる申立て又は申出について の裁判(不適法として却下したものを除き、抗告を除き、抗告を除き、抗告を除き、抗告を除外。))に 対するもの</p>	<p>(3) 民事保全法の規定による 保全抗告</p>	<p>(4) (1)から(3)まで以外のもの</p>	<p>一三の項により算出して得た額の一・五倍の額</p>	<p>千五百円</p>	<p>千円</p>
		<p>一三の項に掲げる申立て</p>	<p>一三の項に掲げる申立て</p>	<p>一三の項により算出して得た額の一・五倍の額</p>	<p>千五百円</p>	<p>千円</p>					

<p>(同上)</p>	<p>一九 民事訴訟法第三百四十九條第一項の規定による再審の申立て</p>	<p>九十七條第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>		<p>くは家事事件手続法第九十七條第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>	<p>を含む。)に 対するもの</p>	<p>(2) 一三の項に掲げる申立て又は申出について の裁判(不適法として却下したものを除き、抗告を除き、抗告を除外。))に 対するもの</p>	<p>(3) 民事保全法の規定による 保全抗告</p>	<p>(4) (1)から(3)まで以外のもの</p>	<p>一三の項により算出して得た額の一・五倍の額</p>	<p>千五百円</p>	<p>千円</p>
		<p>一三の項に掲げる申立て</p>	<p>一三の項に掲げる申立て</p>	<p>一三の項により算出して得た額の一・五倍の額</p>	<p>千五百円</p>	<p>千円</p>					

を含むものとする。

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>(検査役の選任) 第七条の二十八 (略)</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「基金及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>(即時抗告)</p> <p>第七条の二十七の十二 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(検査役の選任) 第七条の二十八 (同上)</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七条の二十七の十一中「清算人及び監事」とあるのは、「基金及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>(検査役の選任)</p> <p>第二十二條の十五 (略)</p> <p>2 前二條の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「土地開発公社及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>(即時抗告)</p> <p>第二十二條の十五 清算人の解任についての裁判及び前條の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(検査役の選任)</p> <p>第二十二條の十六 (同上)</p> <p>2 前三條の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第二十二條の十四中「清算人及び監事」とあるのは、「土地開発公社及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（総会の特別議決等に代わる許可） 第九十四条（略） 259（略）</p> <p>10 代替許可の決定に対しては、組合員又は会員は、第七項の公告のあつた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に對するものであるときは、執行停止の効力を有する。</p> <p>11 非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。</p>	<p>（総会の特別議決等に代わる許可） 第九十四条（同上） 259（同上）</p> <p>10 代替許可の決定に対しては、組合員又は会員は、第七項の公告のあつた日から一週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に對するものであるときは、執行停止の効力を有する。</p> <p>11 第六項から前項までに規定するもののほか、代替許可に係る事件に関しては、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編（第二条から第四条まで、第十五条、第十六条、第十八条第一項及び第二項並びに第二十条を除く。）の規定を準用する。</p>

改正案

現行

<p>（理事会の議事録の備付け及び閲覧等） 第四十六條の三（略） 255（略）</p> <p>6 会社法第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十條の二、第八百七十一條本文、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第四項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的謄替えは、政令で定める。</p> <p>（合併の無効の訴えについての会社法の準用） 第八十八條 会社法第八百二十八條第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第</p>	<p>（理事会の議事録の備付け及び閲覧等） 第四十六條の三（同上） 255（同上）</p> <p>6 会社法第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第四項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的謄替えは、政令で定める。</p> <p>（合併の無効の訴えについての会社法の準用） 第八十八條 会社法第八百二十八條第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第</p>
--	--

、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算についての会社法等の準用)

第九十二条 会社法第四百七十五条(第三号に係る部分を除く。)、第四百七十六条、第四百九十九条から第五百三条まで及び第五百七条の規定は組合の清算について、第四十一条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十四条の三、第四十六条、第四十六条の二、第四十六条の三(第二項を除く。)、第四十七条、第四十八条第二項及び第三項、第四十九条、第四十九条の二第一項から第三項まで、第四十九条の三第一項から第三項まで、第八項、第九項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十項、第五十条(第一項及び第十項を除く。)、第五十二条の二、第五十七条、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条、第六十条の二第二項、第六十三条の二並びに第六十三条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百六十九条

八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算についての会社法等の準用)

第九十二条 会社法第四百七十五条(第三号に係る部分を除く。)、第四百七十六条、第四百九十九条から第五百三条まで及び第五百七条の規定は組合の清算について、第四十一条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十四条の三、第四十六条、第四十六条の二、第四十六条の三(第二項を除く。)、第四十七条、第四十八条第二項及び第三項、第四十九条、第四十九条の二第一項から第三項まで、第四十九条の三第一項から第三項まで、第八項、第九項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十項、第五十条(第一項及び第十項を除く。)、第五十二条の二、第五十七条、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条、第六十条の二第二項、第六十三条の二並びに第六十三条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百六十九条

、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九條の第三十項中「役員」とあるのは「清算人又は監事」と、第五十條第二項中「事業報告を」とあるのは「事務報告を」と、「計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適當なものとして農林水産省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）及び事業報告」とあるのは「貸借対照表及び事務報告」と、同條第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同條第八項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「計算書類」とあるのは「貸借対照表」と、同條第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五條第一号中「第四百七十一條第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九條第一項」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組員（准組員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」と、同法第四百七十八條第一項第一号「とあるのは「森林組合法第八十九條第一項」と、同法第五百七條第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産

、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九條の第三十項中「役員」とあるのは「清算人又は監事」と、第五十條第二項中「事業報告を」とあるのは「事務報告を」と、「計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適當なものとして農林水産省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）及び事業報告」とあるのは「貸借対照表及び事務報告」と、同條第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同條第八項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「計算書類」とあるのは「貸借対照表」と、同條第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五條第一号中「第四百七十一條第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九條第一項」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組員（准組員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）」と、同法第四百七十八條第一項第一号「とあるのは「森林組合法第八十九條第一項」と、同法第五百七條第一項並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」

省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「森林組合法第九十二条において準用する同法第四十九条の第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(検査役の選任)

第九十九条の十四 (略)

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「森林組合法第九十二条において準用する同法第四十九条の第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(即時抗告)

第九十九条の十四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第九十九条の十五 (同上)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第九十九条の十三中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>第四十三条 削除</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2 第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人（監事を置く法人である職員団体等にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「法人である職員団体等及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>（即時抗告）</p> <p>第四十三条 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第四十四条（同上）</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十二条中「清算人（監事を置く法人である職員団体等にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「法人である職員団体等及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案

現行

<p>（債務名義） 第二十二條 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。 一、四（略） 四の二 訴訟費用、和解の費用若しくは非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）の規定を準用することとされる事件を含む。）若しくは家事事件の手続の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第四十二條第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。） 五、七（略） （代金の納付） 第七十八條 売却許可決定が確定したときは、買受人は、裁判所書記官の定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。 二、七（略） （不動産担保権の実行の開始） 第八十一條 不動産担保権の実行は、次に掲げる文書が提出された</p>	<p>（債務名義） 第二十二條 （同上） 一、四 （同上） 四の二 訴訟費用若しくは和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第四十二條第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。） 五、七 （同上） （代金の納付） 第七十八條 売却許可決定が確定したときは、買受人は、裁判所書記官の定める期限までに代金を裁判所書記官に納付しなければならない。 二、七 （同上） （不動産担保権の実行の開始） 第八十一條 （同上）</p>
--	---

ときに限り、開始する。

一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法(平成二十三年法律第 号)第七十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本

二〇四 (略)

二〇四 (略)

一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)第十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本

二〇四 (同上)

二〇四 (同上)

改正案

現行

（削る）

（検査役の選任）

第八十条（略）

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

（即時抗告）

第七十九条の六 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第八十条（同上）

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七十九条の五中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

九十 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号) (第百十三条関係)

改正案	現行
<p>(清算の監督) 第四十五条 (略)</p> <p>2、5 (略)</p> <p>6 会社法第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六條(最高裁判所規則)の規定は、前項の報酬の額の決定について準用する。</p> <p>7、8 (略)</p>	<p>(清算の監督) 第四十五条 (同上)</p> <p>2、5 (同上)</p> <p>6 会社法第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六條(最高裁判所規則)の規定は、前項の報酬の額の決定について準用する。</p> <p>7、8 (同上)</p>

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>(検査役の選任) 第三十二条 (略)</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「センター及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>(即時抗告)</p> <p>第三十一条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(検査役の選任) 第三十二条 (同上)</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十一条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「センター及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案

現行

<p>（本案の訴えの不提起等による保全取消し） 第三十七条（略） 2、4（略） 5 第一項及び第三項の規定の適用については、<u>本案が家事事件手続法（平成二十三年法律第 号）第二百五十七条第一項に規定する事件であるときは家庭裁判所に対する調停の申立てを、本案が労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第一条に規定する事件であるときは地方裁判所に対する労働審判手続の申立てを、本案に關し仲裁合意があるときは仲裁手続の開始の手続を、本案が公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第二条に規定する公害に係る被害についての損害賠償の請求に關する事件であるときは同法第四十二条の十二第一項に規定する損害賠償の責任に關する裁定（次項において「責任裁定」という。）の申請を本案の訴えの提起とみなす。</u></p> <p>6 前項の調停の事件、同項の労働審判手続、同項の仲裁手続又は同項の責任裁定の手続が調停の成立、労働審判（労働審判法第二十九条第二項において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条の規定による調停の成立及び労働審判法第二十四条第一項の規定による労働審判事件の終了を含む。）、仲裁判断又は責任裁定（公害紛争処理法第四十二条の二十四第二項の当事者間</p>	<p>（本案の訴えの不提起等による保全取消し） 第三十七条（同上） 2、4（同上） 5 第一項及び第三項の規定の適用については、<u>本案が家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）第十八条第一項に規定する事件であるときは家庭裁判所に対する調停の申立てを、本案が労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第一条に規定する事件であるときは地方裁判所に対する労働審判手続の申立てを、本案に關し仲裁合意があるときは仲裁手続の開始の手続を、本案が公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第二条に規定する公害に係る被害についての損害賠償の請求に關する事件であるときは同法第四十二条の十二第一項に規定する損害賠償の責任に關する裁定（次項において「責任裁定」という。）の申請を本案の訴えの提起とみなす。</u></p> <p>6 前項の調停の事件、同項の労働審判手続、同項の仲裁手続又は同項の責任裁定の手続が調停の成立、労働審判（労働審判法第二十九条において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条の規定による調停の成立及び労働審判法第二十四条第一項の規定による労働審判事件の終了を含む。）、仲裁判断又は責任裁定（公害紛争処理法第四十二条の二十四第二項の当事者間の合意</p>
---	--

の合意の成立を含む。)によらないで終了したときは、債権者は、その終了の日から第一項の規定により定められた期間と同一の期間内に本案の訴えを提起しなければならない。

7、
8 (略)

の成立を含む。)によらないで終了したときは、債権者は、その終了の日から第一項の規定により定められた期間と同一の期間内に本案の訴えを提起しなければならない。

7、
8 (同上)

改正案

現行

目次

第一章第三章（略）

第四章 借地条件の変更等の裁判手続（第四十一条—第六十条）
附則

（管轄裁判所）

第四十一条 第十七条第一項、第二項若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第七項及び第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事件は、借地権の目的である土地の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。ただし、当事者の合意があるときは、その所在地を管轄する簡易裁判所が管轄することを妨げない。

（非訟事件手続法の適用除外及び最高裁判所規則）

第四十二条 前条の事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第二十七条、第四十条及び第六十三条第一項後段の規定は、適用しない。

目次

第一章第三章（同上）

第四章 借地条件の変更等の裁判手続（第四十一条—第五十四条）
附則

（管轄裁判所）

第四十一条 第十七条第一項、第二項若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第七項並びに第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事件は、借地権の目的である土地の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。ただし、当事者の合意があるときは、その所在地を管轄する簡易裁判所が管轄することを妨げない。

（非訟事件手続法の適用及び最高裁判所規則）

第四十二条 特別の定めがある場合を除き、前条の事件に関しては、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編の規定を準用する。ただし、同法第六条、第七条、第十五条及び第三十二条の規定は、適用しない。

2 (略)

(強制参加)

第四十三条 裁判所は、当事者の申立てにより、当事者となる資格を有する者を第四十一条の事件の手続に参加させることができる。

2| 前項の申立ては、その趣旨及び理由を記載した書面で行わなければならない。

3| 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(手続代理人の資格)

第四十四条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。

2| 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。

(手続代理人の代理権の範囲)

第四十五条 手続代理人は、委任を受けた事件について、非訟事件手続法第二十三条第一項に定める事項のほか、第十九条第三項(同条第七項及び第二十条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。次項において同じ。)の申立てに関する手続行為(次項に規定するものを除く。)をすることができる。

定は、この限りでない。

2 (同上)

(裁判所職員の除斥等)

第四十三条 裁判所職員の除斥及び忌避に関する民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定は、第四十一条の事件について準用する。

(新設)

(新設)

できる。

2 手続代理人は、非訟事件手続法第二十三条第二項各号に掲げる事項のほか、第十九条第三項の申立てについては、特別の委任を受けなければならない。

(事件の記録の閲覧等)

第四十六条 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、第四十一条の事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は同条の事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。

(鑑定委員会)

第四十七条 (略)

(手続の中止)

第四十八条 裁判所は、借地権の目的である土地に関する権利関係について訴訟その他の事件が係属するときは、その事件が終了するまで、第四十一条の事件の手続を中止することができる。

(不適法な申立ての却下)

第四十九条 申立てが不適法でその不備を補正することができなときは、裁判所は、審問期日を経ないで、申立てを却下することができる。

(新設)

(鑑定委員会)

第四十四条 (同上)

(新設)

(新設)

きる。

(申立書の送達)

第五十条 裁判所は、前条の場合を除き、第四十一条の事件の申立書を相手方に送達しなければならない。

2 非訟事件手続法第四十三条第四項から第六項までの規定は、申立書の送達をすることができない場合（申立書の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。）について準用する。

(審問期日)

第五十一条 (略)

(呼出費用の予納がない場合の申立ての却下)

第五十二条 裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、申立てを却下することができる。

(事実の調査の通知)

第五十三条 裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

(新設)

(審問期日)

第四十五条 (同上)

(新設)

(新設)

(事実の探知及び証拠調べ)

(削る)

(審理の終結)

第五十四条 (略)

(裁判書の送達及び効力の発生)

第五十五条 第十七条第一項から第三項まで若しくは第五項(第十八条第三項において準用する場合を含む。)、第十八条第一項、第十九条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)、若しくは第三項(同条第七項及び第二十条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第二十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による裁判があつたときは、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

2 前項の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

(理由の付記)

第五十六条 前条第一項の裁判には、理由を付さなければならない。

(削る)

第四十六条 裁判所は、職権で事実の探知をし、かつ、職権で又は申出により必要と認める証拠調べをしなければならない。

2 証拠調べについては、民事訴訟の例による。

(審理の終結)

第四十七条 (同上)

(新設)

(新設)

(即時抗告)

第四十八条 第十七条第一項から第三項まで若しくは第五項(第十八条第三項において準用する場合を含む。)、第十八条第一項、第十九

(裁判の効力が及ぶ者の範囲)

第五十七条 第五十五条第一項の裁判は、当事者又は最終の審問期日の後裁判の確定前の承継人に対し、その効力を有する。

(給付を命ずる裁判の効力)

第五十八条 第十七条第三項若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第三項（同条第七項及び第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、又は第二十條第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による裁判で給付を命ずるものは、強制執行に関しては、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(譲渡又は転貸の許可の裁判の失効)

第五十九条 (略)

(第一審の手続の規定の準用)

九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第七項並びに第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による裁判に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

2 前項の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

(裁判の効力が及ぶ者の範囲)

第四十九条 前条第一項の裁判は、当事者又は最終の審問期日の後裁判の確定前の承継人に対し、その効力を有する。

(給付を命ずる裁判の効力)

第五十条 第十七条第三項若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第三項（同条第七項並びに第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第二十條第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による裁判で給付を命ずるものは、強制執行に関しては、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(譲渡又は転貸の許可の裁判の失効)

第五十一条 (同上)

第六十条 第四十九条、第五十条及び第五十二条の規定は、第五十五条第一項の裁判に対する即時抗告があつた場合について準用する。

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

(和解及び調停)

第五十二条 民事訴訟法第八十九条、第二百六十四条、第二百六十五条及び第二百六十七条(和解に関する部分に限る。)並びに民事調停法第二十条の規定は、第四十一条の事件について準用する。

(事件の記録の閲覧等)

第五十三条 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、第四十一条の事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は同条の事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。

(費用の裁判の特例)

第五十四条 民事訴訟法第七十三条(第二項中同法第六十一条から第六十六条までの規定を準用する部分を除く。)、第七十四条及び第七十一条の規定は、第十九条第四項(同条第七項並びに第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む。)の場合に準用する。

改正案

現行

（削る）

（政党でなくなった政治団体として存続する場合の措置）

第十二条（略）

2、3（略）

4 第十条の二から第十条の六まで、第十条の七（第二項を除く。）
 、第十条の九、第十条の十第一項及び第十条の十一から前条までの
 規定は、第一項の規定により法人である政治団体が法人でなくなっ
 た場合について準用する。この場合において、第十条の二中「清算
 の目的」とあるのは「第十二条第四項において準用する第十条の十
 第一項の規定による当該法人の財産の帰属に係る財産の整理（以下
 「財産の整理」という。）の目的」と、「清算の結了」とあるのは
 「財産の整理の結了」と、第十条の三から第十条の六まで、第十条
 の七第一項及び第三項、第十条の九第一項及び第二項並びに第十条
 の十一から第十条の十三までの規定中「清算人」とあるのは「財産
 の整理を行う者」と、第十条の六第一項第二号中「債務」とあるの
 は「第十二条第四項において準用する次条第一項の申出をした者に
 対する債務」と、第十条の七第一項中「一定の期間内」とあるのは

（即時抗告）

第十条の十四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁
 判に対しては、即時抗告をすることができる。

（政党でなくなった政治団体として存続する場合の措置）

第十二条（同上）

2、3（同上）

4 第十条の二から第十条の六まで、第十条の七（第二項を除く。）
 、第十条の九、第十条の十第一項及び第十条の十一から前条までの
 規定は、第一項の規定により法人である政治団体が法人でなくなっ
 た場合について準用する。この場合において、第十条の二中「清算
 の目的」とあるのは「第十二条第四項において準用する第十条の十
 第一項の規定による当該法人の財産の帰属に係る財産の整理（以下
 「財産の整理」という。）の目的」と、「清算の結了」とあるのは
 「財産の整理の結了」と、第十条の三から第十条の六まで、第十条
 の七第一項及び第三項、第十条の九第一項及び第二項並びに第十条
 の十一から第十条の十四までの規定中「清算人」とあるのは「財産
 の整理を行う者」と、第十条の六第一項第二号中「債務」とあるの
 は「第十二条第四項において準用する次条第一項の申出をした者に
 対する債務」と、第十条の七第一項中「一定の期間内」とあるのは

「第十二条第四項において準用する第十条の十第一項の規定による財産の帰属について異議があれば一定の期間内」と、第十条の九第一項中「清算中」とあるのは「第十二条第四項において準用する第十条の七第一項の一定の期間後」と、第十条の十第一項中「財産は、党則等で指定した者」とあるのは「一切の財産は、当該法人である政治団体が法人でなくなるに至った場合においてなお存続することとなる政治団体」と、前条中「清算が結了した」とあるのは「財産の整理が結了した」と、「清算結了の登記」とあるのは「整理結了の登記」と読み替えるものとする。

「第十二条第四項において準用する第十条の十第一項の規定による財産の帰属について異議があれば一定の期間内」と、第十条の九第一項中「清算中」とあるのは「第十二条第四項において準用する第十条の七第一項の一定の期間後」と、第十条の十第一項中「財産は、党則等で指定した者」とあるのは「一切の財産は、当該法人である政治団体が法人でなくなるに至った場合においてなお存続することとなる政治団体」と、前条中「清算が結了した」とあるのは「財産の整理が結了した」と、「清算結了の登記」とあるのは「整理結了の登記」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>第三十二条の七 削除</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第三十二条の八 （略）</p> <p>2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「更生保護法人及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>（即時抗告）</p> <p>第三十二条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第三十二条の八 （同上）</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十二条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「更生保護法人及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案

第二十四条（略）

2 会社法第三十三条（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、相互会社の定款に前項各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときの検査役による当該事項の調査について準用する。この場合において、同法第三十三条第八項中「その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消す」とあるのは「その職を辞する」と、同条第十項第一号中「第二十八条第一号及び第二号」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「第二十八条第一号又は第二号」とあるのは「保険業法第二十四条第一項第一号」と、同条第十一項第三号中「第三十八条第一項」とあるのは「保険業法第三十条の十第一項」と、「同条第二項第二号」とあるのは「同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

現行

第二十四条（同上）

2 会社法第三十三条（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号及び第五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、相互会社の定款に前項各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときの検査役による当該事項の調査について準用する。この場合において、同法第三十三条第八項中「その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消す」とあるのは「その職を辞する」と、同条第十項第一号中「第二十八条第一号及び第二号」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「第二十八条第一号又は第二号」とあるのは「保険業法第二十四条第一項第一号」と、同条第十一項第三号中「第三十八条第一項」とあるのは「同項」と、「同条第二項第二号」とあるのは「同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(社員総会検査役選任請求権)

第四十条 (略)

2 (略)

3 会社法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(総代会検査役選任請求権)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 会社法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(社員総会検査役選任請求権)

第四十条 (同上)

2 (同上)

3 会社法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(総代会検査役選任請求権)

第四十七条 (同上)

2 (同上)

3 会社法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員等に欠員を生じた場合の措置)

第五十三条の十二 (略)

257 (略)

8 会社法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)及び第九百三十七条第一項(第二号イ及びハに係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は、第二項及び第三項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第五十三条の十五 会社法第三百五十条(代表者の行為についての損害賠償責任)、第三百五十二条(取締役の職務を代行する者の権限)、第三百五十四条から第三百五十七条まで(表見代表取締役、忠実義務、競業及び利益相反取引の制限、取締役の報告義務)、第三百五十八条(第一項第二号を除く。)(業務の執行に関する検査役の選任)、第三百五十九条(裁判所による株主総会招集等の決定)、第三百六十条第一項(株主による取締役の行為の差止め)、第三百六十一条(取締役の報酬等)及び第三百六十五条第二項(競業及び取締役会設置会社との取引等の制限)の規定は相互会社の取締役について、同法第三百四十九条第四項及び第五項(株式会社の代表

(役員等に欠員を生じた場合の措置)

第五十三条の十二 (同上)

257 (同上)

8 会社法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)及び第九百三十七条第一項(第二号イ及びハに係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は、第二項及び第三項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第五十三条の十五 会社法第三百五十条(代表者の行為についての損害賠償責任)、第三百五十二条(取締役の職務を代行する者の権限)、第三百五十四条から第三百五十七条まで(表見代表取締役、忠実義務、競業及び利益相反取引の制限、取締役の報告義務)、第三百五十八条(第一項第二号を除く。)(業務の執行に関する検査役の選任)、第三百五十九条(裁判所による株主総会招集等の決定)、第三百六十条第一項(株主による取締役の行為の差止め)、第三百六十一条(取締役の報酬等)及び第三百六十五条第二項(競業及び取締役会設置会社との取引等の制限)の規定は相互会社の取締役について、同法第三百四十九条第四項及び第五項(株式会社の代表

）並びに第三百五十一条（代表取締役に欠員を生じた場合の措置）の規定は相互会社の代表取締役について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は相互会社の取締役又は代表取締役について、同法第九百三十七条第一項（第二号イ及びハに係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は相互会社の代表取締役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百五十六条第一項中「株主總會」とあるのは「取締役會」と、同法第三百五十八条第一項中「株主は」とあるのは「社員又は総代は」と、同項第一号中「総株主（株主總會において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主」とあるのは「社員總数の千分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員又は三千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、保険業法第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き社員である者（総代会を設けているときは、これらの者又は九

）並びに第三百五十一条（代表取締役に欠員を生じた場合の措置）の規定は相互会社の代表取締役について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は相互会社の取締役又は代表取締役について、同法第九百三十七条第一項（第二号イ及びハに係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は相互会社の代表取締役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百五十六条第一項中「株主總會」とあるのは「取締役會」と、同法第三百五十八条第一項中「株主は」とあるのは「社員又は総代は」と、同項第一号中「総株主（株主總會において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主」とあるのは「社員總数の千分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に相当する数の社員又は三千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数）以上の社員（特定相互会社にあつては、保険業法第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き社員である者（総代会を設けているときは、これらの者又は九名（こ

名（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その数）以上の総代」と、同条第七項中「株主」とあるのは「社員又は総代」と、同法第三百五十九条第一項第二号中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「社員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（取締役会の運営）

第五十三条の十六 会社法第二編第四章第五節第二款（第三百六十七条並びに第三百七十一条第三項及び第五項を除く。）（運営）の規定は相互会社の取締役会の運営について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二條の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの条において読み替えて準用する同法第三百七十一条第二項又は第四項の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百七十一条第二項（議事録等）中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、「株式会社の営業時間内は、いつでも」とあるのは「裁判所の許可を得て

れを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その数）以上の総代」と、同条第七項中「株主」とあるのは「社員又は総代」と、同法第三百五十九条第一項第二号中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「社員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（取締役会の運営）

第五十三条の十六 会社法第二編第四章第五節第二款（第三百六十七条並びに第三百七十一条第三項及び第五項を除く。）（運営）の規定は相互会社の取締役会の運営について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの条において読み替えて準用する同法第三百七十一条第二項又は第四項の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百七十一条第二項（議事録等）中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、「株式会社の営業時間内は、いつでも」とあるのは「裁判所の許可を得て」と、同条第六項中「親会社若しくは子会社」とあるのは「保険業法第三十三条の二第一項に規定する

」と、同条第六項中「親会社若しくは子会社」とあるのは「保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社」と、同法第三百七十二條第二項及び第三項（取締役会への報告の省略）中「第三百六十三條第二項」とあるのは「保険業法第五十三條の十三第二項」と、同条第三項中「第四百七十七條第四項」とあるのは「保険業法第五十三條の三十第五項において準用する第四百七十七條第四項」と、同法第三百七十三條第一項及び第二項（特別取締役による取締役会の決議）中「第三百六十二條第四項第一号及び第二号」とあるのは「保険業法第五十三條の十四第四項第一号及び第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（監査役会の運営）

第五十三條の二十一 会社法第二編第四章第八節第二款（運営）の規定は相互会社の監査役会の運営について、同法第八百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九條（疎明）、第八百七十條第二項（第一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十條の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十一條本文（理由の付記）、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二條の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三條本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六條（最高裁判所規則）の規定はこの条において準用する同法第三百九十四條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同

実質子会社」と、同法第三百七十二條第二項及び第三項（取締役会への報告の省略）中「第三百六十三條第二項」とあるのは「保険業法第五十三條の十三第二項」と、同条第三項中「第四百七十七條第四項」とあるのは「保険業法第五十三條の三十第五項において準用する第四百七十七條第四項」と、同法第三百七十三條第一項及び第二項（特別取締役による取締役会の決議）中「第三百六十二條第四項第一号及び第二号」とあるのは「保険業法第五十三條の十四第四項第一号及び第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（監査役会の運営）

第五十三條の二十一 会社法第二編第四章第八節第二款（運営）の規定は相互会社の監査役会の運営について、同法第八百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九條（疎明）、第八百七十條第一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一條本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三條本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六條（最高裁判所規則）の規定はこの条において準用する同法第三百九十四條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百九十四條第二項（議事録）中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）

法第三百九十四条第二項（議事録）中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、同条第三項中「役員」の責任を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるとき」とあるのは「役員」の責任を追及するため必要があるとき」と、同条第四項中「親会社若しくは子会社」とあるのは「保険業法第三十三条の二第二項に規定する実質子会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（委員の解職等）

第五十三条の二十五（略）

2 会社法第四百一条第二項から第四項まで（委員の解職等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規則）及び第九百三十七条第一項（第二号イ及びハに係る部分に限る。）、（裁判による登記の囑託）の規定は、委員会設置会社の委員について準用する。この場合において、同法第四百一条第二項中「前条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

」と、同条第三項中「役員」の責任を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるとき」とあるのは「役員」の責任を追及するため必要があるとき」と、同条第四項中「親会社若しくは子会社」とあるのは「保険業法第三十三条の二第二項に規定する実質子会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（委員の解職等）

第五十三条の二十五（同上）

2 会社法第四百一条第二項から第四項まで（委員の解職等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規則）及び第九百三十七条第一項（第二号イ及びハに係る部分に限る。）、（裁判による登記の囑託）の規定は、委員会設置会社の委員について準用する。この場合において、同法第四百一条第二項中「前条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(執行役の解任等)

第五十三条の二十七 (略)

2 (略)

3 第五十三条の第二十五第二項において準用する会社法第四百一条第二項から第四項までの規定並びに同法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)及び第九百三十七条第一項(第二号イ及びハに係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は、執行役が欠けた場合又は定款で定めた執行役の員数が欠けた場合について準用する。この場合において、必要な技術的謄替えは、政令で定める。

(委員会の権限等)

第五十三条の二十八 (略)

255 (略)

6 会社法第二編第四章第十節第三款(委員会の運営)の規定は委員会設置会社の委員会の運営について、同法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条第二項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八

(執行役の解任等)

第五十三条の二十七 (同上)

2 (同上)

3 第五十三条の第二十五第二項において準用する会社法第四百一条第二項から第四項までの規定並びに同法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)及び第九百三十七条第一項(第二号イ及びハに係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は、執行役が欠けた場合又は定款で定めた執行役の員数が欠けた場合について準用する。この場合において、必要な技術的謄替えは、政令で定める。

(委員会の権限等)

第五十三条の二十八 (同上)

255 (同上)

6 会社法第二編第四章第十節第三款(委員会の運営)の規定は委員会設置会社の委員会の運営について、同法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五

百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの項において準用する同法第四百十三条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項（議事録）中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、同条第四項中「委員の責任を追究するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるとき」とあるのは「委員の責任を追究するため必要があるとき」と、同条第五項中「又はその親会社若しくは子会社」とあるのは「又はその保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法の準用）

第五十三条の三十二 会社法第四百十九条（第二項後段を除く。）（執行役の監査委員に対する報告義務等）、第四百二十一条（表見代表執行役）及び第四百二十二条第一項（株主による執行役の行為の差止め）の規定は委員会設置会社の執行役について、同法第四百二十条（代表執行役）の規定は委員会設置会社の代表執行役について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号

条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの項において準用する同法第四百十三条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項（議事録）中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、同条第四項中「委員の責任を追究するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるとき」とあるのは「委員の責任を追究するため必要があるとき」と、同条第五項中「又はその親会社若しくは子会社」とあるのは「又はその保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法の準用）

第五十三条の三十二 会社法第四百十九条（第二項後段を除く。）（執行役の監査委員に対する報告義務等）、第四百二十一条（表見代表執行役）及び第四百二十二条第一項（株主による執行役の行為の差止め）の規定は委員会設置会社の執行役について、同法第四百二十条（代表執行役）の規定は委員会設置会社の代表執行役について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第

及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六條(最高裁判所規則)の規定は委員会設置会社の執行役又は代表執行役について、同法第九百三十七條第一項(第二号イ及びハに係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は委員会設置会社の代表執行役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百十九條第二項前段中「第三百五十五條、第三百五十六條及び第三百六十五條第二項」とあるのは「保險業法第五十三條の十五において準用する第三百五十五條、第三百五十六條及び第三百六十五條第二項」と、同法第三項中「第三百五十七條」とあるのは「保險業法第五十三條の十五において準用する第三百五十七條」と、同法第四百二十條第三項中「第三百四十九條第四項及び第五項」とあるのは「保險業法第五十三條の十五において準用する第三百四十九條第四項及び第五項」と、「第三百五十二條」とあるのは「同法第五十三條の十五において準用する第三百五十二條」と、「第四百一條第二項から第四項まで」とあるのは「保險業法第五十三條の二十五第二項において準用する第四百一條第二項から第四項まで」と、同法第四百二十二條第一項中「株式を有する株主」とあるのは「社員である者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的謄替は、政令で定める。

(社債管理者の権限等)

第六十一條の七 (略)

257 (略)

四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六條(最高裁判所規則)の規定は委員会設置会社の執行役又は代表執行役について、同法第九百三十七條第一項(第二号イ及びハに係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は委員会設置会社の代表執行役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百十九條第二項前段中「第三百五十五條、第三百五十六條及び第三百六十五條第二項」とあるのは「保險業法第五十三條の十五において準用する第三百五十五條、第三百五十六條及び第三百六十五條第二項」と、同法第三項中「第三百五十七條」とあるのは「保險業法第五十三條の十五において準用する第三百五十七條」と、同法第四百二十條第三項中「第三百四十九條第四項及び第五項」とあるのは「保險業法第五十三條の十五において準用する第三百四十九條第四項及び第五項」と、「第三百五十二條」とあるのは「同法第五十三條の十五において準用する第三百五十二條」と、「第四百一條第二項から第四項まで」とあるのは「保險業法第五十三條の二十五第二項において準用する第四百一條第二項から第四項まで」と、同法第四百二十二條第一項中「株式を有する株主」とあるのは「社員である者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的謄替は、政令で定める。

(社債管理者の権限等)

第六十一條の七 (同上)

257 (同上)

8 会社法第七百三条（社債管理者の資格）、第七百四条（社債管理者の義務）、第七百七条から第七百十四条まで（特別代理人の選任、社債管理者等の行為の方式、二以上の社債管理者がある場合の特則、社債管理者の責任、社債管理者の辞任、社債管理者が辞任した場合の責任、社債管理者の事務の承継）、第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、社債管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「社債を發行した相互会社」と、同法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「保険業法」と、同法第七百一十一條第二項中「第七百二條」とあるのは「保険業法第六十一條の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（社債権者集会）

第六十一条の八（略）

2 会社法第四編第三章（第七百十五條及び第七百四十條第三項を除く。）（社債権者集会）、第七編第二章第七節（社債發行会社の弁済等の取消しの訴え）、第八百六十八條第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九條（疎明）、第八百七十条第一項（第七号から第九

8 会社法第七百三条（社債管理者の資格）、第七百四条（社債管理者の義務）、第七百七条から第七百十四条まで（特別代理人の選任、社債管理者等の行為の方式、二以上の社債管理者がある場合の特則、社債管理者の責任、社債管理者の辞任、社債管理者が辞任した場合の責任、社債管理者の事務の承継）、第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第三号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、社債管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「社債を發行した相互会社」と、同法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「保険業法」と、同法第七百一十一條第二項中「第七百二條」とあるのは「保険業法第六十一條の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（社債権者集会）

第六十一条の八（同上）

2 会社法第四編第三章（第七百十五條及び第七百四十條第三項を除く。）（社債権者集会）、第七編第二章第七節（社債發行会社の弁済等の取消しの訴え）、第八百六十八條第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九條（疎明）、第八百七十條（第十号から第十二号ま

号までに係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条(原裁判の執行停止)、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、相互会社が社債を発行する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「社債を発行した相互会社」と、同法第七百三十七条第二項(社債権者集会の決議の執行)中「第七百五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百九条」とあるのは「保険業法第六十一条の七第一項から第三項までの規定並びに同法第六十一条の七第八項において準用する第七百八条及び第七百九条」と、同法第七百四十一条第一項(債権者の異議手続の特則)中「第四百四十九条、第六百二十七条、第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条(第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。)、第七百八十九条(第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。)、第七百九十九条(第八百二条第二項において準用する場合を含む。))又は第八百十条(第八百十三条第二項において準用する場合を含む。))とあるのは「保険業法第五十七条第四項において準用する同法第十七条(第一項ただし書を除く。))の規定並びに同法第八十八条及び第六百六十五条の十七(同法第六百六十五条の二十において準用する場合を含む。))と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

でに係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条(原裁判の執行停止)、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、相互会社が社債を発行する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「社債を発行した相互会社」と、同法第七百三十七条第二項(社債権者集会の決議の執行)中「第七百五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百九条」とあるのは「保険業法第六十一条の七第一項から第三項までの規定並びに同法第六十一条の七第八項において準用する第七百八条及び第七百九条」と、同法第七百四十一条第一項(債権者の異議手続の特則)中「第四百四十九条、第六百二十七条、第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条(第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。)、第七百八十九条(第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。))又は第八百十条(第八百十三条第二項において準用する場合を含む。))とあるのは「保険業法第五十七条第四項において準用する同法第七十条(第一項ただし書を除く。))の規定並びに同法第八十八条及び第六百六十五条の十七(同法第六百六十五条の二十において準用する場合を含む。))と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(会社法の準用)

第六十三條の二 会社法第八百二十四條(会社の解散命令)、第八百二十六條(官庁等の法務大臣に対する通知義務)、第八百六十八條第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十條第一項(第十号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一條本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三條本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六條(最高裁判所規則)、第九百四條(法務大臣の関与)及び第九百三十七條第一項(第三号に係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は相互会社の解散の命令について、同法第八百二十五條(会社の財産に関する保全処分)、第八百六十八條第一項、第八百七十條第一項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條、第八百七十四條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五條、第八百七十六條並びに第九百五條及び第九百六條(会社の財産に関する保全処分についての特則)の規定はこの条において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における相互会社の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新株予約権買取請求等)

第七十一條 会社法第七百七十七條(新株予約権買取請求)、第七百七十八條(新株予約権の価格の決定等)、第八百六十八條第一項(

(会社法の準用)

第六十三條の二 会社法第八百二十四條(会社の解散命令)、第八百二十六條(官庁等の法務大臣に対する通知義務)、第八百六十八條第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十條(第十三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一條本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三條本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六條(最高裁判所規則)、第九百四條(法務大臣の関与)及び第九百三十七條第一項(第三号に係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は相互会社の解散の命令について、同法第八百二十五條(会社の財産に関する保全処分)、第八百六十八條第一項、第八百七十條(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條、第八百七十四條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五條、第八百七十六條並びに第九百五條及び第九百六條(会社の財産に関する保全処分についての特則)の規定はこの条において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における相互会社の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新株予約権買取請求等)

第七十一條 会社法第七百七十七條(新株予約権買取請求)、第七百七十八條(新株予約権の価格の決定等)、第八百六十八條第一項(

非訟事件の管轄)、第八百七十条第二項(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、組織変更をする株式会社が新株予約権を発行している場合について準用する。この場合において、同法第七百七十八条第一項、第二項及び第四項中「組織変更後持分会社」とあるのは「組織変更後相互会社(保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(金銭以外の財産の出資)

第九十六条の四 会社法第二百七条(金銭以外の財産の出資)、第二百十二条(第一項第一号を除く。)(不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任)、第二百十三条(第一項第一号及び第三号を除く。)(出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は

非訟事件の管轄)、第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、組織変更をする株式会社が新株予約権を発行している場合について準用する。この場合において、同法第七百七十八条第一項、第二項及び第四項中「組織変更後持分会社」とあるのは「組織変更後相互会社(保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(金銭以外の財産の出資)

第九十六条の四 会社法第二百七条(金銭以外の財産の出資)、第二百十二条(第一項第一号を除く。)(不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任)、第二百十三条(第一項第一号及び第三号を除く。)(出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第二号及び第七号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は第九十

第九十二条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの条において準用する同法第二百十二条（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七条第十項第一号中「取締役」とあるのは「保険業法第八十六条第一項に規定する組織変更をする相互会社の取締役」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「保険業法第九十六条の二」と、「第九十九条第一項第三号」とあるのは「同法第九十二条第三号」と、同条第二項中「第九十九条第一項第三号」とあるのは「保険業法第九十二条第三号」と、「申込み」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主（組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続き社員であつた者であつて、当該組織変更の効力発生日から引き続き株式を有する株主）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更株式交換）

第九十六条の五（略）

2（略）

3 会社法第七百九十一条（第一項第一号及び第三項を除く。）（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）の規定は

二条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの条において準用する同法第二百十二条（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七条第十項第一号中「取締役」とあるのは「保険業法第八十六条第一項に規定する組織変更をする相互会社の取締役」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「保険業法第九十六条の二」と、「第九十九条第一項第三号」とあるのは「同法第九十二条第三号」と、同条第二項中「第九十九条第一項第三号」とあるのは「保険業法第九十二条第三号」と、「申込み」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主（組織変更の効力発生日から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月前から当該組織変更の効力発生日まで引き続き社員であつた者であつて、当該組織変更の効力発生日から引き続き株式を有する株主）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更株式交換）

第九十六条の五（同上）

2（同上）

3 会社法第七百九十一条（第一項第一号及び第三項を除く。）（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）の規定は

組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社について、同法第三百九条第二項（各号を除く。）（株主総会の決議）、第三百二十四条第二項（各号を除く。）（種類株主総会の決議）及び第五編第五章第二節第二款第一目（第七百九十五条第四項第一号及び第二号、第七百九十六条第三項第一号口、第七百九十九条第一項第一号及び第二号、第八百条並びに第八百一条第一項、第二項、第三項第一号及び第二号並びに第五項を除く。）（株式会社の手続）の規定は組織変更株式交換完全親会社について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二條の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの項において準用する同法第七百九十八条第二項の規定による申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（株式買取請求権）

第六百六十五条の五（略）

2 会社法第七百八十五条第五項から第七項まで（反対株主の株式買取請求）、第七百八十六条（株式の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十条の二（申立書の写し

組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社について、同法第三百九条第二項（各号を除く。）（株主総会の決議）、第三百二十四条第二項（各号を除く。）（種類株主総会の決議）及び第五編第五章第二節第二款第一目（第七百九十五条第四項第一号及び第二号、第七百九十六条第三項第一号口、第七百九十九条第一項第一号及び第二号、第八百条並びに第八百一条第一項、第二項、第三項第一号及び第二号並びに第五項を除く。）（株式会社の手続）の規定は組織変更株式交換完全親会社について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの項において準用する同法第七百九十八条第二項の規定による申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（株式買取請求権）

第六百六十五条の五（同上）

2 会社法第七百八十五条第五項から第七項まで（反対株主の株式買取請求）、第七百八十六条（株式の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第

の送付等)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新株予約権買取請求)

第六百六十五条の六 (略)

2 会社法第七百八十七条第五項から第七項まで(新株予約権買取請求)、第七百八十八条(新株予約権の価格の決定等)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第二項(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二條の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併の無効の訴え)

第七百七十一条 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係

第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新株予約権買取請求)

第六百六十五条の六 (同上)

2 会社法第七百八十七条第五項から第七項まで(新株予約権買取請求)、第七百八十八条(新株予約権の価格の決定等)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第四号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併の無効の訴え)

第七百七十一条 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係

る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条(第一項(訴えの管轄)、第八百三十六号から第八百三十九号まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範圍、無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)(合併の無効判決の効力)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。))及び第四項(裁判による登記の囑託)の規定は第五百九十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第二項(第五号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二條の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「社員等」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役若しくは清算人(委員会設置会社にあつては、社員、取締役、執行役又は清算人)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条(第一項(訴えの管轄)、第八百三十六号から第八百三十九号まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範圍、無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)(合併の無効判決の効力)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。))及び第四項(裁判による登記の囑託)の規定は第五百九十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「社員等」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役若しくは清算人(委員会設置会社にあつては、社員、取締役、執行役又は清算人)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(清算人の解任)

第百八十条の五 (略)

2 (略)

3 会社法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は前項の規定による申立てについて、同法第九百三十七条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は前項の規定による第一項の清算人の解任の裁判について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第五十三条の十二第一項から第三項までの規定並びに会社法第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項(第二号口及びハに係る部分に限る。)(規定は、第一項の清算人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。)

(清算相互会社の代表)

第百八十条の九 (略)

(清算人の解任)

第百八十条の五 (同上)

2 (同上)

3 会社法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は前項の規定による申立てについて、同法第九百三十七条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は前項の規定による第一項の清算人の解任の裁判について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第五十三条の十二第一項から第三項までの規定並びに会社法第八百六十八条第一項、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項(第二号口及びハに係る部分に限る。)(規定は、第一項の清算人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。)

(清算相互会社の代表)

第百八十条の九 (同上)

5 会社法第三百四十九条第四項及び第五項（株式会社の代表）並びに第三百五十一条（代表取締役が欠員を生じた場合の措置）の規定は清算相互会社の代表清算人について、同法第三百五十二条（取締役の職務を代行する者の権限）の規定は民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託）に規定する仮処分命令により選任された清算相互会社の清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、会社法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は清算相互会社の清算人又は代表清算人について、同法第九百三十七条第一項（第二号及びハに係る部分に限る。）、（裁判による登記の嘱託）の規定は清算相互会社の一時代表清算人の職務を行うべき者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算人会の運営）

第八百八十条の十五 会社法第二編第四章第五節第二款（第三百六十七條、第三百七十一条第三項及び第五項、第三百七十二條第三項並びに第三百七十三條を除く。）、（運営）の規定は清算人会設置相互会

5 会社法第三百四十九条第四項及び第五項（株式会社の代表）並びに第三百五十一条（代表取締役が欠員を生じた場合の措置）の規定は清算相互会社の代表清算人について、同法第三百五十二条（取締役の職務を代行する者の権限）の規定は民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託）に規定する仮処分命令により選任された清算相互会社の清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、会社法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は清算相互会社の清算人又は代表清算人について、同法第九百三十七条第一項（第二号及びハに係る部分に限る。）、（裁判による登記の嘱託）の規定は清算相互会社の一時代表清算人の職務を行うべき者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算人会の運営）

第八百八十条の十五 会社法第二編第四章第五節第二款（第三百六十七條、第三百七十一条第三項及び第五項、第三百七十二條第三項並びに第三百七十三條を除く。）、（運営）の規定は清算人会設置相互会

社の清算人会の運営について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの条において準用する同法第三百七十一条第二項又は第四項の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項（議事録等）中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、「株式会社」の営業時間内は、いつでも」とあるのは「裁判所の許可を得て」と、同条第六項中「親会社若しくは子会社」とあるのは「保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社」と、同法第三百七十二條第二項（取締役会への報告の省略）中「第三百六十三条第二項」とあるのは「保険業法第八十条の十四第八項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（株主總會等の特別決議に代わる許可）

第二百四十九条の二（略）

2～10（略）

11 代替許可の決定に対しては、株主又は社員は、第八項の公告のあった日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

社の清算人会の運営について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの条において準用する同法第三百七十一条第二項又は第四項の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項（議事録等）中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、「株式会社」の営業時間内は、いつでも」とあるのは「裁判所の許可を得て」と、同条第六項中「親会社若しくは子会社」とあるのは「保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社」と、同法第三百七十二條第二項（取締役会への報告の省略）中「第三百六十三条第二項」とあるのは「保険業法第八十条の十四第八項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（株主總會等の特別決議に代わる許可）

第二百四十九条の二（同上）

2～10（同上）

11 代替許可の決定に対しては、株主又は社員は、第八項の公告のあった日から一週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

この場合において、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

12 非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第五条（管轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所）、第六条（優先管轄等）、第七条第二項（管轄裁判所の指定）、第四十条（検察官の関与）、第四十一条（検察官に対する通知）、第五十六条第二項（終局決定の告知及び効力の発生等）並びに第六十六条第一項及び第二項（即時抗告をすることができる裁判）の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

この場合において、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

12 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二条から第四条まで（管轄裁判所、優先管轄及び移送、管轄裁判所の指定）、第十五条（検察官の陳述及び立会い）、第十六条（検察官への通知義務）、第十八条第一項及び第二項（裁判の発効）並びに第二十条（抗告）の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

改正案	現行
<p>（会社法の準用）</p> <p>第二十二條 会社法第八百二十八條第一項（第七号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第七号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第二号から第四号まで及び第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條第二項、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「<u>会員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人</u>」と、「株主等、社員等」とあるのは「<u>会員、理事、経営管理委員、監事、清算人</u>」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「<u>理事、経営管理委員、</u>」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>（会社法の準用）</p> <p>第二十二條 会社法第八百二十八條第一項（第七号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号に係る部分に限る。）、第八百三十四條（第七号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第二号から第四号まで及び第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「<u>会員、理事、経営管理委員、監事若しくは清算人</u>」と、「株主等、社員等」とあるのは「<u>会員、理事、経営管理委員、監事、清算人</u>」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「<u>理事、経営管理委員、</u>」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>

2

(略)

2

(同上)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">(削る)</p> <p style="text-align: center;">(検査役の選任) 第四百四条 (略)</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「計画整備組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(即時抗告)</p> <p style="text-align: center;">(検査役の選任) 第四百四条 (同上)</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、<u>第三百三条の九中</u>「清算人及び監事」とあるのは、「<u>計画整備組合及び検査役</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>第三十二条の七 削除</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第三十二条の八 （略）</p> <p>2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>（即時抗告）</p> <p>第三十二条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第三十二条の八 （同上）</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十二条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案

現行

<p>（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任） 第十八条（略）</p> <p>2 会社法第三十三条第二項から第十一項まで（第十項第二号を除く。）（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）、第八百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第三十三条第七項及び第八項中「第二十八條各号」とあるのは「資産流動化法第十六條第三項各号」と、同項中「設立時発行株式」とあるのは「設立時発行特定出資」と、同条第十項中「前各項」とあるのは「資産流動化法第十八條第一項及び同条第二項において準用する第三十三條第二項から第九項まで」と、同項第一号中「第二十八條第一号及び第二号」とあるのは「資産流動化法第十六條第三項第一号及び第二号」と、同項第三号中「第二十八條第一号又は第二号」とあるのは「資産流動化法第十六條第三項第一号又は第二号」と、同条第十一項第二号中「第二十八條第二号」とあるのは「資産流動化法第十六條第三項</p>	<p>（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任） 第十八条（同上）</p> <p>2 会社法第三十三条第二項から第十一項まで（第十項第二号を除く。）（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）、第八百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号及び第五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第三十三條第七項及び第八項中「第二十八條各号」とあるのは「資産流動化法第十六條第三項各号」と、同項中「設立時発行株式」とあるのは「設立時発行特定出資」と、同条第十項中「前各項」とあるのは「資産流動化法第十八條第一項及び同条第二項において準用する第三十三條第二項から第九項まで」と、同項第一号中「第二十八條第一号及び第二号」とあるのは「資産流動化法第十六條第三項第一号及び第二号」と、同項第三号中「第二十八條第一号又は第二号」とあるのは「資産流動化法第十六條第三項第一号又は第二号」と、同条第十一項第二号中「第二十八條第二号」とあるのは「資産流動化法第十六條第三項第二号</p>
---	--

「第二号」と、同項第三号中「第三十八条第一項」とあるのは「資産流動化法第二十一条第一項」と、「同条第二項第二号」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(特定出資の譲渡に係る承認手続)

第三十一条 (略)

257 (略)

8 会社法第百四十二条第一項及び第二項(指定買取人による買取りの通知)の規定は指定買取人について、同法第百四十三条第二項(譲渡等承認請求の撤回)の規定は第四項第一号ハ又は第二号ハの請求をした譲渡等承認請求者について、同法第百四十四条第一項から第六項まで(売買価格の決定)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第二項(第三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二條の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの項において準用する同法第百四十二条第一項の規定による通知があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百四十二条第一項中「第百四十条第四項」とあるのは「資産流動化法第三十一条第七項」と、同条第二項中「一株」とあるのは「一口」と、「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同法第百四十四条第一項及び第四項から第六項までの

」と、同項第三号中「第三十八条第一項」とあるのは「資産流動化法第二十一条第一項」と、「同条第二項第二号」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(特定出資の譲渡に係る承認手続)

第三十一条 (同上)

257 (同上)

8 会社法第百四十二条第一項及び第二項(指定買取人による買取りの通知)の規定は指定買取人について、同法第百四十三条第二項(譲渡等承認請求の撤回)の規定は第四項第一号ハ又は第二号ハの請求をした譲渡等承認請求者について、同法第百四十四条第一項から第六項まで(売買価格の決定)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第六号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの項において準用する同法第百四十二条第一項の規定による通知があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百四十二条第一項中「第百四十条第四項」とあるのは「資産流動化法第三十一条第七項」と、同条第二項中「一株」とあるのは「一口」と、「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同法第百四十四条第一項及び第四項から第六項までの規定中「対象株式」とあるのは「資産流動化法第三十一条第七項に規定する特定出資」と、「第百四十

規定中「対象株式」とあるのは「資産流動化法第三十一条第七項に規定する特定出資」と、「第四百十条第一項第二号」とあるのは「第四百十二条第一項第二号」と、同条第一項、第二項及び第六項中「株式会社」とあるのは「指定買取人」と、同条第五項中「一株」とあるのは「一口」と、同条第六項中「第四百十一条第二項」とあるのは「第四百十二条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 (略)

(募集特定出資の発行等)

第三十六条 (略)

254 (略)

5 会社法第二百二条から第二百十三条まで(第二百二条第三項、第二百七条第九項第三号及び第五号並びに第二百十三条第一項第三号を除く。)(株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合、募集株式の申込み、募集株式の割当て、募集株式の申込み及び割当てに関する特則、募集株式の引受け、金銭以外の財産の出資、出資の履行、株主となる時期、募集株式の発行等をやめることの請求、引受けの無効又は取消しの制限、不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任、出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に

条第一項第二号」とあるのは「第四百十二条第一項第二号」と、同条第一項、第二項及び第六項中「株式会社」とあるのは「指定買取人」と、同条第五項中「一株」とあるのは「一口」と、同条第六項中「第四百十一条第二項」とあるのは「第四百十二条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 (同上)

(募集特定出資の発行等)

第三十六条 (同上)

254 (同上)

5 会社法第二百二条から第二百十三条まで(第二百二条第三項、第二百七条第九項第三号及び第五号並びに第二百十三条第一項第三号を除く。)(株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合、募集株式の申込み、募集株式の割当て、募集株式の申込み及び割当てに関する特則、募集株式の引受け、金銭以外の財産の出資、出資の履行、株主となる時期、募集株式の発行等をやめることの請求、引受けの無効又は取消しの制限、不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任、出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第二号及び第七号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)

限る。) (不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、第一項の特定目的会社の募集特定出資について準用する。この場合において、これらの規定中「株主」とあるのは「特定社員」と、「株式」とあるのは「特定出資」と、「数」とあるのは「口数」と、「第九百九十九条第一項第三号」とあるのは「資産流動化法第三十六條第一項第三号」と、「第九百九十九条第一項第四号」とあるのは「資産流動化法第三十六條第一項第四号」と、同法第二百二條第一項中「募集事項」とあるのは「社員総会の決議により、募集事項」と、同法第二項中「一株」とあるのは「一口」と、同法第五項中「第九百九十九条第二項から第四項まで及び前二條」とあるのは「資産流動化法第三十六條第二項及び第三項」と、同法第二百四條第二項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百七條第九項第一号中「発行済株式の総数」とあるのは「特定出資の総口数」と、同法第二百十條中「自己株式」とあるのは「自己特定出資(資産流動化法第五十九條第二項に規定する自己特定出資をいう。)」と、同法第一号中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と、同法第二百十三條第一項第一号中「業務執行取締役(委員会設置会社にあつては、執行役。以下この号において同じ。)」その他当該業務執行取締役」とあるのは「取締役その他当該取締役」と、同項第二号中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 / 10 (略)

限る。) (不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、第一項の特定目的会社の募集特定出資について準用する。この場合において、これらの規定中「株主」とあるのは「特定社員」と、「株式」とあるのは「特定出資」と、「数」とあるのは「口数」と、「第九百九十九条第一項第三号」とあるのは「資産流動化法第三十六條第一項第三号」と、「第九百九十九条第一項第四号」とあるのは「資産流動化法第三十六條第一項第四号」と、同法第二百二條第一項中「募集事項」とあるのは「社員総会の決議により、募集事項」と、同法第二項中「一株」とあるのは「一口」と、同法第五項中「第九百九十九条第二項から第四項まで及び前二條」とあるのは「資産流動化法第三十六條第二項及び第三項」と、同法第二百四條第二項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百七條第九項第一号中「発行済株式の総数」とあるのは「特定出資の総口数」と、同法第二百十條中「自己株式」とあるのは「自己特定出資(資産流動化法第五十九條第二項に規定する自己特定出資をいう。)」と、同法第一号中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と、同法第二百十三條第一項第一号中「業務執行取締役(委員会設置会社にあつては、執行役。以下この号において同じ。)」その他当該業務執行取締役」とあるのは「取締役その他当該取締役」と、同項第二号中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 / 10 (同上)

(社員総会の招集手続等に関する検査役を選任)

第五十八条 (略)

- 2 会社法第三百六条第三項から第七項まで(株主総会の招集手続等に関する検査役を選任)及び第三百七条(裁判所による株主総会招集等の決定)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同法第三百六条第四項及び第七項中「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同法第三百七条第一項第一号、第二項及び第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第一項第二号中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第七十六条 (略)

2~5 (略)

- 6 会社法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十

(社員総会の招集手続等に関する検査役を選任)

第五十八条 (同上)

- 2 会社法第三百六条第三項から第七項まで(株主総会の招集手続等に関する検査役を選任)及び第三百七条(裁判所による株主総会招集等の決定)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同法第三百六条第四項及び第七項中「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同法第三百七条第一項第一号、第二項及び第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第一項第二号中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (同上)

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第七十六条 (同上)

2~5 (同上)

- 6 会社法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(

一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六條（最高裁判所規則）及び第九百三十七條第一項（第二号イ及びハに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、第二項の申立てがあつた場合について準用する。

（業務の執行に関する検査役の選任）

第八十一条（略）

2 会社法第三百五十八條第二項、第三項及び第五項から第七項まで（業務の執行に関する検査役の選任）、第三百五十九條（裁判所による株主總會招集等の決定）、第八百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十條第一項（第一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一條（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六條（最高裁判所規則）の規定は、前項の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合について準用する。この場合において、同法第三百五十八條第三項及び第七項中「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百五十九條第一項第一号、第二項及び第三項中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、同法第一項第二号中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六條（最高裁判所規則）及び第九百三十七條第一項（第二号イ及びハに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、第二項の申立てがあつた場合について準用する。

（業務の執行に関する検査役の選任）

第八十一条（同上）

2 会社法第三百五十八條第二項、第三項及び第五項から第七項まで（業務の執行に関する検査役の選任）、第三百五十九條（裁判所による株主總會招集等の決定）、第八百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十條（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一條（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六條（最高裁判所規則）の規定は、前項の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合について準用する。この場合において、同法第三百五十八條第三項及び第七項中「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百五十九條第一項第一号、第二項及び第三項中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、同法第一項第二号中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(取締役等についての会社法の準用)

第八十五条 会社法第三百五十一条(代表取締役に欠員を生じた場合の措置)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)及び第九百三十七条第一項(第二号イ及びハに係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は特定目的会社の代表取締役について、同法第三百五十二条(取締役の職務を代行する者の権限)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は特定目的会社の職務代行者について、同法第三百五十四条(表見代表取締役)の規定は特定目的会社について、同法第三百五十五条(忠実義務)及び第三百五十七条第一項(取締役の報告義務)の規定は特定目的会社の取締役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百五十五条中「法令及び定款」とあるのは「法令、資産流動化計画及び定款」と、

(取締役等についての会社法の準用)

第八十五条 会社法第三百五十一条(代表取締役に欠員を生じた場合の措置)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)及び第九百三十七条第一項(第二号イ及びハに係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は特定目的会社の代表取締役について、同法第三百五十二条(取締役の職務を代行する者の権限)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は特定目的会社の職務代行者について、同法第三百五十四条(表見代表取締役)の規定は特定目的会社について、同法第三百五十五条(忠実義務)及び第三百五十七条第一項(取締役の報告義務)の規定は特定目的会社の取締役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百五十五条中「法令及び定款」とあるのは「法令、資産流動化計画及び定款」と、「株主總會」と

株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定社債管理者の権限等)

第二百二十七条 (略)

257 (略)

8 会社法第七百三条(社債管理者の資格)、第七百四条(社債管理者の義務)、第七百七条から第七百十四条まで(特別代理人の選任、社債管理者等の行為の方式、二以上の社債管理者がある場合の特則、社債管理者の責任、社債管理者の辞任、社債管理者が辞任した場合の責任、社債管理者の解任、社債管理者の事務の承継)、第八百六十八条第三項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条第一項(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、特定社債管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「社債」、「社債権者」、「社債発行会社」及び「社債権者集会」とあるのは、それぞれ「特定社債」、「特定社債権者」、「特定社債発行会社」及び「特定社債権者集会」と、同法第七百九条第二項中「第七百五条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第一項」と、同法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「資産流動化法」と、同法第七百一十一條第二項中「

あるのは「社員総会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定社債管理者の権限等)

第二百二十七条 (同上)

257 (同上)

8 会社法第七百三条(社債管理者の資格)、第七百四条(社債管理者の義務)、第七百七条から第七百十四条まで(特別代理人の選任、社債管理者等の行為の方式、二以上の社債管理者がある場合の特則、社債管理者の責任、社債管理者の辞任、社債管理者が辞任した場合の責任、社債管理者の解任、社債管理者の事務の承継)、第八百六十八条第三項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条(第三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、特定社債管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「社債」、「社債権者」、「社債発行会社」及び「社債権者集会」とあるのは、それぞれ「特定社債」、「特定社債権者」、「特定社債発行会社」及び「特定社債権者集会」と、同法第七百九条第二項中「第七百五条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第一項」と、同法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「資産流動化法」と、同法第七百一十一條第二項中「第七百

第七百二条」とあるのは「資産流動化法第百二十六条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定社債権者集会)

第二百二十九条 (略)

2 会社法第四編第三章(第七百十五条を除く。)(社債権者集会)、第七編第二章第七節(社債発行会社の弁済等の取消しの訴え)、第八百六十八条第三項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条第一項(第七号から第九号までに係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条(原裁判の執行停止)、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債原簿又は特定社債権者集会について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「特定社債発行会社」と、「無記名社債」とあるのは「無記名特定社債」と、「代表社債権者」とあるのは「代表特定社債権者」と、同法第七百六条中「この法律」とあるのは「資産流動化法又は資産流動化計画」と、同法第七百二十条第五項中「電子公告」とあるのは「電子公告(資産流動化法第百九十四条第一項第三号に規定する電子公告をいう。)」と、同法第七百二十一条中「社債権者集会参考書類」とあるのは「特定社債権者集

二条」とあるのは「資産流動化法第百二十六条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定社債権者集会)

第二百二十九条 (同上)

2 会社法第四編第三章(第七百十五条を除く。)(社債権者集会)、第七編第二章第七節(社債発行会社の弁済等の取消しの訴え)、第八百六十八条第三項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条(原裁判の執行停止)、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債原簿又は特定社債権者集会について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「特定社債発行会社」と、「無記名社債」とあるのは「無記名特定社債」と、「代表社債権者」とあるのは「代表特定社債権者」と、同法第七百六条中「この法律」とあるのは「資産流動化法又は資産流動化計画」と、同法第七百二十条第五項中「電子公告」とあるのは「電子公告(資産流動化法第百九十四条第一項第三号に規定する電子公告をいう。)」と、同法第七百二十一条中「社債権者集会参考書類」とあるのは「特定社債権者集会参

会参考書類」と、同法第七百二十四条第二項第一号中「第七百六条第一項各号」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第四項各号」と、同項第二号中「第七百六条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第四項」と、同法第七百二十九条第一項中「第七百七条」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百七条」と、同法第七百三十三条第一号中「第六百七十六條」とあるのは「資産流動化法第二百二十二条第一項」と、同法第七百三十七条第二項中「第七百五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百九条」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第一項から第三項まで並びに同条第八項において準用する第七百八条及び第七百九条」と、同法第七百四十条第一項中「第四百四十九条」とあるのは「資産流動化法第一百一十條」と、同条第二項中「第七百二条」とあるのは「資産流動化法第二百二十六条」と、同法第七百四十一条第三項中「第七百五条第一項（第七百三十七条第二項）」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第一項（資産流動化法第二百二十九条第二項において準用する第七百三十七条第二項）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（反対優先出資社員の優先出資買取請求権）

第五百五十三条（略）

2、3（略）

4 会社法第百十六條第三項、第四項、第六項及び第七項（反対株主の株式買取請求）、第百十七條第二項から第六項まで（株式の価格の決定等）、第八百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第八百七

考書類」と、同法第七百二十四条第二項第一号中「第七百六条第一項各号」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第四項各号」と、同項第二号中「第七百六条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第四項」と、同法第七百二十九条第一項中「第七百七条」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百七条」と、同法第七百三十三条第一号中「第六百七十六條」とあるのは「資産流動化法第二百二十二条第一項」と、同法第七百三十七条第二項中「第七百五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百九条」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第一項から第三項まで並びに同条第八項において準用する第七百八条及び第七百九条」と、同法第七百四十条第一項中「第四百四十九条」とあるのは「資産流動化法第一百一十條」と、同条第二項中「第七百二条」とあるのは「資産流動化法第二百二十六条」と、同法第七百四十一条第三項中「第七百五条第一項（第七百三十七条第二項）」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第一項（資産流動化法第二百二十九条第二項において準用する第七百三十七条第二項）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（反対優先出資社員の優先出資買取請求権）

第五百五十三条（同上）

2、3（同上）

4 会社法第百十六條第三項、第四項、第六項及び第七項（反対株主の株式買取請求）、第百十七條第二項から第六項まで（株式の価格の決定等）、第八百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第八百七

十條第二項(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十條の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十一條本文(理由の付記)、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二條の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三條本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六條(最高裁判所規則)の規定は、特定目的会社の優先出資社員による優先出資買取請求について準用する。この場合において、同法第十六條第三項及び第七項中「第一項各号の行為」とあるのは「資産流動化計画の変更」と、同法第三項中「当該行為が効力を生ずる日」とあるのは「資産流動化法第五十三條第二項に規定する計画変更決議の日」と、「同項各号に定める株式の」とあるのは「その」と、「当該行為を」とあるのは「当該資産流動化計画の変更を」と、同法第一百七十七條第二項、第五項及び第六項中「株式の」とあるのは「優先出資の」と、同項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第六百六十三條 会社法第八百二十四條(会社の解散命令)、第八百二十六條(官庁等の法務大臣に対する通知義務)、第八百六十八條第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十條第一項(第十号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一條本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三條本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五條(非訟事件

十條(第四号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一條本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三條本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六條(最高裁判所規則)の規定は、特定目的会社の優先出資社員による優先出資買取請求について準用する。この場合において、同法第十六條第三項及び第七項中「第一項各号の行為」とあるのは「資産流動化計画の変更」と、同法第三項中「当該行為が効力を生ずる日」とあるのは「資産流動化法第五十三條第二項に規定する計画変更決議の日」と、「同項各号に定める株式の」とあるのは「その」と、「当該行為を」とあるのは「当該資産流動化計画の変更を」と、同法第一百七十七條第二項、第五項及び第六項中「株式の」とあるのは「優先出資の」と、同項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第六百六十三條 会社法第八百二十四條(会社の解散命令)、第八百二十六條(官庁等の法務大臣に対する通知義務)、第八百六十八條第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十條(第十三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一條本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三條本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五條(非訟事件手続

手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)、第九百四条(法務大臣の関与)及び第九百三十七条第一項(第三号口に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は特定目的会社の解散の命令について、同法第八百二十五条(会社の財産に関する保全処分)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条(原裁判の執行停止)、第八百七十四条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)並びに第九百五条及び第九百六条(会社の財産に関する保全処分についての特則)の規定はこの条において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における特定目的会社の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(特定目的会社の清算等に関する会社法の準用等)

第七百七十九條 会社法第四百九十九條から第五百三條まで(債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除斥)、第五百七條第一項、第三項及び第四項(清算事務の終了等)、第五百八條(帳簿資料の保存)、第八百六十八條第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九條(疎明)、第八百七十条第一項(第一号、

法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)、第九百四条(法務大臣の関与)及び第九百三十七条第一項(第三号口に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は特定目的会社の解散の命令について、同法第八百二十五条(会社の財産に関する保全処分)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条(原裁判の執行停止)、第八百七十四条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)並びに第九百五条及び第九百六条(会社の財産に関する保全処分についての特則)の規定はこの条において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における特定目的会社の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(特定目的会社の清算等に関する会社法の準用等)

第七百七十九條 会社法第四百九十九條から第五百三條まで(債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除斥)、第五百七條第一項、第三項及び第四項(清算事務の終了等)、第五百八條(帳簿資料の保存)、第八百六十八條第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九條(疎明)、第八百七十条(第二号、第三号、

第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条(原裁判の執行停止)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)、第九百二十八条第一項及び第三項(清算人の登記)並びに第九百二十九条(第一号に係る部分に限る。)(清算結了の登記)の規定は、特定目的会社の清算について準用する。この場合において、同法第五百七条第三項中「決算報告(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの)を株主總會」とあるのは「決算報告(資産流動化法第七十七条第二項に規定する監査を受けたもの)を社員總會」と、同法第五百八条第一項中「清算人(清算人会設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人)」とあるのは「清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(受益証券の喪失)

第二百三十八条 受益証券は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第号)第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

2 受益証券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することがで

第八号及び第九号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条(原裁判の執行停止)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)、第九百二十八条第一項及び第三項(清算人の登記)並びに第九百二十九条(第一号に係る部分に限る。)(清算結了の登記)の規定は、特定目的会社の清算について準用する。この場合において、同法第五百七条第三項中「決算報告(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの)を株主總會」とあるのは「決算報告(資産流動化法第七十七条第二項に規定する監査を受けたもの)を社員總會」と、同法第五百八条第一項中「清算人(清算人会設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人)」とあるのは「清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (同上)

(受益証券の喪失)

第二百三十八条 受益証券は、非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

2 受益証券を喪失した者は、非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求すること

きない。

3 受益証券を喪失した者が非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、当該受益証券を喪失した者は、相当の担保を供して、受託信託会社等に当該受益証券に係る債務を履行させることができる。

(権利者集会に関する信託法及び会社法の準用)

第二百四十九条 (略)

2 会社法第八百六十八条第三項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第七号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前項において準用する同法第七百三十二条の決議の認可の申立てについて準用する。

(特定信託管理者)

第二百六十条 (略)

255 (略)

6 会社法第八百六十八条第三項(非訟事件の管轄)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は前項において準用する同法第七百七条の特別代理人の選任について、同法

ができない。

3 受益証券を喪失した者が非訟事件手続法第百五十六条に規定する公示催告の申立てをしたときは、当該受益証券を喪失した者は、相当の担保を供して、受託信託会社等に当該受益証券に係る債務を履行させることができる。

(権利者集会に関する信託法及び会社法の準用)

第二百四十九条 (同上)

2 会社法第八百六十八条第三項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第十号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前項において準用する同法第七百三十二条の決議の認可の申立てについて準用する。

(特定信託管理者)

第二百六十条 (同上)

255 (同上)

6 会社法第八百六十八条第三項(非訟事件の管轄)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は前項において準用する同法第七百七条の特別代理人の選任について、同法

第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は前項において準用する同法第七百十一条第三項の特定信託管理者の辞任について、同法第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は前項において準用する同法第七百十三条の特定信託管理者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的謄替えは、政令で定める。

7、8（略）

第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は前項において準用する同法第七百十一条第三項の特定信託管理者の辞任について、同法第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第三号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は前項において準用する同法第七百十三条の特定信託管理者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的謄替えは、政令で定める。

7、8（同上）

改正案	現行
<p>(議事録)</p> <p>第三十条の二十 (略)</p> <p>2、4 (略)</p> <p>5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第三十条の二十 (同上)</p> <p>2、4 (同上)</p> <p>5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。</p> <p>6 (同上)</p>

改正案

現行

（削る）

（家事審判法の適用）

第十二条 家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用に関しては、第四条第一項、第四項及び第五項の規定による任意後見監督人の選任、同条第二項の規定による後見開始の審判等の取消し、第七条第三項の規定による報告の徴収、調査命令その他任意後見監督人の職務に関する処分、同条第四項において準用する民法第四百四十四条、第四百四十六条、第四百五十九条の二第一項及び第二項並びに第八百六十二条の規定による任意後見監督人の辞任についての許可、任意後見監督人の解任、任意後見監督人が数人ある場合におけるその権限の行使についての定め及びその取消し並びに任意後見監督人に対する報酬の付与、第八条の規定による任意後見人の解任並びに第九条第二項の規定による任意後見契約の解除についての許可は、家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

（最高裁判所規則）

第十三条 この法律に定めるもののほか、任意後見契約に関する審判の手續に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（削る）

改正案

現行法

（後見等の登記等）

（後見等の登記等）

第四条 後見、保佐又は補助（以下「後見等」と総称する。）の登記は、囑託又は申請により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。第九条において同じ。）をもつて調製する後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによつて行う。

第四条 （同上）

一、二 （略）

一、二 （同上）

三 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」と総称する。）の氏名又は名称及び住所

三 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」と総称する。）の氏名及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）

四 成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見監督人等」と総称する。）が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所

四 成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見監督人等」と総称する。）が選任されたときは、その氏名及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）

五〇八 （略）

五〇八 （同上）

九 家事事件手続法（平成二十三年法律第 号）第二百二十七条

九 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）第十五条の三第

第一項（同条第五項並びに同法第百三十五条及び第百四十四条において準用する場合を含む。）の規定により成年後見人等又は成年後見監督人等の職務の執行を停止する審判前の保全処分がされたときは、その旨

一項の規定による審判（同条第五項の裁判を含む。以下「保全処分」という。）に関する事項のうち政令で定めるもの

十 前号に規定する規定により成年後見人等又は成年後見監督人等

（新設）

の職務代行者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は名称及び住所

十一 登記番号

2 家事事件手続法第二百二十六条第二項、第三百三十四条第二項又は第四百三十三条第二項の規定による審判前の保全処分（以下「後見命令等」と総称する。）の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 後見命令等の種別、審判前の保全処分をした裁判所、その審判前の保全処分の事件の表示及び発効の年月日

二 財産の管理者の後見、保佐又は補助を受けるべきことを命ぜられた者（以下「後見命令等の本人」と総称する。）の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）

三 財産の管理者の氏名又は名称及び住所

四 家事事件手続法第四百三十三条第二項の規定による審判前の保全処分において、財産の管理者の同意を得ることを要するものと定められた行為

五 後見命令等が効力を失ったときは、その事由及び年月日

六 登記番号

（任意後見契約の登記）

第五条 任意後見契約の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一、二 （略）

三 任意後見受任者又は任意後見人の氏名又は名称及び住所

十 登記番号

2 後見等の開始の審判前の保全処分（政令で定めるものに限る。）の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、政令で定める事項を記録することによって行う。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（任意後見契約の登記）

第五条 （同上）

一、二 （同上）

三 任意後見受任者又は任意後見人の氏名及び住所（法人にあつては、

四、五 (略)

六 任意後見監督人が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所並びにその選任の審判の確定の年月日

七、八 (略)

九 家事事件手続法第二百二十五条において準用する同法第二百七条第一項の規定により任意後見人又は任意後見監督人の職務の執行を停止する審判前の保全処分がされたときは、その旨

十 前号に規定する規定により任意後見監督人の職務代行者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は名称及び住所

十一 登記番号

(後見登記等ファイルの記録の編成)

第六条 後見登記等ファイルの記録は、後見等の登記については後見等の開始の審判ごとに、後見命令等の登記については後見命令等ごとに、任意後見契約の登記については任意後見契約ごとに、それぞれ編成する。

(変更の登記)

第七条 後見登記等ファイルの各記録(以下「登記記録」という。)に記録されている次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事項に変更が生じたことを知ったときは、囑託による登記がされ

は、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)

四、五 (同上)

六 任意後見監督人が選任されたときは、その氏名及び住所(法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)並びにその選任の審判の確定の年月日

七、八 (同上)

九 保全処分に関する事項のうち政令で定めるもの

(新設)

十 登記番号

(後見登記等ファイルの記録の編成)

第六条 後見登記等ファイルの記録は、後見等の登記については後見等の開始の審判ごとに、第四条第二項の登記については政令で定める保全処分ごとに、任意後見契約の登記については任意後見契約ごとに、それぞれ編成する。

(変更の登記)

第七条 (同上)

る場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。

一 第四条第一項第二号から第四号までに規定する者 同項各号に掲げる事項

二 第四条第一項第十号に規定する職務代行者 同号に掲げる事項

三 第四条第二項第二号又は第三号に規定する者 同項各号に掲げる事項

四 第五条第二号、第三号又は第六号に規定する者 同条各号に掲げる事項

五 第五条第十号に規定する職務代行者 同号に掲げる事項

2 成年被後見人等の親族、後見命令等の本人の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に変更を生じたときは、囑託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請することができる。

(終了の登記)

第八条 (略)

2 任意後見契約に係る登記記録に記録されている前条第一項第四号に掲げる者は、任意後見契約の本人の死亡その他の事由により任意後見契約が終了したことを知ったときは、囑託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請しなければならない。

3 (略)

(登記事項証明書の交付等)

第十条 何人も、登記官に対し、次に掲げる登記記録について、後見

一 第四条第一項第二号から第四号までに掲げる者 同項各号に掲げる事項

(新設)

(新設)

二 第五条第二号、第三号又は第六号に掲げる者 同条各号に掲げる事項

(新設)

2 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に変更を生じたときは、囑託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請することができる。

(終了の登記)

第八条 (同上)

2 任意後見契約に係る登記記録に記録されている前条第一項第二号に掲げる者は、任意後見契約の本人の死亡その他の事由により任意後見契約が終了したことを知ったときは、囑託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請しなければならない。

3 (同上)

(登記事項証明書の交付等)

第十条 (同上)

登記等ファイルに記録されている事項（記録がないときは、その旨）を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

一～三（略）

四 自己を成年後見人等、成年後見監督人等又は任意後見監督人の職務代行者（退任したこれらの者を含む。）とする登記記録

五 自己を後見命令等の本人とする登記記録

六 自己を財産の管理者（退任した者を含む。）とする登記記録

七 自己の配偶者又は四親等内の親族を後見命令等の本人とする登記記録

2 次の各号に掲げる者は、登記官に対し、それぞれ当該各号に定める登記記録について、登記事項証明書の交付を請求することができる。

一 未成年後見人又は未成年後見監督人 その未成年被後見人を成年被後見人等、後見命令等の本人又は任意後見契約の本人とする登記記録

二（略）

三 登記された任意後見契約の任意後見受任者 その任意後見契約の本人を成年被後見人等又は後見命令等の本人とする登記記録

3 何人も、登記官に対し、次に掲げる閉鎖登記記録について、閉鎖登記ファイルに記録されている事項（記録がないときは、その旨）を証明した書面（以下「閉鎖登記事項証明書」という。）の交付を

一～三（同上）

四 保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの

（新設）

（新設）

（新設）

2（同上）

一 未成年後見人又は未成年後見監督人 その未成年被後見人を成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人とする登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの

二（同上）

三 登記された任意後見契約の任意後見受任者 その任意後見契約の本人を成年被後見人等とする登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの

3（同上）

請求することができる。

一、二 (略)

三 自己が成年後見人等、成年後見監督人等又は任意後見監督人の職務代行者であった閉鎖登記記録

四 自己が後見命令等の本人であった閉鎖登記記録

五 自己が財産の管理者であった閉鎖登記記録

4 相続人その他の承継人は、登記官に対し、被相続人その他の被承継人が成年被後見人等、後見命令等の本人又は任意後見契約の本人であった閉鎖登記記録について、閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

5 (略)

一、二 (同上)

三 保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるもの

(新設)

(新設)

4 相続人その他の承継人は、登記官に対し、被相続人その他の被承継人が成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人であった閉鎖登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるものについて、閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

5 (同上)

改正案

現行

<p>(移送等)</p> <p>第四条 裁判所は、民事調停法第四条第一項ただし書の規定にかかわらず、その管轄に属しない特定調停に係る事件について申立てを受けた場合において、事件を処理するために適当であると認めるときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件を他の管轄裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。</p>	<p>(移送等)</p> <p>第四条 裁判所は、民事調停法第四条第一項ただし書の規定にかかわらず、その管轄に属しない特定調停に係る事件について申立てを受けた場合において、事件を処理するために適当であると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件を他の管轄裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。</p>
<p>第五条 削除</p> <p>(民事執行手続の停止)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができ。</p>	<p>第五条 簡易裁判所は、特定調停に係る事件がその管轄に属する場合においても、事件を処理するために相当であると認めるときは、申立てにより又は職権で、事件をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。</p> <p>(民事執行手続の停止)</p> <p>第七条 (同上)</p> <p>2、3 (同上)</p> <p>(新設)</p>
<p>5 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、第一項及び第二項の担保について準用する。</p>	<p>4 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、第一項及び第二項の担保について準用する。</p>

第十三条 削除

(職権調査)

第十三条 調停委員会は、特定調停を行うに当たり、職権で、事実の調査及び必要であると認める証拠調べをすることができる。

(即時抗告)

第二十一条 削除

第二十一条 第四条の規定による移送の決定、第五条の規定による決定、第七条第一項及び第二項の規定による決定並びに第二十四条第一項の過料の決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

2 第四条の規定による移送の決定、第五条の規定による決定及び第二十四条第一項の過料の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

改 正 案

現 行

（検査役の選任）

第五十二条の五（略）

2、3（略）

（削る）

（合併の無効の訴え）

第五十三条の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）

、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は特許業務法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條第二項（第五号に係る部分に限る。）

、第八百七十條の二、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

（検査役の選任）

第五十二条の五（同上）

2、3（同上）

4| 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる⁹

（合併の無効の訴え）

第五十三条の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）

、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六條の規定は特許業務法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十條（第十五号に係る部分に限る。）、

第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第五十五条 (略)

2 会社法第六百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三條、第八百六十四条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、特許業務法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第一項第三号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項及び第六百六十九條中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第五十五条 (同上)

2 会社法第六百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三條、第八百六十四条、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、特許業務法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第一項第三号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八條第一項及び第六百六十九條中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあ

「とあるのは「弁理士法第五十三条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「弁理士法第四十七条の四」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）、の規定は特許業務法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における特許業務法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

4 5 6 (略)

るのは「弁理士法第五十三条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「弁理士法第四十七条の四」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）、の規定は特許業務法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における特許業務法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

4 5 6 (同上)

改正案	現行
<p>（時効の中断）</p> <p>第二十二條 損害賠償命令の申立ては、前条第一項の決定（同項第一号に該当することを理由とするものを除く。）の告知を受けたときは、当該告知を受けた時から六月以内に、その申立てに係る請求について、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事事件手続法（平成二十三年法律第 号）による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。</p>	<p>（時効の中断）</p> <p>第二十二條 損害賠償命令の申立ては、前条第一項の決定（同項第一号に該当することを理由とするものを除く。）の告知を受けたときは、当該告知を受けた時から六月以内に、その申立てに係る請求について、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。</p>

改正案

現行

<p>第十二条の四（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであつて、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。</p> <p>6（略）</p>	<p>第十二条の四（同上）</p> <p>2～4（同上）</p> <p>5 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第四項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであつて、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。</p> <p>6（同上）</p>
--	---

改正案

現行

<p>（加入者集會に関する会社法の準用）</p> <p>第三十九条 会社法第三百十條第一項から第四項まで、第三百十四條、第三百十五條、第三百十七條、第七百二十九條第二項、第七百三十一條から第七百三十五條まで、第七百四十二條第一項、第八百六十八條第三項、第八百七十條第一項（第七号に係る部分に限る。） 、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。） 、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十六條並びに第九百四十條第一項（第一号に掲げる部分に限る。）及び第三項の規定は、加入者集會について準用する。この場合において、これらの規定中「株式会社」とあり、「社債發行会社」とあり、及び「株式会社又は持分会社」とあるのは「振替機關」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百十條第三項中「政令」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律第三十四條第三項」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律第三十四條第三項」と、同法第三百十四條中「取締役、會計参与、監査役及び執行役」とあるのは「振替機關」と、同法第三百十七條中「第二百九十八條及び第二百九十九條」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律第三十四條第二項から第四項まで」と、同法第七百二十九條第二項中「社債権者集會又は招集者」とあるのは「加入者集會」と、同法第七百三十一條第三項中「社債管理者及び社債権者」とあるのは「</p>	<p>（加入者集會に関する会社法の準用）</p> <p>第三十九条 会社法第三百十條第一項から第四項まで、第三百十四條、第三百十五條、第三百十七條、第七百二十九條第二項、第七百三十一條から第七百三十五條まで、第七百四十二條第一項、第八百六十八條第三項、第八百七十條（第十号に係る部分に限る。） 、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。） 、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十六條並びに第九百四十條第一項（第一号に掲げる部分に限る。）及び第三項の規定は、加入者集會について準用する。この場合において、これらの規定中「株式会社」とあり、「社債發行会社」とあり、及び「株式会社又は持分会社」とあるのは「振替機關」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百十條第三項中「政令」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律第三十四條第三項」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律第三十四條第三項」と、同法第三百十四條中「取締役、會計参与、監査役及び執行役」とあるのは「振替機關」と、同法第三百十七條中「第二百九十八條及び第二百九十九條」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律第三十四條第二項から第四項まで」と、同法第七百二十九條第二項中「社債権者集會又は招集者」とあるのは「加入者集會」と、同法第七百三十一條第三項中「社債管理者及び社債権者」とあるのは「加入者</p>
--	--

加入者」と、同法第七百三十三条第一号中「第六百七十六条の募集のための当該社債発行会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料に記載され、若しくは記録された事項」とあるのは「業務規程」と、同法第八百六十八条第三項中「社債を発行した会社」とあるのは「振替機関」と、同法第九百四十条第一項（第一号に掲げる部分に限る。）中「この法律」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と、同項第一号及び第三号中「会社」とあるのは「振替機関」と読み替えるものとする。

（投資証券の不発行等）

第二百二十七条（略）

2（略）

3 発行者が発行済みの投資口について第十三条第一項の同意を与えた場合には、投資証券（公示催告手続（非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第百条に規定する公示催告手続をいう。以下同じ。）が行われているものを除く。）は、次条第一項において準用する第百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4（略）

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第二百二十八条（略）

2 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の

「と、同法第七百三十三条第一号中「第六百七十六条の募集のための当該社債発行会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料に記載され、若しくは記録された事項」とあるのは「業務規程」と、同法第八百六十八条第三項中「社債を発行した会社」とあるのは「振替機関」と、同法第九百四十条第一項（第一号に掲げる部分に限る。）中「この法律」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と、同項第一号及び第三号中「会社」とあるのは「振替機関」と読み替えるものとする。

（投資証券の不発行等）

第二百二十七条（同上）

2（同上）

3 発行者が発行済みの投資口について第十三条第一項の同意を与えた場合には、投資証券（公示催告手続（非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十二条に規定する公示催告手続をいう。以下同じ。）が行われているものを除く。）は、次条第一項において準用する第百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4（同上）

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第二百二十八条（同上）

2（同上）

上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十九条第三項第二号	(略)	(略)	第三百三十一条第四号	(略)	(略)	第三百三十一条第四項	(略)	(略)	第三百三十一条	(略)
第三百三十条第一項第二号	(略)	(略)	第三百三十一条第一項	(略)	(略)	第三百三十一条	(略)	(略)	第三百三十一条	(略)

(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

条第五項	第三百三十七 条第一項第 三号	第三百三十八 条第一項	第三百四十五 条第一項	第三百四十七 条第三項	第三百四十七 条第三項第四 号	第三百四十七 条第四項及
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

第百五十一	第百五十条 第四項		第百五十条 第二項	第百五十条 第一項		第百四十九 条第二項及 び第三項	第百四十九 条第一項		第百四十 八条第三項 の表
	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(同上)	(同上)		(同上)	(同上)		(同上)	(同上)		
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	

条 第一百五十九 条第一項	株券喪失登録がされた株券	(略)	第百三十一條第一項第一号の一定の日において公示催告手続(非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続をいう。)が行われている投資証券	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	条 第一百五十三	(略)	(略)	(略)	条 第一百五十二 条第一項	(略)	条第一項第 四号
---------------------	--------------	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----	-------------	-----	-----	-----	---------------------	-----	-------------

(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

第百五十九 条第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第百五十九 条第三項第 一号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第百六十条 第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第百六十条 第三項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)
第百三十九条 (略)

(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)
第百三十九条 (同上)

2 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十九条第三項第二号				第三百三十条第一項		第三百三十一条第一項			
(略)				(略)		(略)			
(略)				(略)		(略)			

2 (同上)

(同上)				(同上)		(同上)			
(同上)				(同上)		(同上)			
(同上)				(同上)		(同上)			

第三百三十一 条第一項第 一号	(略)	(略)	第三百三十一 条第四項	(略)	(略)	第三百三十一 条第五項	(略)	第三百三十三 条第二項	(略)	(略)	第三百三十六 条第三項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

第四百十七 条第三項	(略)	第四百十七 条第三項第四 号	(略)	第四百十七 条第四項及 び第四百十 八条第三項 の表	(略)	第四百十九 条第一項	(略)	第四百十九 条第二項	(略)	第四百十九 条第三項	(略)	第五百十 条第二項	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

第一百五十三	第一百五十二 条第一項	第一百五十一 条第一項第 四号	第五十條 第六項	第五十條 第五項				第五十條 第四項	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)				(同上)	
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

条 第一百五十九 条第二項	(略)	(略)	株券喪失登録がされた株券	第一百五十九 条第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第一百五十九 条第二項	(略)	(略)	株券喪失登録がされた株券	第一百五十九 条第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	第三百三十一條第一項第一号の一定の日において公示催告手続（非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている優先出資証券		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
	(同上)	(同上)	第三百三十一條第一項第一号の一定の日において公示催告手続（非訟事件手続法第百四十二條に規定する公示催告手続をいう。）が行われている優先出資証券		(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

第一百五十九 条第三項第 一号	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

改正案	現行
<p>（理事会の議事録の備付け及び閲覧等） 第二十七条の三（略） 254（略）</p> <p>5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（経営管理委員会の議事録の備付け及び閲覧等） 第二十八条の二（略） 255（略）</p> <p>6 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>（理事会の議事録の備付け及び閲覧等） 第二十七条の三（同上） 254（同上）</p> <p>5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（経営管理委員会の議事録の備付け及び閲覧等） 第二十八条の二（同上） 255（同上）</p> <p>6 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>

(監事会の議事録の備付け及び閲覧等)

第二十九条の二 (略)

254 (略)

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算に関する会社法等の準用)

第九十五条 会社法第四百七十五条(第一号に係る部分に限る。)、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定は農林中央金庫の清算について、第十九条の二、第二十条の二、第二十一条第四項から第六項まで、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十四条の五第二項、第二十七条から第二十七条の三まで、第二十八条第六項及び第七項、第二十八条の二、第二十九条の二から第三十一条まで、第三十二条第一項から第三項まで、第三十四条第一項から第三項まで、第八項、第十項、第十一項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十二項、第三十五条、第三十六条(第二項を除く。)、第三十九条第一項、第四十二条、第四十六条第三項、第四十六条の二第二項、第四十九条の二並びに第四十九条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項

(監事会の議事録の備付け及び閲覧等)

第二十九条の二 (同上)

254 (同上)

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算に関する会社法等の準用)

第九十五条 会社法第四百七十五条(第一号に係る部分に限る。)、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定は農林中央金庫の清算について、第十九条の二、第二十条の二、第二十一条第四項から第六項まで、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十四条の五第二項、第二十七条から第二十七条の三まで、第二十八条第六項及び第七項、第二十八条の二、第二十九条の二から第三十一条まで、第三十二条第一項から第三項まで、第三十四条第一項から第三項まで、第八項、第十項、第十一項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十二項、第三十五条、第三十六条(第二項を除く。)、第三十九条第一項、第四十二条、第四十六条第三項、第四十六条の二第二項、第四十九条の二並びに第四十九条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項

、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）
（、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）
、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）
、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十四号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は農林中央金庫の清算人について準用する。
この場合において、第三十四条第十二項中「役員等」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十五条第一項中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるもの」とあるのは「貸借対照表」と、同項並びに同条第四項第二号及び第七項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、第三十六条第一項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た会員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第四百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「

、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）
（、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）
、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）
、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十四号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は農林中央金庫の清算人について準用する。
この場合において、第三十四条第十二項中「役員等」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十五条第一項中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるもの」とあるのは「貸借対照表」と、同項並びに同条第四項第二号及び第七項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、第三十六条第一項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た会員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第四百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省

主務省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条において準用する同法第三十四条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条において準用する同法第三十四条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（削る）</p> <p>（検査役の選任） 第四十三条（略）</p> <p>2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>	<p>（即時抗告）</p> <p>第四十二条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>（検査役の選任） 第四十三条（同上）</p> <p>2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十二条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>(議事録) 第十七条の二 (略) 2、4 (略)</p> <p>5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(議事録) 第十七条の二 (同上) 2、4 (同上)</p> <p>5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。</p> <p>6 (同上)</p>

改正案

現行

（調停事件が係属していた家庭裁判所の自庁処理）

第六条 家庭裁判所は、人事訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合においても、当該人事訴訟に係る事件について家事事件手続法（平成二十三年法律第 号）第二百五十七条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件がその家庭裁判所に係属していたときであつて、調停の経過、当事者の意見その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、民事訴訟法第十六条第一項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該人事訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

（家庭裁判所調査官の除斥）

第三十四条の二 民事訴訟法第二十三条及び第二十五条（忌避に関する部分を除く。）の規定は、家庭裁判所調査官について準用する。
2 家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあつたときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた事件に関与することができない。

第四十条 削除

（調停事件が係属していた家庭裁判所の自庁処理）

第六条 家庭裁判所は、人事訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合においても、当該人事訴訟に係る事件について家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）第十八条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件がその家庭裁判所に係属していたときであつて、調停の経過、当事者の意見その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、民事訴訟法第十六条第一項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該人事訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

（新設）

（金銭の寄託）

第四十条 第三十二条第二項の規定による裁判で定められた金銭の支払を目的とする義務の履行については、当該裁判をした家庭裁判所

(上訴裁判所が当該裁判をした場合にあつては、第一審裁判所である家庭裁判所)の裁判官の所属する家庭裁判所は、次に掲げる場合には、義務者の申出により、権利者のために金銭の寄託を受けることができる。

一 金銭の支払を家庭裁判所に寄託してすることを命ずる裁判が効力を生じたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、当該家庭裁判所に所属する裁判官が、当該裁判で定められた金銭の支払を目的とする義務の履行について、その金銭の寄託を相当と認めたととき。

2 第三十二条第二項の規定による裁判において寄託をすべき家庭裁判所が特に定められたときは、金銭の寄託は、その家庭裁判所が受けることができる。

3 前二項の規定により金銭の寄託を受けた家庭裁判所は、権利者の請求により、その金銭を権利者に交付しなければならない。ただし、権利者が反対給付をすべき場合には、寄託者の作成した書面又は裁判書、公正証書その他の反対給付のあつた事実を証する書面の提出があつたときに限る。

4 前三項の規定は、第三十二条第二項の規定による裁判で定めることができる金銭の支払を目的とする義務であつて、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟における和解で定められたものの履行について準用する。

百十三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（第四百三十三条関係）

改正案	現行
<p>（費用の徴収） 第七十八条（略） 2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第二百二十一条の規定を準用する。</p>	<p>（費用の徴収） 第七十八条（同上） 2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第六十三條の規定を準用する。</p>

百十四 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）（第百四十五条関係）

改正案	現行
(削る)	<p>(家事審判法の適用)</p> <p>第五条 性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。</p>

改正案

現行

（削る）

（検査役の選任）

第九十二条の十五（略）

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「地方独立行政法人及び検査役」と読み替えるものとする。

（即時抗告）

第九十二条の十五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第九十二条の十六（同上）

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第九十二条の十四中「清算人及び監事」とあるのは、「地方独立行政法人及び検査役」と読み替えるものとする。

改正案

現行

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>(管轄) 第二条 (略)</p> <p>2 労働審判事件は、日本国内に相手方（法人その他の社団又は財団を除く。）の住所及び居所がないとき、又は住所及び居所が知れないときは、その最後の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>3 労働審判事件は、相手方が法人その他の社団又は財団（外国の社団又は財団を除く。）である場合において、日本国内にその事務所若しくは営業所がないとき、又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>4 労働審判事件は、相手方が外国の社団又は財団である場合において、日本国内にその事務所又は営業所がないときは、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>(労働審判手続の申立て) 第五条 (略)</p> <p>2 前項の申立ては、申立書を裁判所に提出してしなければならない。</p>	<p>(管轄) 第二条 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(労働審判手続の申立て) 第五条 (同上)</p> <p>2 前項の申立ては、その趣旨及び理由を記載した書面で行わなければならない。</p>

3 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及び法定代理人
- 二 申立ての趣旨及び理由

(労働審判員の除斥)

第十一条 労働審判員の除斥については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第十一条並びに第十三条第二項、第四項、第八項及び第九項の規定（忌避に関する部分を除く。）を準用する。

2 労働審判員の除斥についての裁判は、労働審判員の所属する地方裁判所がする。

(労働審判手続の期日等)

第十四条 (略)

2 裁判所書記官は、前項の期日について、その経過の要領を記録上明らかにしなければならない。

3 裁判所書記官は、労働審判官が命じた場合には、第一項の期日について、調書を作成しなければならない。

(労働審判)

第二十条 (略)

2 3 4 (略)

5 前項の規定による審判書の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第四節（第四百条及び第一百条から第一百三十三条までを除く。）の規定を準用する。

(新設)

(労働審判員の除斥)

第十一条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二十三条、第二十五条及び第二十六条の規定は、労働審判員の除斥について準用する。

(新設)

(労働審判手続の期日)

第十四条 (同上)

(新設)

(新設)

(労働審判)

第二十条 (同上)

2 3 4 (同上)

5 前項の規定による審判書の送達については、民事訴訟法第一編第五章第四節（第四百条及び第一百条から第一百三十三条までを除く。）の規定を準用する。

6、7 (略)

(訴え提起の擬制)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、民事訴訟法第三百七條、第三百八條及び第三百五十八條の規定の適用については、第五條第二項の申立書を訴状とみなす。

(労働審判をしない場合の労働審判事件の終了)

第二十四條 (略)

2 (略)

(労働審判手続の申立ての取下げ)

第二十四條の二 労働審判手続の申立ては、労働審判が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

(即時抗告)

第二十八條 第二十五條の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

2 第六條、第二十一條第二項、第二十三條第一項及び第二十五條の規定による決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

6、7 (同上)

(訴え提起の擬制)

第二十二條 (同上)

2 (同上)

3 第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、民事訴訟法第三百七條、第三百八條及び第三百五十八條の規定の適用については、第五條第二項の書面を訴状とみなす。

(労働審判によらない労働審判事件の終了)

第二十四條 (同上)

2 (同上)

(新設)

(即時抗告)

第二十八條 第三條第一項及び第二項、第六條、第二十一條第二項、第二十三條第一項並びに第二十五條の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(非訟事件手続法及び民事調停法の準用)

第二十九条 特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に関しては、非訟事件手続法第二編の規定(同法第十二条(同法第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)、第二十七条、第四十条、第五十二条、第五十三条及び第六十五条の規定を除く。)を準用する。この場合において、同法第四十三条第四項中「第二項」とあるのは、「労働審判法(平成十六年法律第四十五号)第五条第三項」と読み替えるものとする。

2 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十一条、第十二条、第十六条及び第三十六条の規定は、労働審判事件について準用する。この場合において、同法第十一条中「調停の」とあるのは

「労働審判手続の」と、「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停手続」とあるのは「労働審判手続」と、同法第十二条第一項中「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停の」とあるのは「調停又は労働審判の」と、「調停前の措置」と

(非訟事件手続法及び民事調停法の準用)

第二十九条 労働審判事件に関しては、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編(第三条、第六条、第七条、第十条中民事訴訟に関する法令の規定中人証及び鑑定に関する規定を準用する部分、第十一条、第十三条、第十五条、第二十一条並びに第三十二条を除く。)並びに民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十一条、第十二条、第十六条及び第三十六条の規定を準用する。この場合において、非訟事件手続法第二十六条中「裁判前ノ手続及び裁判ノ告知ノ費用」とあるのは「労働審判事件ニ關スル手続ノ費用」と、民事調停法第十一条中「調停の」とあるのは「労働審判手続の」と、「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、同法第十二条第一項中「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停の」とあるのは「調停又は労働審判の」と、「調停前の措置」とあるのは「調停又は労働審判前の措置」と、同法第三十六条第一項中「前二条」とあるのは「労働審判法(平成十六年法律第四十五号)第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

(新設)

あるのは「調停又は労働審判前の措置」と、同法第三十六条第一項中「前二条」とあるのは「労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

（措置違反に対する制裁）

第三十二条 当事者が正当な理由がなく第二十九条第二項において準用する民事調停法第十二条の規定による措置に従わないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

（措置違反に対する制裁）

第三十二条 当事者が正当な理由がなく第二十九条において準用する民事調停法第十二条の規定による措置に従わないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

改正案

現行

<p>（夫婦財産関係における管理者の変更等） 第六十一条（略） （削る）</p> <p>2 （略） （削る）</p> <p>（破産者の単純承認又は相続放棄の効力等） 第二百三十八条（略）</p>	<p>（夫婦財産関係における管理者の変更等） 第六十一条（同上）</p> <p>2 家事審判法（昭和二十二年法律第五百五十二号）の適用に関しては、前項において準用する民法第七百五十八条第二項及び第三項の規定による財産の管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分は家事審判法第九條第一項乙類に掲げる事項とみなし、前項において準用する民法第八百三十五條の規定による管理権喪失の審判は家事審判法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。</p> <p>（破産者の単純承認又は相続放棄の効力等） 第二百三十八条（同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 前項の規定による申述の受理は、家事審判法の適用に関しては、同法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。</p>
---	---

改正案

現行

<p>（登記義務者の所在が知れない場合の登記の抹消）</p> <p>第七十条 登記権利者は、登記義務者の所在が知れないため登記義務者と共同して権利に関する登記の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、非訟事件手続法第六十六条第一項に規定する除権決定があつたときは、第六十条の規定にかかわらず、当該登記権利者は、単独で前項の登記の抹消を申請することができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（仮登記を命ずる処分）</p> <p>第一百八条 （略）</p> <p>2 5 4 （略）</p> <p>5 非訟事件手続法第二条及び第二編（同法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第五十九条、第六十六条第一項及び第二項並びに第七十二条を除く。）の規定は、前項の即時抗告について準用する。</p>	<p>（登記義務者の所在が知れない場合の登記の抹消）</p> <p>第七十条 登記権利者は、登記義務者の所在が知れないため登記義務者と共同して権利に関する登記の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四百一条に規定する公示催告の申立てをすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、非訟事件手続法第四百八条第一項に規定する除権決定があつたときは、第六十条の規定にかかわらず、当該登記権利者は、単独で前項の登記の抹消を申請することができる。</p> <p>3 （同上）</p> <p>（仮登記を命ずる処分）</p> <p>第一百八条 （同上）</p> <p>2 5 4 （同上）</p> <p>5 非訟事件手続法第五条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条第二項及び第三項、第二十二條、第二十三條並びに第二十五条から第三十二條までの規定は、前項の即時抗告について準用する。</p>
---	--

改正案

現行

（調停の前置に関する特則）

第二十七条 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十

四条の二第一項の事件又は家事事件手続法（平成二十三年法律第

号）第二百五十七条第一項の事件（同法第二百七十七条第一項の事件を除く。）について訴えを提起した当事者が当該訴えの提起前に当該事件について認証紛争解決手続の実施の依頼をし、かつ、当該依頼に基づいて実施された認証紛争解決手続によつては当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合においては、民事調停法第二十四条の二又は家事事件手続法第二百五十七条の規定は、適用しない。この場合において、受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付することができる。

（調停の前置に関する特則）

第二十七条 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十

四条の二第一項の事件又は家事審判法（昭和二十二年法律第百五十

二号）第十八条第一項の事件（同法第二十三条の事件を除く。）について訴えを提起した当事者が当該訴えの提起前に当該事件について認証紛争解決手続の実施の依頼をし、かつ、当該依頼に基づいて実施された認証紛争解決手続によつては当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合においては、民事調停法第二十四条の二又は家事審判法第十八条の規定は、適用しない。この場合において、受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付することができる。

改正案

現行

<p>（解散及び清算についての準用規定） 第五十三条（略）</p> <p>2 組合の解散及び清算については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項（第二号ホ及び第三号イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>（解散及び清算についての準用規定） 第五十三条（同上）</p> <p>2 組合の解散及び清算については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十三条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項（第二号ホ及び第三号イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
--	--

改正案

現行

<p>(適用除外) 第二百三十三条 非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第四編の規定は、株券については、適用しない。</p> <p>(新株予約権証券の喪失) 第二百九十一条 新株予約権証券は、非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。</p> <p>2 新株予約権証券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。</p> <p>(社債券の喪失) 第六百九十九条 社債券は、非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。</p> <p>2 社債券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。</p> <p>(非訟事件の管轄) 第八百六十八条 (略)</p>	<p>(適用除外) 第二百三十三条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三編の規定は、株券については、適用しない。</p> <p>(新株予約権証券の喪失) 第二百九十一条 新株予約権証券は、非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。</p> <p>2 新株予約権証券を喪失した者は、非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。</p> <p>(社債券の喪失) 第六百九十九条 社債券は、非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。</p> <p>2 社債券を喪失した者は、非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。</p> <p>(非訟事件の管轄) 第八百六十八条 (同上)</p>
---	---

2 親会社社員（会社である親会社の株主又は社員に限る。）による

この法律の規定により株式会社を作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての次に掲げる閲覧等（閲覧、謄写、謄本若しくは抄本の交付、事項の提供又は事項を記載した書面の交付をいう。

第八百七十条第二項第一号において同じ。）の許可の申立てに係る事件は、当該株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一、二（略）

3 5（略）

（陳述の聴取）

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定（第二編第九章第二節を除く。）による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

（削る）

一 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百

一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準

2 親会社社員（会社である親会社の株主又は社員に限る。）による

この法律の規定により株式会社を作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての次に掲げる閲覧等（閲覧、謄写、謄本若しくは抄本の交付、事項の提供又は事項を記載した書面の交付をいう。

第八百七十条第一号において同じ。）の許可の申立てに係る事件は、当該株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一、二（同上）

3 5（同上）

（陳述の聴取）

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定（第二編第九章第二節を除く。）による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者（第四号及び第六号にあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。

一 この法律の規定により株式会社を作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧等の許可の申立てについての裁判
当該株式会社

二 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百

一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準

用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人の報酬の額の決定 当該会社（第八百二十七条第二項において準用する第八百二十五条第二項の管理人の報酬の額の決定にあつては、当該外国会社）及び報酬を受ける者

二 清算人又は社債管理者の解任についての裁判 当該清算人又は社債管理者

（削る）

三 第三十三条第七項の規定による裁判 設立時取締役、第二十八条第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人

（削る）

用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人の報酬の額の決定 当該会社及び報酬を受ける者

三 清算人又は社債管理者の解任についての裁判 当該清算人又は社債管理者

（削る）

四 第一百七十七条第二項、第一百九十九条第二項、第一百七十二条第一項、第九十九条第二項（第九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第二項の規定による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）の価格の決定の価格の決定の申立てをすることができる者

五 第三十三条第七項の規定による裁判 設立時取締役、第二十八条第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人

六 第四百四十二条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第七百七十七条第二項の規定による株式の売買価格の決定の売買価格の決定の申立てをすることができる者（第四百四十二条第四項に規定する指定買取人がある場合にあつては、当該指定買取

- 四 第二百七条第七項又は第二百八十四条第七項の規定による裁判
当該株式会社及び第九十九条第一項第三号又は第二百三十六
条第一項第三号の規定により金銭以外の財産を出資する者
- 五 第四百五十五条第二項第二号又は第五百五条第三項第二号の規
定による裁判 当該株主
- 六 第四百五十六条又は第五百六条の規定による裁判 当該株主
- 七 第七百三十二条の規定による裁判 利害関係人
- 八 第七百四十条第一項の規定による申立てを認容する裁判 社債
を發行した会社
- 九 第七百四十一条第一項の許可の申立てについての裁判 社債を
發行した会社
- 十 第八百二十四条第一項の規定による裁判 当該会社
- 十一 第八百二十七条第一項の規定による裁判 当該外国会社
(削る)

2 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、審問の期日を
開いて、申立人及び当該各号に定める者の陳述を聴かなければなら
ない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申
立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

- 一 この法律の規定により株式会社を作成し、又は備え置いた書面
又は電磁的記録についての閲覧等の許可の申立てについての裁判
当該株式会社
- 二 第一百七十七条第二項、第一百九十九条第二項、第九百九十三条第二項（

人を含む。）

- 七 第二百七条第七項又は第二百八十四条第七項の規定による裁判
当該株式会社及び第九十九条第一項第三号又は第二百三十六
条第一項第三号の規定により金銭以外の財産を出資する者
- 八 第四百五十五条第二項第二号又は第五百五条第三項第二号の規
定による裁判 当該株主
- 九 第四百五十六条又は第五百六条の規定による裁判 当該株主
- 十 第七百三十二条の規定による裁判 利害関係人
- 十一 第七百四十条第一項の規定による申立てを認容する裁判 社
債を發行した会社
- 十二 第七百四十一条第一項の許可の申立てについての裁判 社債
を發行した会社
- 十三 第八百二十四条第一項の規定による裁判 当該会社
- 十四 第八百二十七条第一項の規定による裁判 当該外国会社
- 十五 第八百四十三条第四項の申立てについての裁判 同項に規定
する行為をした会社

(新設)

第九百九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第二項の規定による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）の価格の決定 価格の決定の申立てをすることができる者（申立人を除く。）

三 第四百四十四条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第七百七十七条第二項の規定による株式の売買価格の決定 売買価格の決定の申立てをすることができる者（申立人を除く。）

四 第七十二条第一項の規定による株式の価格の決定 当該株式会社

五 第八百四十三条第四項の申立てについての裁判 同項に規定する行為をした会社

（申立書の写しの送付等）

第八百七十条の二 裁判所は、前条第二項各号に掲げる裁判の申立てがあつたときは、当該各号に定める者に対し、申立書の写しを送付しなければならない。

2 前項の規定により申立書の写しを送付することができない場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。申立書の写しの送付に必要な費用を

（新設）

予納しない場合も、同様とする。

3 前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、申立書を却下しなければならない。

4 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

5 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、当該申立てについての裁判をするときは、相当の猶予期間を置いて、審理を最終する日を含め、申立人及び前条第二項各号に定める者に告知しなければならぬ。ただし、これらの者が立ち会うことができる期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

6 裁判所は、前項の規定により審理を終結したときは、裁判をする日を含め、これを同項の者に告知しなければならない。

7 裁判所は、第一項の申立てが不適法であるとき、又は申立てに理由がないことが明らかなきは、同項及び前二項の規定にかかわらず、直ちに申立てを却下することができる。

8 前項の規定は、前条第二項各号に掲げる裁判の申立てがあつた裁判所が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い当該各号に定める者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときについて準用する。

（理由の付記）

第八百七十一条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

（理由の付記）

第八百七十一条 （同上）

- 一 第八百七十条第一項第一号に掲げる裁判
- 二 (略)

(即時抗告)

第八百七十二条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一 三 (略)

四 第八百七十条第一項各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者(同項第一号、第三号及び第四号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者)

五 第八百七十条第二項各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者

(抗告状の写しの送付等)

第八百七十二条の二 裁判所は、第八百七十条第二項各号に掲げる裁判に対する即時抗告があつたときは、申立人及び当該各号に定める者(抗告人を除く。)に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。この場合においては、第八百七十条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

2 第八百七十条の二第五項から第八項までの規定は、前項の即時抗告があつた場合について準用する。

(原裁判の執行停止)

第八百七十三条 第八百七十二条の即時抗告は、執行停止の効力を有

- 一 前条第二号に掲げる裁判
- 二 (同上)

(即時抗告)

第八百七十二条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 三 (同上)

四 第八百七十条各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者(同条第二号、第五号及び第七号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者)

(新設)

(新設)

(原裁判の執行停止)

第八百七十三条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただ

する。ただし、第八百七十条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(不服申立ての制限)

第八百七十四条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 第八百七十条第一項第一号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定の裁判

二、三 (略)

四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第八百七十条第一項第九号及び第二項第一号に掲げる裁判を除く。）

し、次に掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

一 第八百七十条第二号に掲げる裁判

二 第八百七十条第三号に掲げる裁判

三 第八百七十条第五号及び第七号に掲げる裁判

四 第八百七十条第十一号に掲げる裁判

(不服申立ての制限)

第八百七十四条 (同上)

一 第八百七十条第二号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定の裁判

二、三 (同上)

四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判（第八百七十条第一号及び第十二号に掲げる裁判を除く。）

(非訟事件手続法の規定の適用除外)

第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しない。

(不服申立て)

第八百八十四条 (略)

2 (略)

(削る)

(事件に関する文書の閲覧等)

第八百八十六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第二編第九章第二節若しくはこの節又は非訟事件手続法第二編(特別清算開始の命令があつた場合にあつては、同章第一節若しくは第二節若しくは第一節(同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。))若しくはこの節又は非訟事件手続法第二編の規定(これらの規定において準用するこの法律その他の法律の規定を含む。)に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件(以下この条及び次条第一項において「文書等」という。)の閲覧を請求することができる。

2 4 (略)

5 非訟事件手続法第三十二条第一項から第四項までの規定は、特別清算の手続には、適用しない。

(非訟事件手続法の規定の適用除外)

第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第十五条の規定は、適用しない。

(不服申立て)

第八百八十四条 (同上)

2 (同上)

3 非訟事件手続法第二十條の規定は、特別清算の手続に関する決定については、適用しない。

(事件に関する文書の閲覧等)

第八百八十六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第二編第九章第二節若しくはこの節又は非訟事件手続法第一編(特別清算開始の命令があつた場合にあつては、同章第一節若しくは第二節若しくは第一節(同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。))若しくはこの節又は非訟事件手続法第一編の規定(これらの規定において準用するこの法律その他の法律の規定を含む。)に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件(以下この条及び次条第一項において「文書等」という。)の閲覧を請求することができる。

2 4 (同上)

5 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、文書等について準用する。

(法務大臣の関与)

第九百四条 (略)

2、3 (略)

4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、第八百七十二条第四号に定める者のほか、法務大臣も、即時抗告をすることができる。

(会社の財産に関する保全処分についての特則)

第九百五条 裁判所が第八百二十五条第一項(第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の保全処分をした場合には、非訟事件の手続の費用は、会社又は外国会社の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

2 (略)

(法務大臣の関与)

第九百四条 (同上)

2、3 (同上)

4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、法務大臣は、即時抗告をすることができる。

(会社の財産に関する保全処分についての特則)

第九百五条 裁判所が第八百二十五条第一項(第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の保全処分をした場合には、非訟事件の手続の費用は、会社又は外国会社の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

2 (同上)

百二十二 郵政改革法（平成二十三年法律第 号）第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（第五十六号関係）

改正案	現行
<p>(議事録) 第四十五条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(議事録) 第四十五条 (同上)</p> <p>2~4 (同上)</p> <p>5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。</p> <p>6 (同上)</p>

改正案

現行

<p>（陳述の聴取）</p> <p>第二百八十九条 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。</p> <p>一、六（略）</p> <p>（即時抗告）</p> <p>第二百九十一条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。</p> <p>一、二（略）</p> <p>（非訟事件手続法の規定の適用除外）</p> <p>第二百九十四条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しない。</p> <p>（法務大臣の関与）</p> <p>第二百九十六条（略）</p>	<p>（陳述の聴取）</p> <p>第二百八十九条 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。</p> <p>一、六（同上）</p> <p>（即時抗告）</p> <p>第二百九十一条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。</p> <p>一、二（同上）</p> <p>（非訟事件手続法の規定の適用除外）</p> <p>第二百九十四条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第十五条の規定は、適用しない。</p> <p>（法務大臣の関与）</p> <p>第二百九十六条（同上）</p>
--	--

2、3 (略)

4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、第二百九十一条第二号に定める者のほか、法務大臣も、即時抗告をすることができる。

(一般社団法人等の財産に関する保全処分についての特則)

第二百九十七条 裁判所が第二百六十二条第一項の保全処分をした場

合には、非訟事件の手続の費用は、一般社団法人等の負担とする。

当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

2 (略)

2、3 (同上)

4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、法務大臣は、即時抗告をすることができる。

(一般社団法人等の財産に関する保全処分についての特則)

第二百九十七条 裁判所が第二百六十二条第一項の保全処分をした場

合には、非訟事件手続法第二十六条本文の費用は、一般社団法人等の負担とする。

当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

2 (同上)

改正案

現行

<p>（不動産登記法等の特例）</p> <p>第三十三条の二 法務大臣は、次に掲げる登記所の業務（以下この条において「特定業務」という。）を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）第八條において準用する不動産登記法第百十九条第一項の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第八條において準用する不動産登記法第百十九条第二項の規定に基づく同項の書面の交付並びに外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第八條において準用する不動産登記法第百二十一条第二項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（閲覧については、同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。）</p> <p>十一〇十三 （略）</p> <p>二〇九 （略）</p>	<p>（不動産登記法等の特例）</p> <p>第三十三条の二 （同上）</p> <p>一〇九 （同上）</p> <p>十 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十二条第一項において準用する不動産登記法第百十九条第一項の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び非訟事件手続法第百二十二条第一項において準用する不動産登記法第百十九条第二項の規定に基づく同項の書面の交付並びに非訟事件手続法第百二十二条第一項において準用する不動産登記法第百二十一条第二項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（閲覧については、同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。）</p> <p>十一〇十三 （同上）</p> <p>二〇九 （同上）</p>
---	--

改正案

現行

<p>・遺言信託における裁判所による受託者の選任</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定による受託者の選任の裁判に対しては、受益者又は既に存する受託者に限り、即時抗告をすることができる。</p> <p>4（略）</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第四十六条（略）</p> <p>2、6（略）</p> <p>7 第五項の規定による検査役の報酬を定める裁判に対しては、受託者及び第二項の検査役に限り、即時抗告をすることができる。</p> <p>（受託者の解任）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>2、6（略）</p> <p>7 第四項の規定による解任の裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者に限り、即時抗告をすることができる。</p> <p>8（略）</p>	<p>（遺言信託における裁判所による受託者の選任）</p> <p>第六条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 第一項の規定による受託者の選任の裁判に対しては、受益者又は既に存する受託者は、即時抗告をすることができる。</p> <p>4（同上）</p> <p>（検査役の選任）</p> <p>第四十六条（同上）</p> <p>2、6（同上）</p> <p>7 第五項の規定による検査役の報酬を定める裁判に対しては、受託者及び第二項の検査役は、即時抗告をすることができる。</p> <p>（受託者の解任）</p> <p>第五十八条（同上）</p> <p>2、6（同上）</p> <p>7 第四項の規定による解任の裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告をすることができる。</p> <p>8（同上）</p>
--	---

第六十二条 (略)

2、3 (略)

6 第四項の規定による新受託者の選任の裁判に対しては、委託者若しくは受益者又は現に存する受託者に限り、即時抗告をすることができる。

7、8 (略)

(信託財産管理命令)

第六十三条 (略)

2、3 (略)

4 信託財産管理命令及び前項の規定による決定に対しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

(信託財産管理者の報酬等)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に対しては、信託財産管理者に限り、即時抗告をすることができる。

第九十八条 受益権の質権者は、前条の金銭等(金銭に限る。)を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。

2 前項の債権の弁済期が到来していないときは、受益権の質権者は、受託者に同項に規定する金銭等に相当する金額を供託させること

第六十二条 (同上)

2、3 (同上)

6 第四項の規定による新受託者の選任の裁判に対しては、委託者若しくは受益者又は現に存する受託者は、即時抗告をすることができる。

7、8 (同上)

(信託財産管理命令)

第六十三条 (同上)

2、3 (同上)

4 信託財産管理命令及び前項の規定による決定に対しては、利害関係人は、即時抗告をすることができる。

(信託財産管理者の報酬等)

第七十一条 (同上)

2 (同上)

3 第一項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に対しては、信託財産管理者は、即時抗告をすることができる。

第九十八条 受益権に質権を設定した者は、前条の金銭等(金銭に限る。)を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。

2 前項の債権の弁済期が到来していないときは、受益権に質権を設定した者は、受託者に同項に規定する金銭等に相当する金額を供託

ができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

(受益権の価格の決定等)

第四百四条 (略)

2 3 4 (略)

5 第二項の規定による価格の決定の裁判に対しては、申立人及び同項の申立てをすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

6 3 12 (略)

(受益者集会の招集の決定)

第八八条 受益者集会を招集する者(以下この款において「招集者」という。)は、受益者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 3 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(信託管理人の選任)

第二百二十三条 (略)

2 3 6 (略)

7 第四項の規定による信託管理人の選任の裁判に対しては、委託者若しくは受託者又は既に存する信託管理人に限り、即時抗告をすることができる。

させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

(受益権の価格の決定等)

第四百四条 (同上)

2 3 4 (同上)

5 第二項の規定による価格の決定の裁判に対しては、申立人及び同項の申立てをすることができる者は、即時抗告をすることができる。

6 3 12 (同上)

(受益者集会の招集の決定)

第八八条 (同上)

一 3 (同上)

四 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(信託管理人の選任)

第二百二十三条 (同上)

2 3 6 (同上)

7 第四項の規定による信託管理人の選任の裁判に対しては、委託者若しくは受託者又は既に存する信託管理人は、即時抗告をすることができる。

8 (略)

(信託管理人の費用等及び報酬)

第二百二十七条 (略)

258 (略)

9 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判に対しては、受託者及び信託管理人に限り、即時抗告をすることができる。

(信託監督人の選任)

第三百三十一条 (略)

256 (略)

7 第四項の規定による信託監督人の選任の裁判に対しては、委託者、受託者若しくは受益者又は既に存する信託監督人に限り、即時抗告をすることができる。

8 (略)

(特別の事情による信託の変更を命ずる裁判)

第二百五十条 (略)

2 (略)

3 裁判所は、第一項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

4 (略)

8 (同上)

(信託管理人の費用等及び報酬)

第二百二十七条 (同上)

258 (同上)

9 第六項の規定による信託管理人の報酬の裁判に対しては、受託者及び信託管理人は、即時抗告をすることができる。

(信託監督人の選任)

第三百三十一条 (同上)

256 (同上)

7 第四項の規定による信託監督人の選任の裁判に対しては、委託者、受託者若しくは受益者又は既に存する信託監督人は、即時抗告をすることができる。

8 (同上)

(特別の事情による信託の変更を命ずる裁判)

第二百五十条 (同上)

2 (同上)

3 裁判所は、第一項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。

4 (同上)

5 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者に限り、即時抗告をすることができる。

6 (略)

(特別の事情による信託の終了を命ずる裁判)

第六十五条 (略)

2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

3 (略)

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者に限り、即時抗告をすることができる。

5 (略)

(公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判)

第六十六条 (略)

2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

3 (略)

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、同項の申立てをした者又は委託者、受託者若しくは受益者に限り、即時抗告をすること

5 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告をすることができる。

6 (同上)

(特別の事情による信託の終了を命ずる裁判)

第六十五条 (同上)

2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。

3 (同上)

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告をすることができる。

5 (同上)

(公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判)

第六十六条 (同上)

2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。

3 (同上)

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、同項の申立てをした者又は委託者、受託者若しくは受益者は、即時抗告をすることがで

ができる。

5 8 (略)

(法務大臣の関与)

第百六十八条 (略)

2、3 (略)

4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、第百六十六条第四項に規定する者のほか、法務大臣も、即時抗告をすることができる。

(信託財産に関する保全処分)

第百六十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

(保全処分に関する費用の負担)

第百七十一条 裁判所が第百六十九条第一項の規定による保全処分をした場合には、非訟事件の手続の費用は、受託者の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

2 (略)

(新受託者の選任)

第百七十三条 (略)

きる。

5 8 (同上)

(法務大臣の関与)

第百六十八条 (同上)

2、3 (同上)

4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、法務大臣は、即時抗告をすることができる。

(信託財産に関する保全処分)

第百六十九条 (同上)

2 (同上)

3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、利害関係人は、即時抗告をすることができる。

(保全処分に関する費用の負担)

第百七十一条 裁判所が第百六十九条第一項の規定による保全処分をした場合には、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二十六条本文の費用は、受託者の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

2 (同上)

(新受託者の選任)

第百七十三条 (同上)

255 (略)

6 第四項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に対しては、
第一項の新受託者に限り、即時抗告をすることができる。

(受益証券の喪失)

第二百十一条 受益証券は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第
号)第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることが
できる。

2 受益証券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定
する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することが
できない。

3 受益証券を喪失した者が非訟事件手続法第百十四条に規定する公
示催告の申立てをしたときは、当該受益証券を喪失した者は、相当
の担保を供して、受益証券発行信託の受託者に当該受益証券に係る
債務を履行させることができる。

(信託に関する非訟事件の手続の特例)

第二百六十三条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事
件手続法第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、適用しな
い。

255 (同上)

6 第四項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に対しては、
第一項の新受託者は、即時抗告をすることができる。

(受益証券の喪失)

第二百十一条 受益証券は、非訟事件手続法第百四十二条に規定する
公示催告手続によって無効とすることができる。

2 受益証券を喪失した者は、非訟事件手続法第百四十八条第一項に
規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求すること
ができない。

3 受益証券を喪失した者が非訟事件手続法第百五十六条に規定する
公示催告の申立てをしたときは、当該受益証券を喪失した者は、相
当の担保を供して、受益証券発行信託の受託者に当該受益証券に係
る債務を履行させることができる。

(信託に関する非訟事件の手続の特例)

第二百六十三条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事
件手続法第十五条の規定は、適用しない。

改正案

現行

<p>（議決権のある株式の株主の資格等） 第六条（略） 256（略）</p>	<p>（議決権のある株式の株主の資格等） 第六条（同上） 256（同上）</p>
<p>7 会社法第百五十五条（第六号に係る部分に限る。）、第百七十五条から第百七十七条まで、第三百九条第二項（第三号に係る部分に限る。）、第四百六十一条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項（第三号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同法第四百六十二条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>8（略）</p>	<p>7 会社法第百五十五条（第六号に係る部分に限る。）、第百七十五条から第百七十七条まで、第三百九条第二項（第三号に係る部分に限る。）、第四百六十一条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同法第四百六十二条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>8（同上）</p>
<p>附則 （金銭以外の財産の出資） 第十七条 会社法第二百七条、第二百二十二条（第一項第一号を除く。）、第二百十三條（第一項第三号を除く。）、第八百六十八條第一</p>	<p>附則 （金銭以外の財産の出資） 第十七条 会社法第二百七条、第二百二十二条（第一項第一号を除く。）、第二百十三條（第一項第三号を除く。）、第八百六十八條第一</p>

項、第八百七十条第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）
、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は附則第十條第三号に掲げる事項を定め
た場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十九條第二項
、第八百五十條第四項及び第八百五十一條を除く。）の規定はこの
条において準用する同法第二百十二條（第一項第一号を除く。）の
規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場
合において、同法第二百七條第四項、第六項及び第九項第三号、第
二百十三條第一項第一号並びに第八百四十七條第一項及び第四項中
「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第一項中「株式を有
する株主」とあるのは「株式を有する株主（株式会社商工組合中央
金庫法の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から
六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期
間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月
前から施行日まで引き続いて所屬団体であつた者であつて、施行日
から引き続いて株式を有する株主）」と読み替えるものとするほか
、必要な技術的読替へは、政令で定める。

項、第八百七十條（第二号及び第七号に係る部分に限る。）
、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）
、第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）
、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は附則第十條第三号に掲げる事項を定め
た場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十九條第二項、第八
百五十條第四項及び第八百五十一條を除く。）の規定はこの条にお
いて準用する同法第二百十二條（第一項第一号を除く。）の規定に
よる支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合にお
いて、同法第二百七條第四項、第六項及び第九項第三号、第二百十
三條第一項第一号並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務
省令」とあるのは「主務省令」と、同条第一項中「株式を有する株
主」とあるのは「株式を有する株主（株式会社商工組合中央金庫法
の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から六箇月
（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間。以
下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月前から
施行日まで引き続いて所屬団体であつた者であつて、施行日から引
き続いて株式を有する株主）」と読み替えるものとするほか、必要
な技術的読替へは、政令で定める。

百二十七 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）（第六十三条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第十二条 削除</p>	<p>（家事審判法の適用） 第十一条 第八条第一項の許可は、家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。</p>

百二十八 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）（第六十四條關係）

<p>改正案</p>	<p>（費用の徴収） 第二十一条（略） 2 生活保護法第七十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。</p>
<p>現行</p>	<p>（費用の徴収） 第二十一条（同上） 2 生活保護法第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。</p>

改正案	現行
<p>(議事録)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2、4 (略)</p> <p>5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第十九条 (同上)</p> <p>2、4 (同上)</p> <p>5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。</p> <p>6 (同上)</p>

改正案	現行
<p>（事業譲渡等に関する特例）</p> <p>第十条（略）</p> <p>256（略）</p> <p>7 代替許可の決定に対しては、株主は第四項の公告のあつた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。</p> <p>8 非訟事件手続法（平成二十三年法律第 号）第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。</p>	<p>（事業譲渡等に関する特例）</p> <p>第十条（同上）</p> <p>256（同上）</p> <p>7 代替許可の決定に対しては、株主は第四項の公告のあつた日から一週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。</p> <p>8 第三項から前項までに規定するもののほか、代替許可に係る事件に関しては、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編（第二条から第四条まで、第十五条、第十六条、第十八条第一項及び第二項並びに第二十条を除く。）の規定を準用する。</p>